

パブリック・コメント手続(意見募集)

第3期横須賀こども未来プランの
策定について

意見募集期間

令和6年(2024 年)

11 月 11 日(月)～12月 2 日(月)

お問い合わせ先：民生局福祉こども部子育て支援課

電話 046-822-8268(直通)

横須賀市児童福祉審議会

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

子ども・子育て支援法では、市町村が5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられているとともに、次世代育成支援対策推進法における「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律における「市町村計画」の策定が規定されています。

第2期計画ではこの3つの計画を併せ、さらに青少年施策を加えた計画としていますが、第3期計画では新たにこども基本法に基づく「市町村こども計画」としても位置づけ、こどもに関連する他計画と調和を保ちながら策定します。

このたびのパブリック・コメント手続は、この第3期横須賀こども未来プラン（案）について、ご意見を伺うものです。

1. 計画の概要

(1) 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）まで（5年間）

(2) 策定方法

横須賀市は計画策定にあたり、学識経験者や教育・保育・青少年関係団体の代表や施設等利用者等で構成される横須賀市児童福祉審議会から意見を聞くこととし、令和5年6月に当審議会へ諮問し、子ども・子育て分科会において審議を重ねて案を作成しました。

2. 今後のスケジュール（予定）

(1) 児童福祉審議会から市長へ計画案の答申

令和7年1月

(2) 議会報告・公表

令和7年2月

意見の提出方法

1 提出期間 令和6年(2024年)11月11日(月)から
令和6年(2024年)12月2日(月)まで

2 宛 先 民生局福祉こども部子育て支援課計画担当

3 提出方法

- (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
(2) 市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合)学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)

利害関係があることを証する事項

- (3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・民生局福祉こども部子育て支援課(横須賀市役所はぐくみかん5階)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
- ・各行政センター

イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

横須賀市役所 民生局福祉こども部子育て支援課

ウ ファクシミリ

046-827-0652

エ 電子メール

cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。

第3期横須賀こども未来プラン (案)

令和6年11月

目 次

第1章 横須賀こども未来プランについて.....	1
1 プラン策定の趣旨.....	3
2 プランの位置づけ.....	4
3 プランの対象と計画年度.....	4
4 他計画との関係.....	5
 第2章 横須賀市のこどもや子育て家庭等を取り巻く状況.....	 7
1 人口の推移.....	9
2 少子化の現状.....	11
3 こどもと青少年を取り巻く現状.....	17
4 現在の子ども・子育て支援施策と利用状況.....	39
 第3章 基本理念と施策体系.....	 51
1 基本理念.....	53
2 基本理念を実現するための施策体系.....	54
3 施策体系図.....	62
 第4章 具体的な施策.....	 63
1 こどものライフステージを通じた取り組み.....	65
2 こどものライフステージごとの取り組み.....	100
3 子育て当事者に対する取り組み.....	119
4 取り組みを進めるために必要な事項.....	130

第5章 子ども・子育て支援法に基づく特定事業..... 135

1	子ども・子育て支援法に基づく特定事業について.....	137
2	教育・保育提供区域.....	137
3	幼児期の学校教育・保育.....	141
4	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策.....	142
5	地域子ども・子育て支援事業.....	148
6	認定こども園の普及に係る考え方.....	165
7	学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割及びその推進方策.....	165
8	学校教育・保育と小学校等との連携の推進方策.....	166
9	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の考え方.....	166
10	児童虐待対策及び社会的養護体制の充実.....	167

第6章 プランの達成状況の点検及び評価..... 171

1	プランの実施体制.....	173
2	プランの進捗状況の把握.....	173



第1章

横須賀こども
未来プランについて

1 プラン策定の趣旨

我が国のこども・若者を取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題など解決すべき課題が山積しています。また、自殺やいじめ、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

このような状況の下、令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。

また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要な「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されています。

横須賀市においても、令和4年（2022年）7月1日に横須賀市子どもの権利を守る条例が施行されました。この条例は、子どもが保護者の愛情のもとに生まれ、地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長することを見守り、支えるために子どもの権利を明記し、子どもに関わる大人や組織が果たす役割を定め、全ての市民がそれを実践するための指針となるべきものです。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向を踏まえ「第2期横須賀子ども未来プラン」の計画期間が終了することに伴い、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律等に基づいた、こども施策に係る計画を一体的に策定するものです。

2 プランの位置づけ

こども基本法に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、放課後児童対策にかかる市町村における計画を併せ持った計画とします。

3 プランの対象と計画年度

(1) プランの対象

こども・若者※及び子育て当事者とします。ただし、施策の内容によっては、必要に応じて対象年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

※こども基本法及びこども大綱に基づく、こども・若者

(2) プランの期間

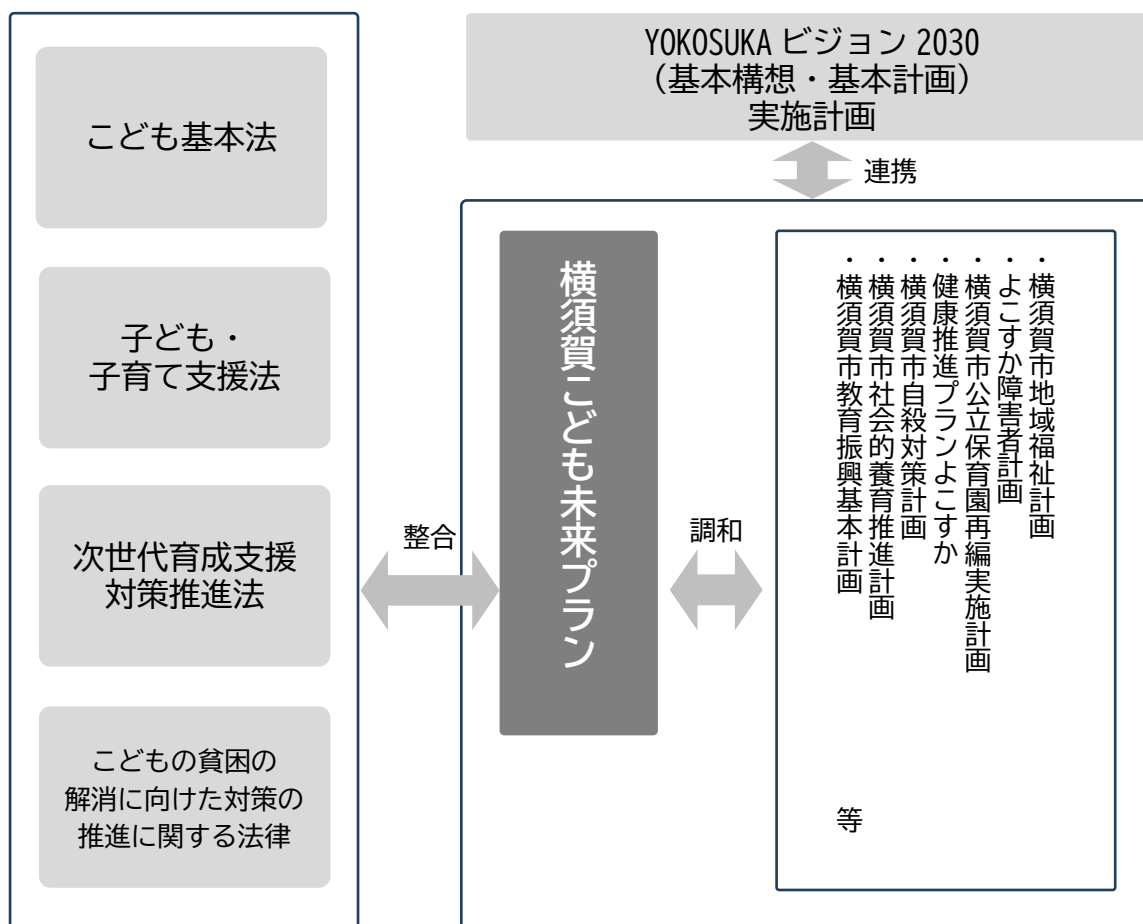
本プランの期間は令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5年間とします。

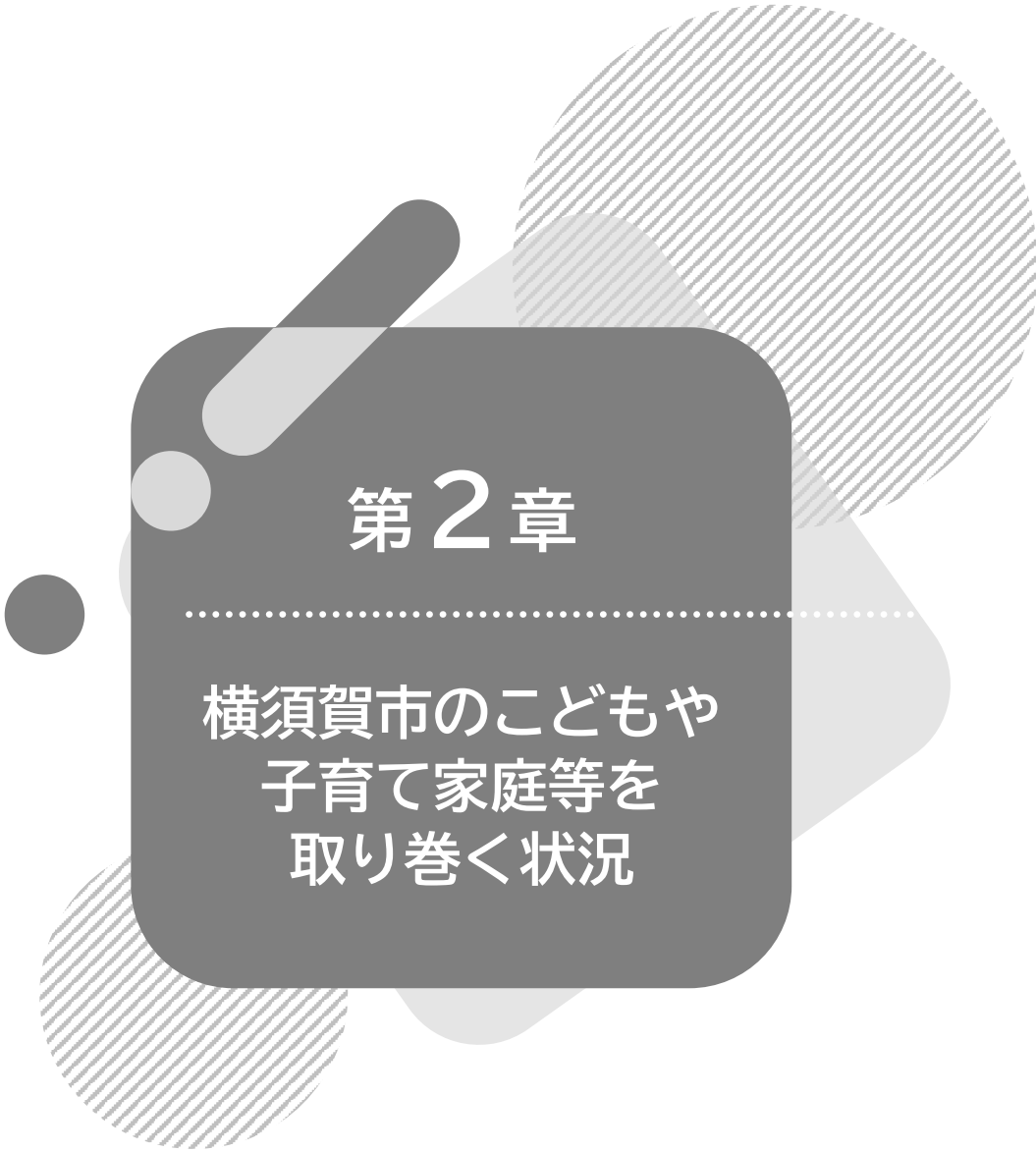
プランの期間

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第2期計画	第3期 横須賀こども未来プラン					次期計画

4 他計画との関係

本計画は、市の未来像を示した「YOKOSUKAビジョン2030」と連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画と調和を保ちます。





第2章

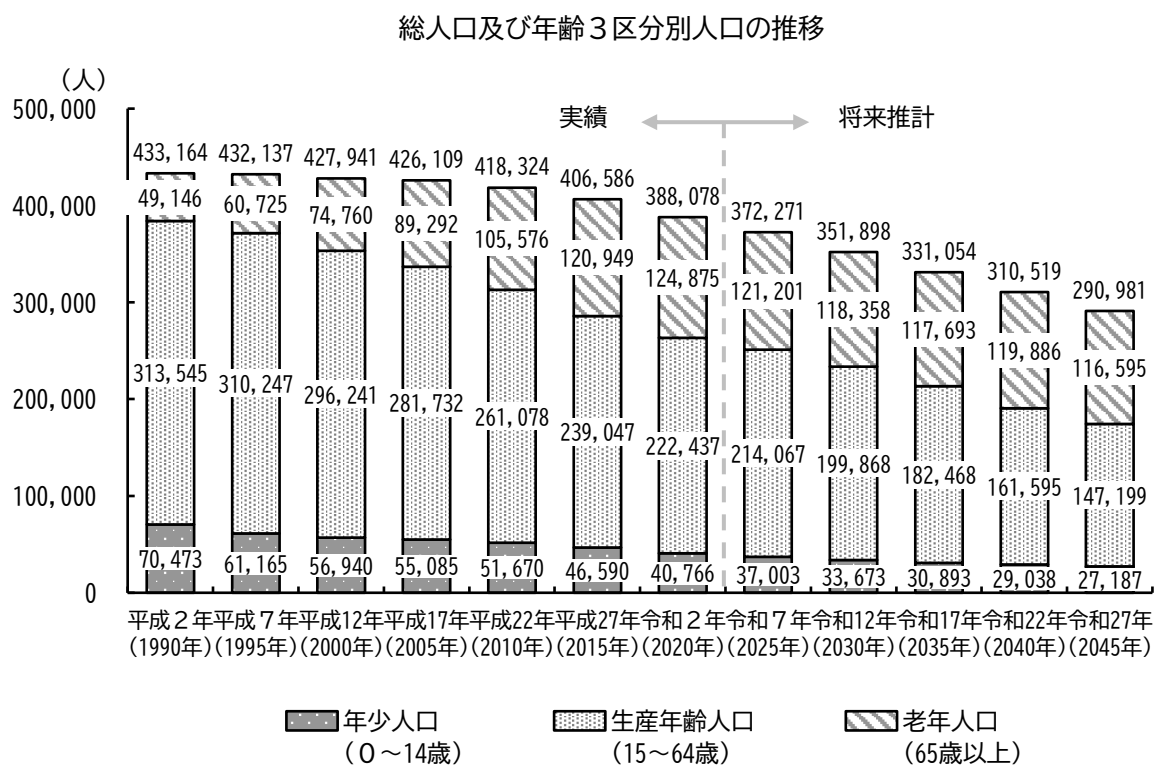
横須賀市のこどもや
子育て家庭等を
取り巻く状況

1 人口の推移

(1) 横須賀市人口の推移

横須賀市の総人口は、年々減少傾向にあります。令和2年には約38万8千人となっており、30年前の平成2年と比較すると約4万5千人の減少となりました。また、年少人口（0歳から14歳）の推移をみると、平成2年の約7万人から令和2年には約4万人まで減少し、横須賀市において急速な少子化が進行しています。

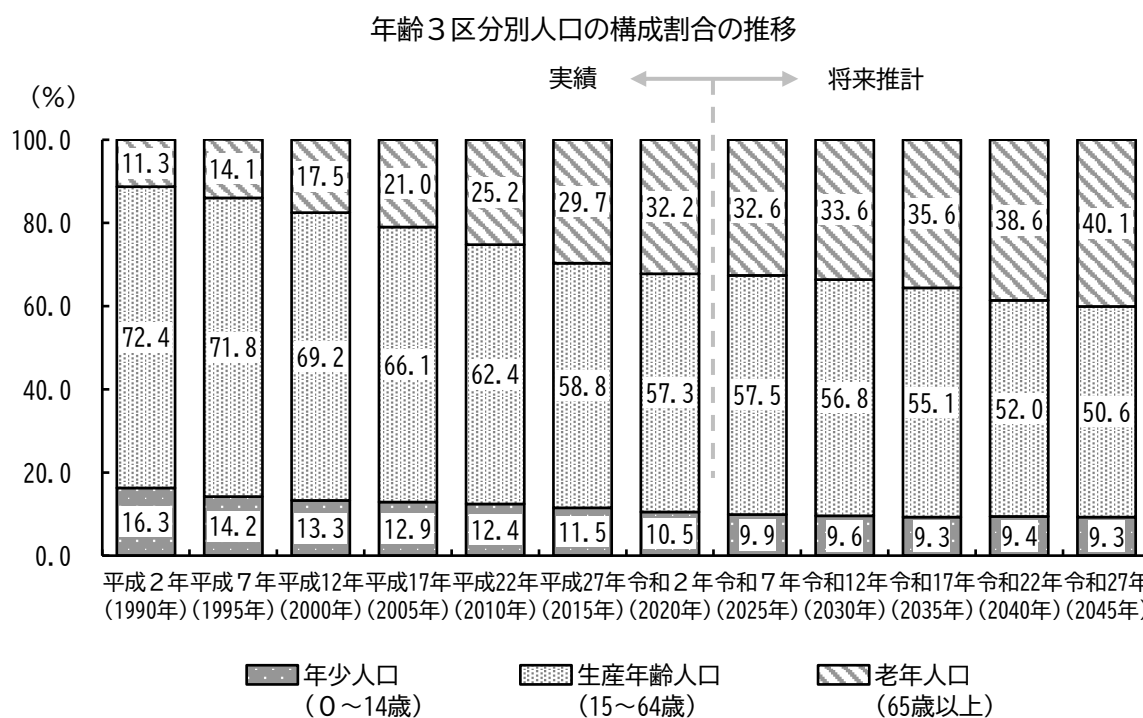
将来の人口については、出生、死亡や人口移動について一定の仮定を設けて推計を行っています。その結果横須賀市の総人口は、令和2年に約38万8千人でしたが、令和12年には約35万2千人に、さらに令和27年には約29万千人まで減少すると推計しています。また、年少人口は、令和2年に約4万人でしたが、令和12年には約3万4千人に、さらに令和27年には約2万7千人に減少していくと推計しています。



※ 推計値については、各年齢階級別の値を小数点以下で四捨五入しているため、合計値と必ずしも一致しない。

資料：総務省「国勢調査」及び「YOKOSUKA ビジョン 2030」

年齢を0歳から14歳の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3つに区分したときの各年齢区分の全体に対する割合の推移について、年少人口の割合は、平成2年には16.3%でしたが令和2年には10.5%まで減少しました。また、生産年齢人口の割合も72.4%から57.3%へ急速に減少しています。さらに将来推計による年少人口割合は、令和2年の10.5%から、令和27年には9.3%へと低下していくと推計しています。

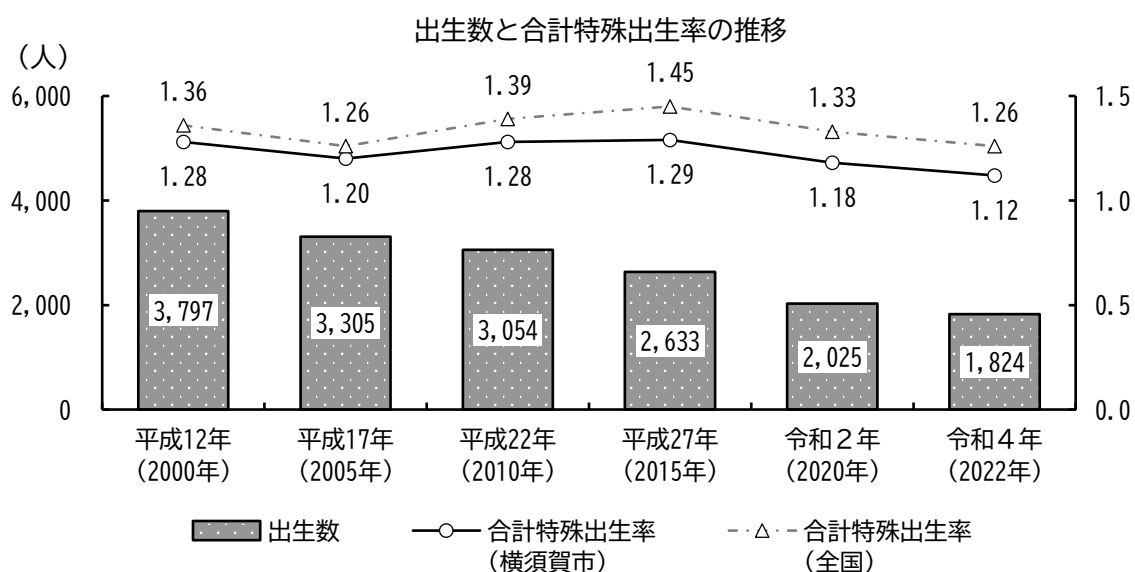


資料：総務省「国勢調査」及び「YOKOSUKA ビジョン 2030」

2 少子化の現状

(1) 出生数及び合計特殊出生率の低下

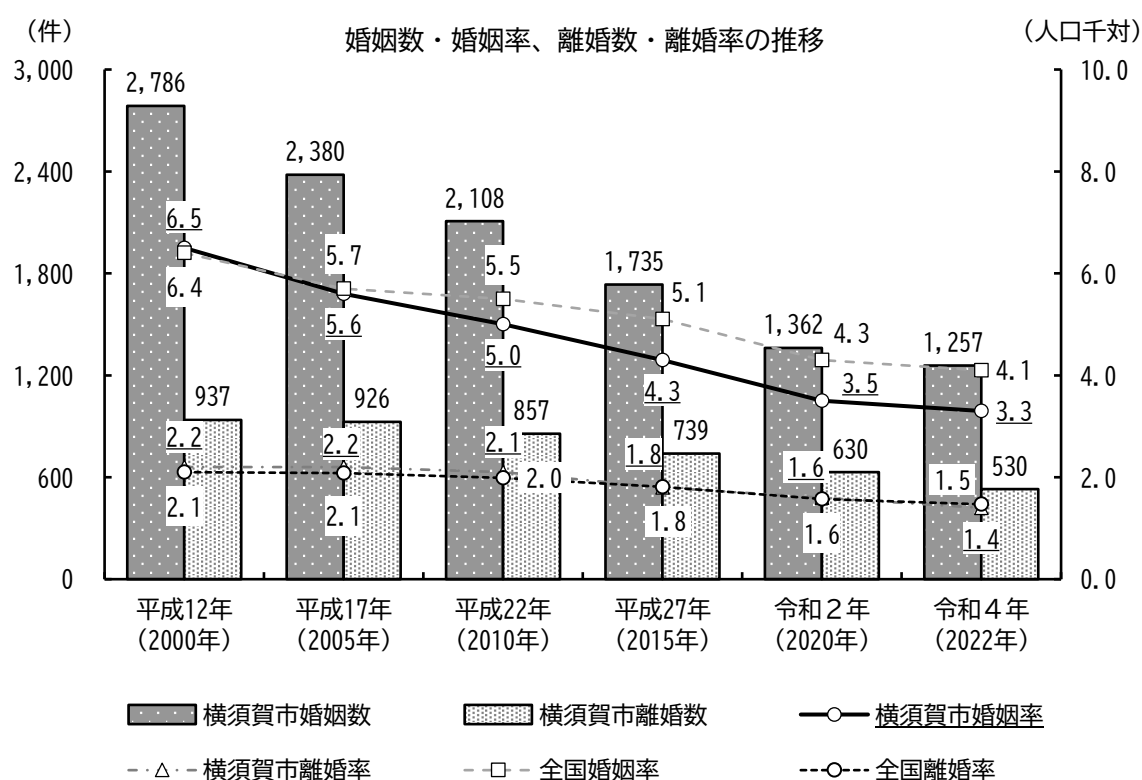
横須賀市の出生数は、平成12年には3,797人でしたが、令和4年には1,824人となりました。平成12年から令和4年の22年間で出生数は52.0%減少しています。全国の合計特殊出生率は平成27年の1.45をピークに令和4年には1.26まで減少しています。平成17年の全国と横須賀市の合計特殊出生率の差は0.06ポイントでしたが、以降、全国に比べ低い水準で推移し、令和4年には0.14ポイントの差が生じています。



資料：横須賀市民生局健康部「衛生年報」

(2) 未婚化、晩婚化の進行

出生数が減少し、少子化が進行した要因の一つとして婚姻件数の減少があげられます。横須賀市の婚姻の動向として、平成12年は婚姻件数が2,786件でしたが、令和4年には1,257件に減少しています。また、人口千人当たりの婚姻率は平成12年から平成17年頃の間では全国の数値と同程度で推移していましたが、平成17年以降横須賀市の数値が下回り、令和4年では国が4.1、横須賀市が3.3で0.8ポイントの差が生じています。なお離婚件数は、平成12年以降は緩やかに減少し、人口千人当たりの離婚率も国、横須賀市とも緩やかに減少しています。

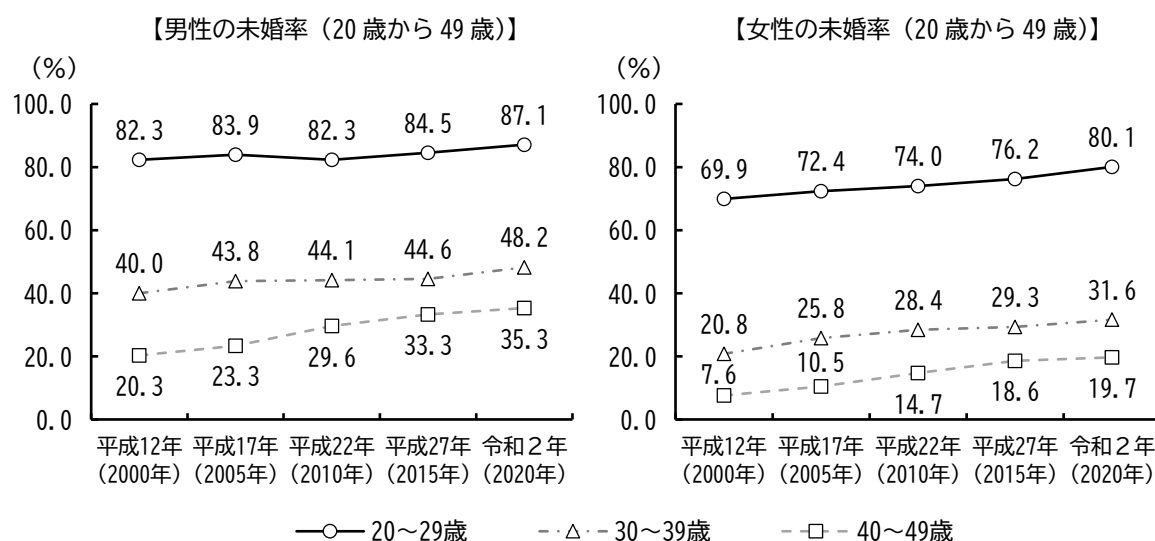


資料：横須賀市民生局健康部「衛生年報」、厚生労働省「人口動態統計」

未婚率の推移をみると、国、横須賀市ともに女性に比べて男性の未婚の割合が高く、横須賀市では男性は30歳代、40歳代、女性では全ての年代で未婚率が上昇しています。

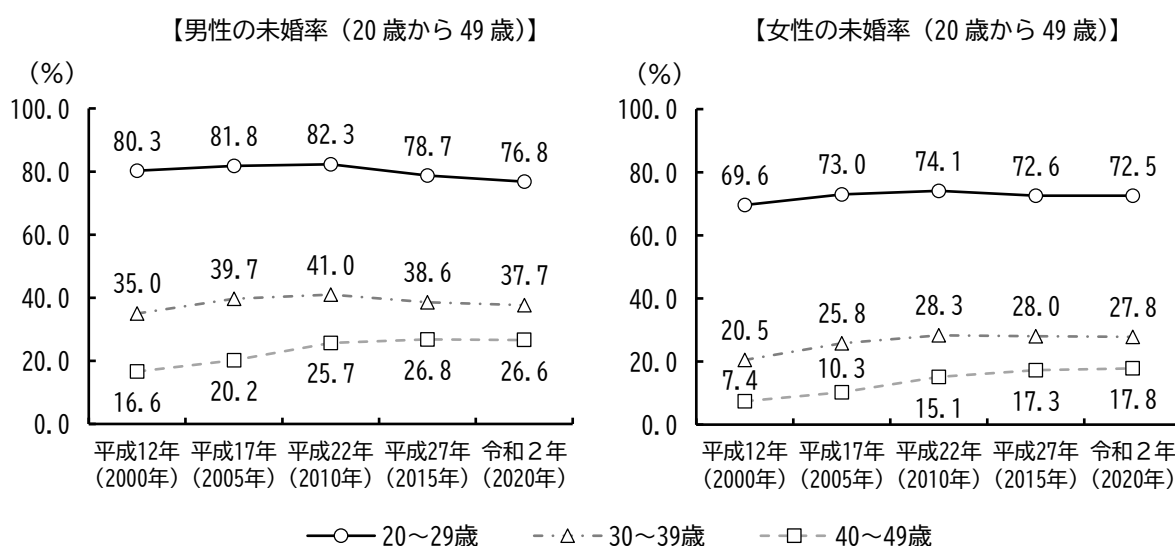
横須賀市の令和2年の30歳代男性未婚率は48.2%に達しています。30歳代の女性の未婚率は、平成12年と令和2年の比較で10.8ポイント上昇し、令和2年では31.6%となっています。

男女別未婚率の推移（横須賀市）



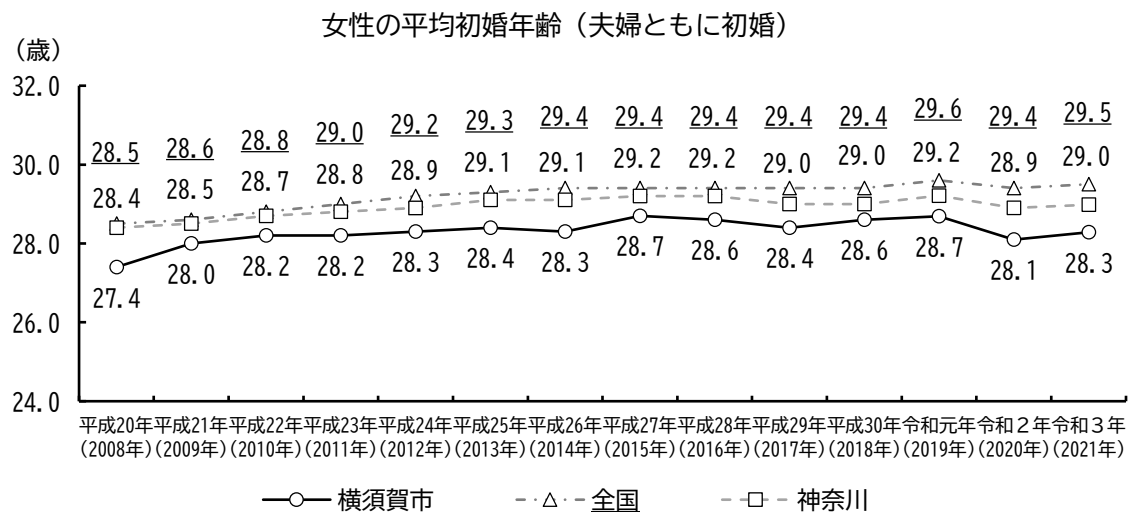
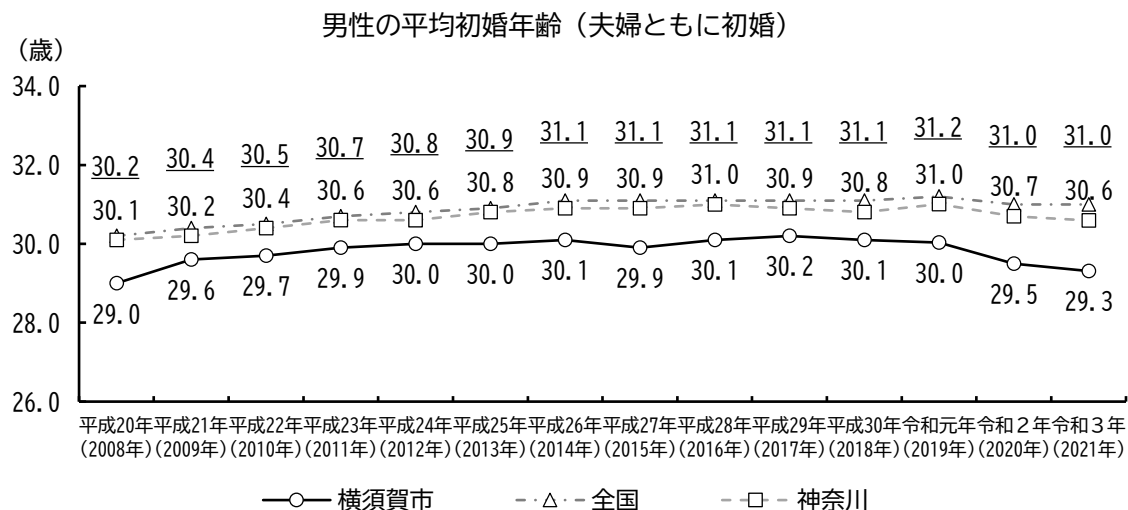
資料：総務省「国勢調査」

男女別未婚率の推移（全国）



資料：総務省「国勢調査」

未婚率の上昇に伴い国、横須賀市の平均初婚年齢（夫婦ともに初婚）は男女ともに上昇傾向にあります。横須賀市の平均初婚年齢は、男女ともに全国や県に比べ概ね1歳程度低く、令和3年には男性が29.3歳、女性が28.3歳となり、10年前の平成23年と比較すると、男性は0.6歳平均初婚年齢が低くなり、女性は0.1歳高くなっています。

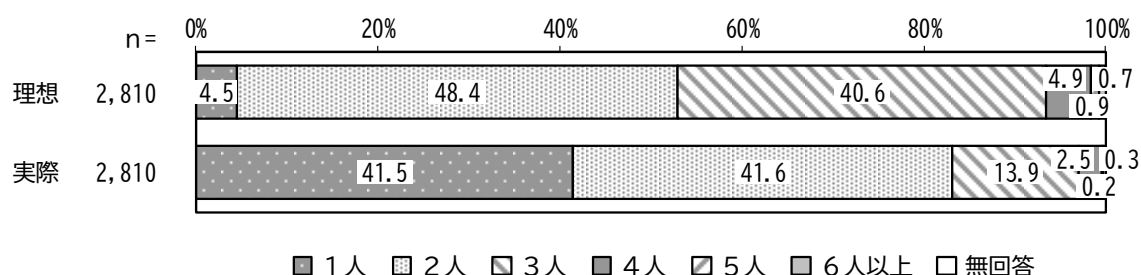


(3) こどもの数に関する希望と実際

理想的なこどもの人数については、就学前児童、小学生いずれも「2人」が最も高く、就学前児童48.4%、小学生45.9%となっており、次いで「3人」が就学前児童40.6%、小学生41.1%となっています。

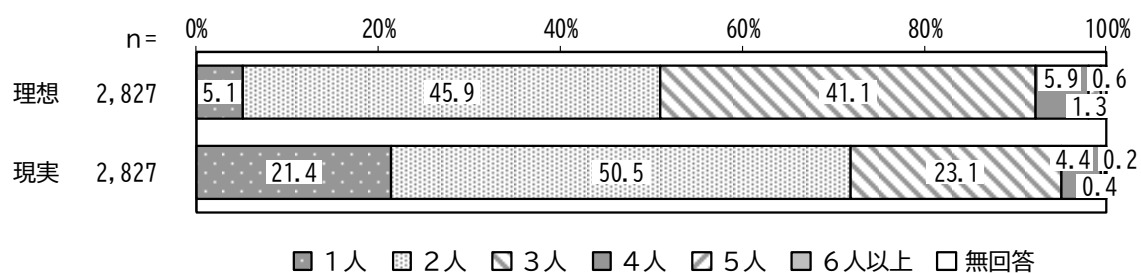
一方で、実際のこどもの人数は「1人」が就学前児童41.5%、小学生21.4%、「2人」が就学前児童41.6%、小学生50.5%となっていて、「3人」は就学前児童13.9%、小学生23.1%となっています。

実際のこどもの人数と理想的な人数の比較（就学前児童）



資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

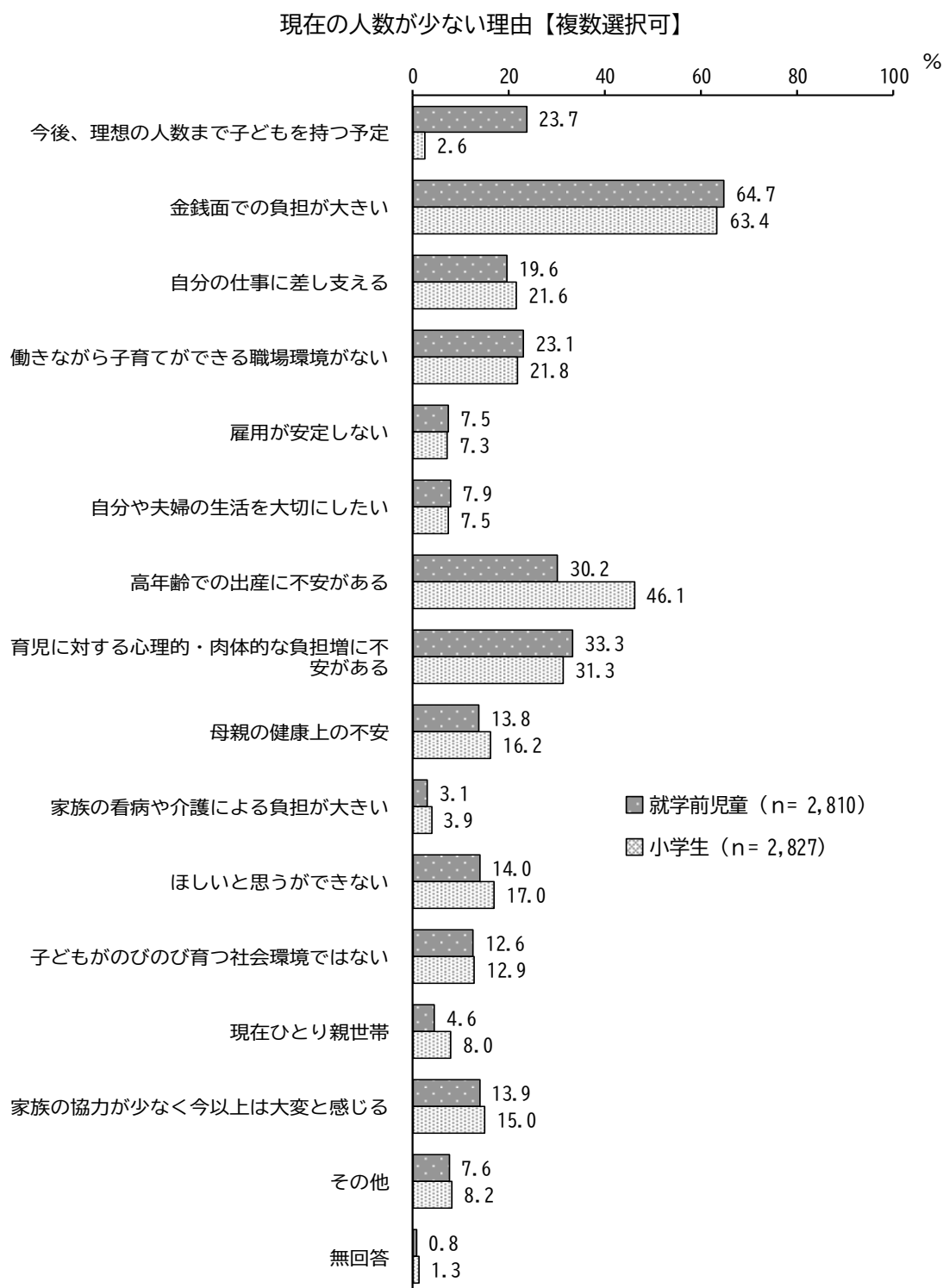
実際のこどもの人数と理想的な人数の比較（小学生）



※ 就学前児童、小学生それぞれ保護者の回答。

資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

現在の人数が少ない理由については、「金銭面での負担が大きい」が最も高く、就学前児童64.7%、小学生63.4%となっており、次いで「育児に対する心理的・肉体的な負担増に不安がある」が就学前児童33.3%、「高年齢での出産に不安がある」が小学生46.1%となっています。



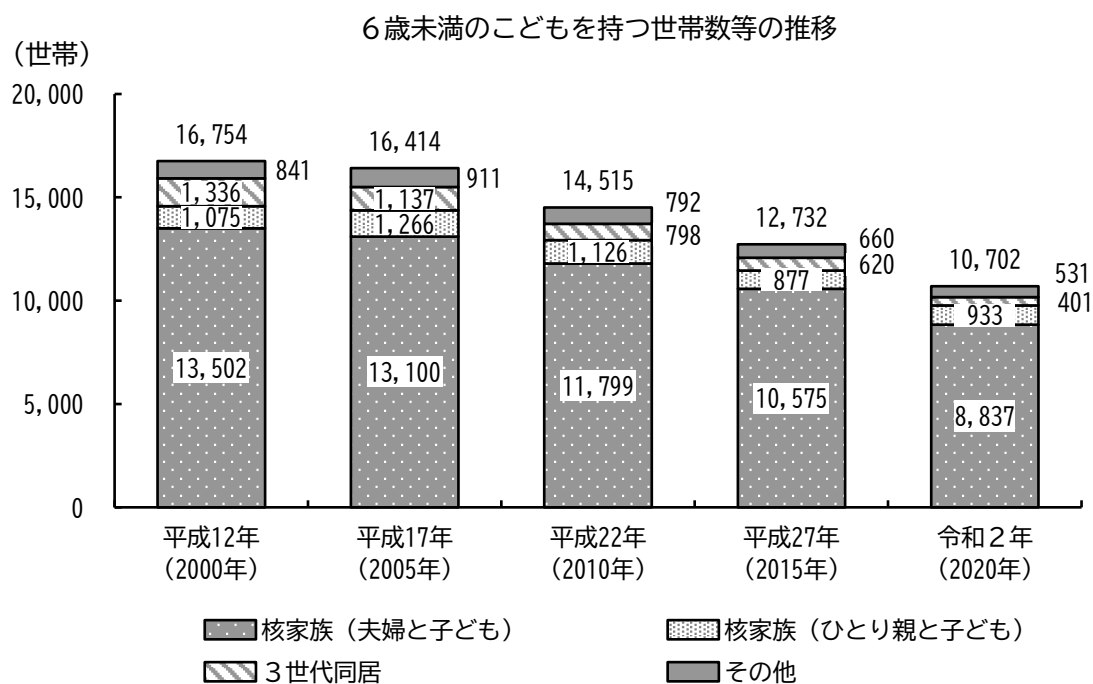
資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

3 こどもと青少年を取り巻く現状

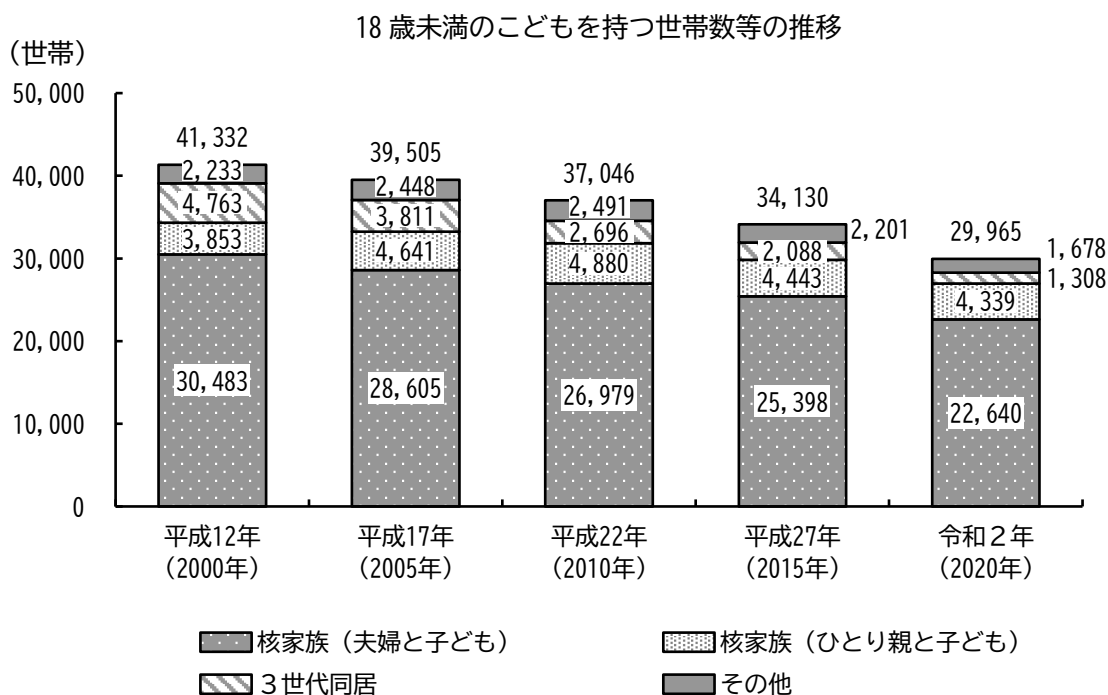
(1) 子育て世帯の減少

6歳未満の子どもを持つ世帯の数は、平成12年から令和2年の20年間で約6,000世帯減少し、18歳未満の子どもを持つ世帯の数は平成12年から令和2年の間に約11,000世帯減少するなど、子どもを持つ世帯数は大きく減少しています。子育て世帯の数が減少することは、身近な地域に同じ年齢の子どもを持つ子育て世帯が減少することにつながり、大人との関わりや地域のつながりを持ちながら育ち、成長することが難しくなる要因になります。

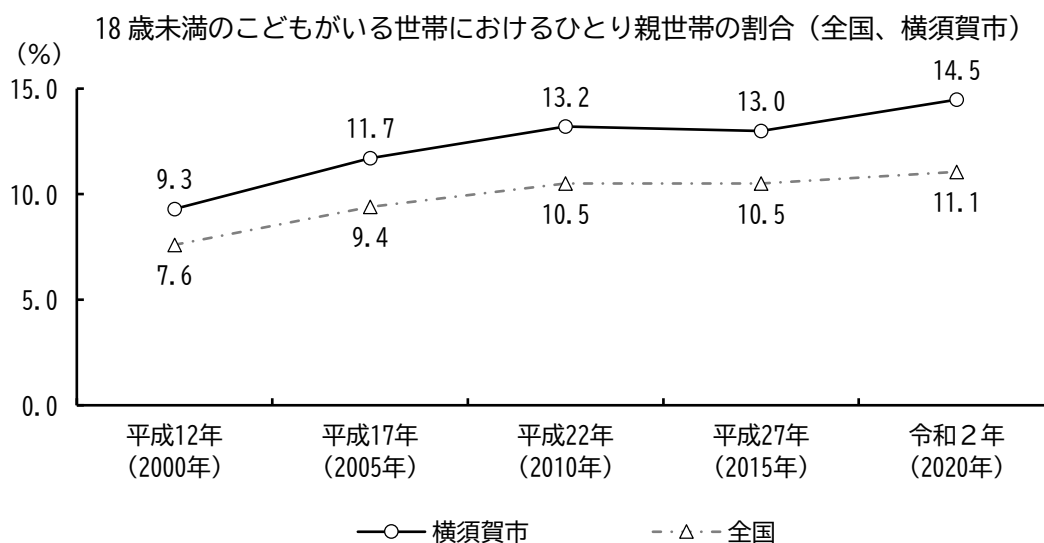
また、子育て世帯の家族構成として、核家族世帯の割合がさらに増加し祖父母、親、子どもが同居する3世代同居世帯の割合は減少するなど家族の規模が小さくなり、子育ての負担感や孤立感が高まる背景となっています。



資料：総務省「国勢調査」



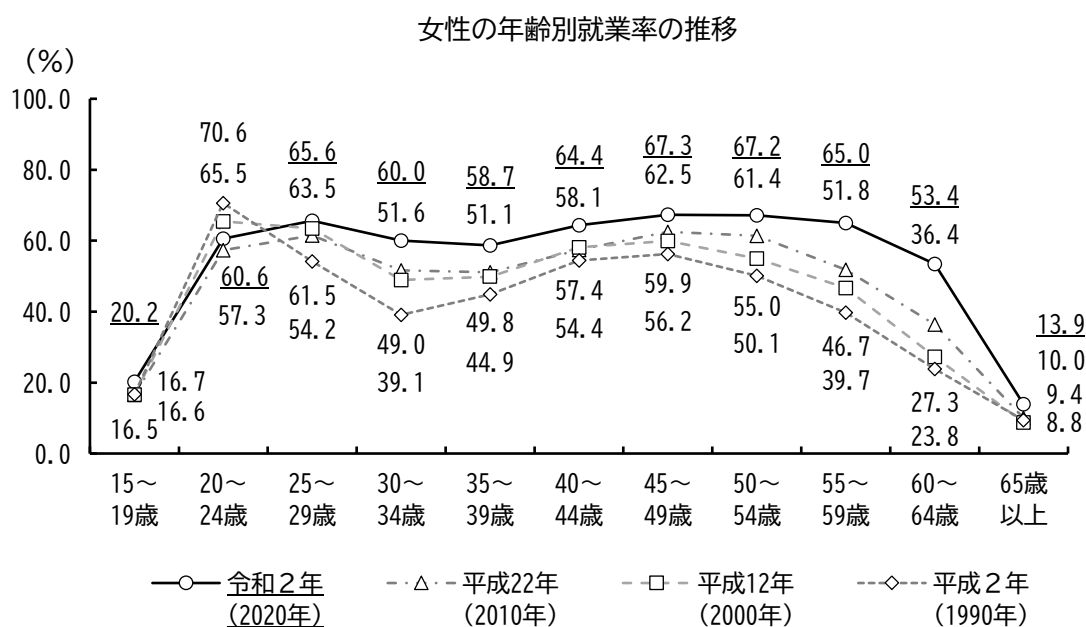
18歳未満のこどもがいる世帯におけるひとり親世帯の割合は、平成12年の9.3%から令和2年の20年間で、約1.5倍となる14.5%となりました。また、全国の数値についても、同様に上昇傾向で推移していますが、横須賀市の数値を国と比較すると、2～3%程度高い傾向にあります。



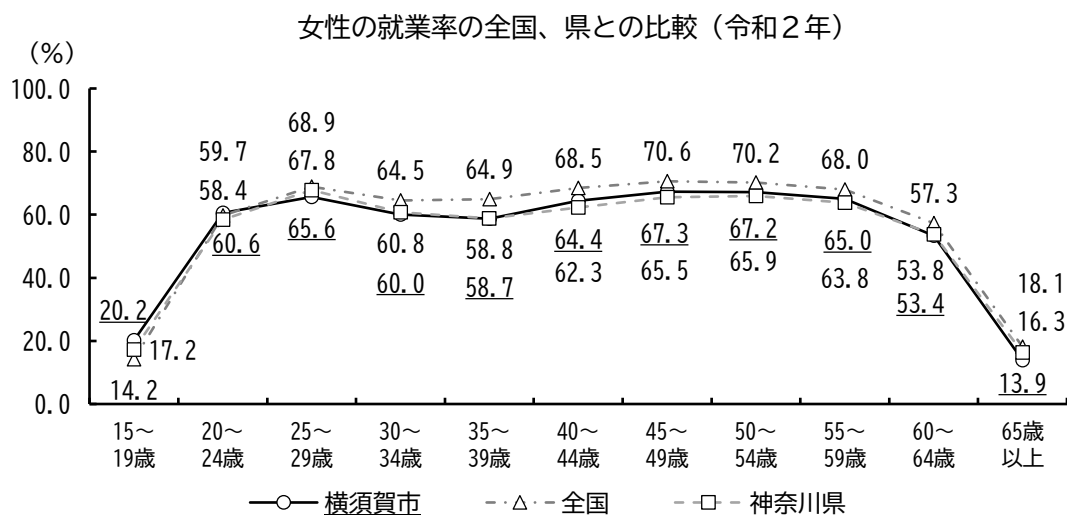
(2) 共働き世帯の増加

我が国の女性の年齢別就業率は、30歳代に底のあるM字カーブを描いています。これは結婚、出産、育児をきっかけに女性が仕事を辞め、就業率が落ち込むことが要因となっています。

横須賀市においても、女性の年代別就業率はM字カーブを描いていますが、平成2年から令和2年の変化を見ると、M字カーブの底が徐々に浅くなってきており、30歳代から40歳代を中心とする子育て世代においても就労する女性の割合が高まっていることを示しています。また、全国や神奈川県と比較すると、全国より下回っているものの、神奈川県とは同程度となっています。

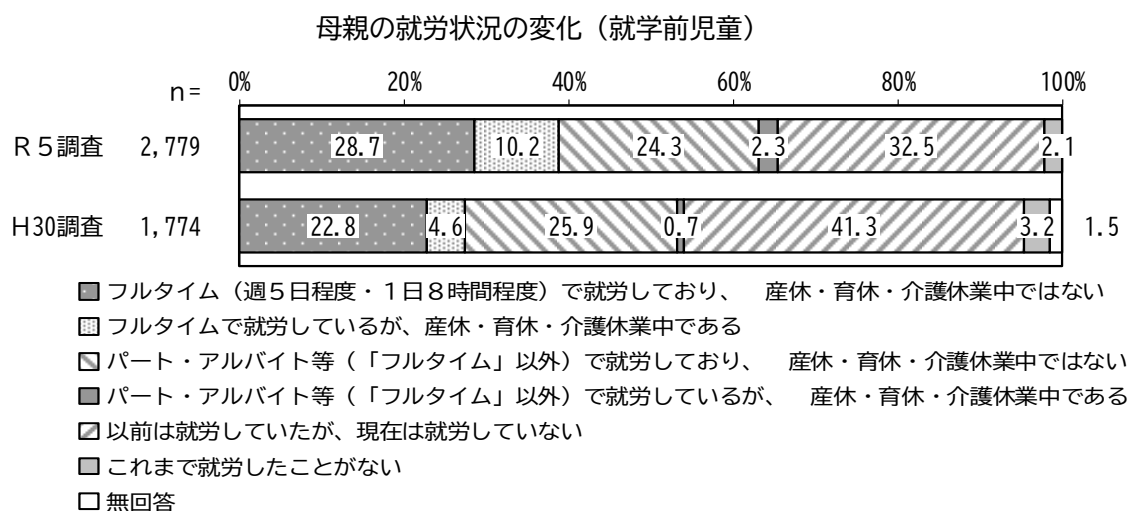


資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

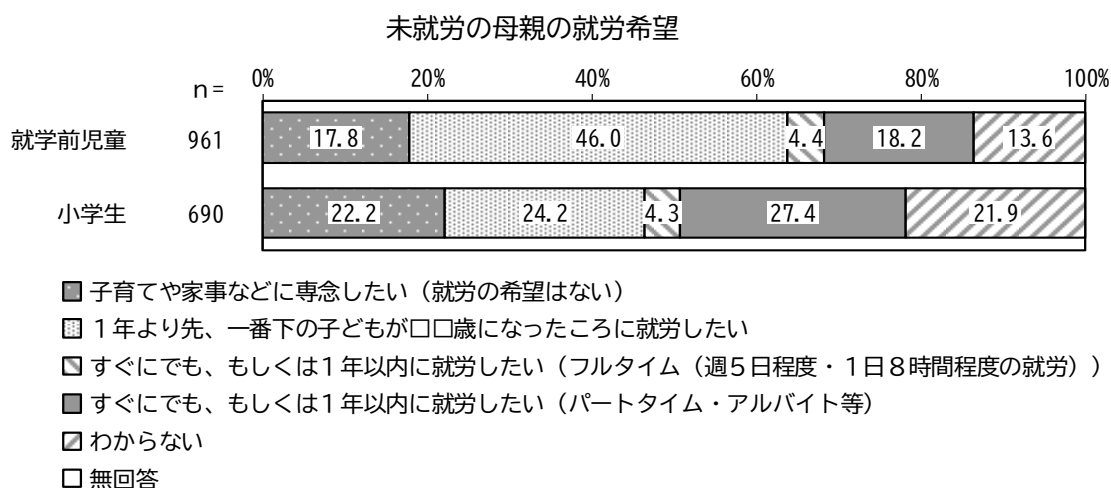
前回調査と比較すると、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」を合わせた就労している母親の割合が、就学前児童では4.3ポイント高くなっています。



資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

現在就労していないが今後の就労希望がある就学前児童の母親は68.6%、その内訳は「1年より先、一番下のこどもが□□歳になったところに就労したい」が46.0%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が22.6%となっており、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」が18.2%、「フルタイム」が4.4%となっています。

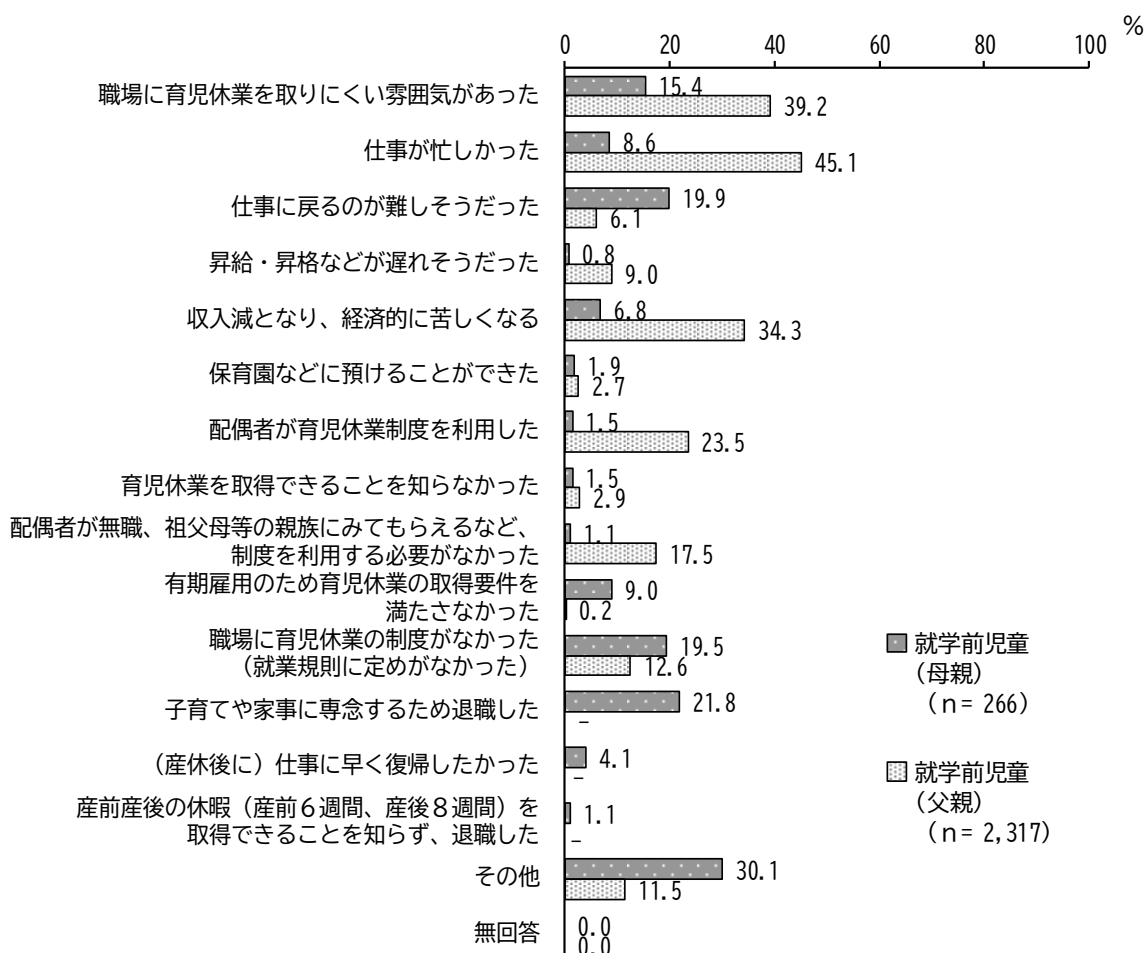
現在就労していないが今後の就労希望がある小学生の母親は55.9%、その内訳は「1年より先、一番下のこどもが□□歳になったところに就労したい」が24.2%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.7%となっており、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」が27.4%、「フルタイム」が4.3%となっています。



資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

育児休業を取得していない理由については、就学前児童の母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が21.8%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」が19.9%となっています。父親では「仕事が忙しかった」が45.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が39.2%となっています。

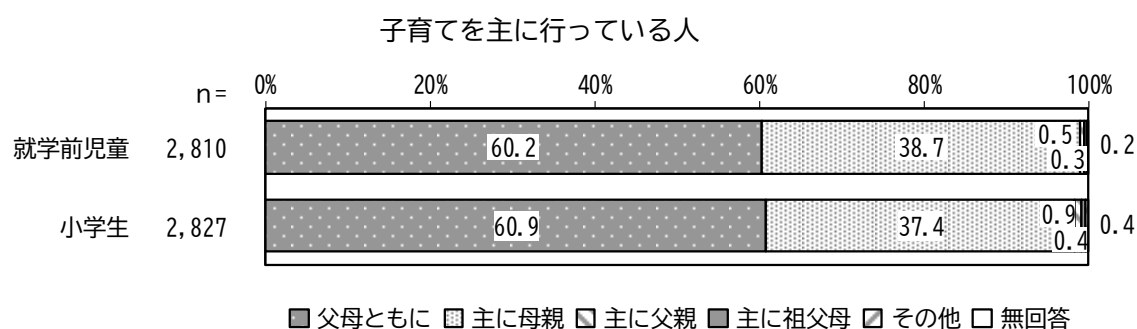
育児休業を取得していない理由【複数選択可】（就学前児童）



資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

(3) 子育ての孤立化と負担感の増加

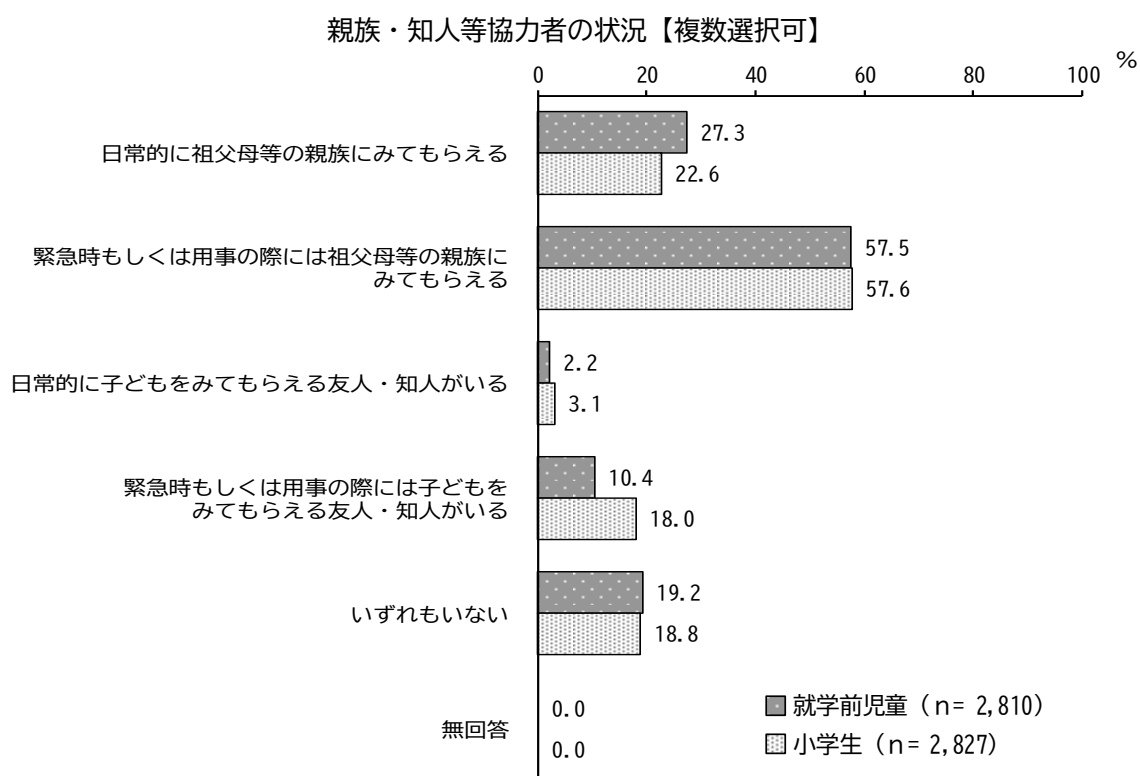
子育てを主に行っている方の状況については、就学前児童・小学生いずれも「父母ともに」が就学前児童60.2%、小学生60.9%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童38.7%、小学生37.4%となっています。



資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

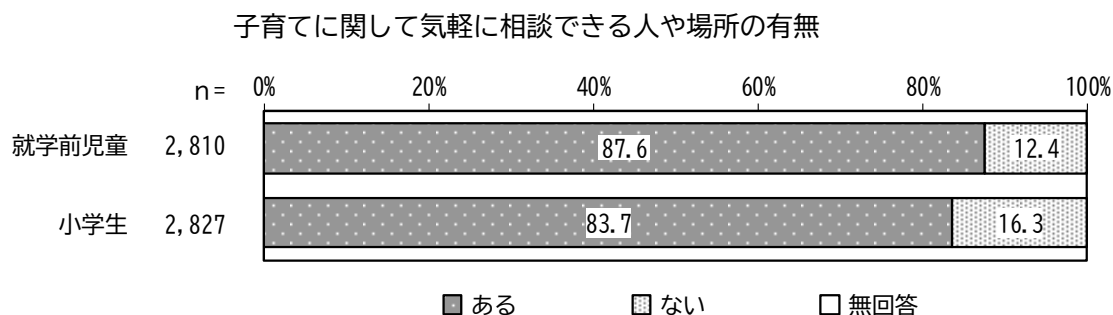
親族・知人等協力者の状況については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童57.5%、小学生57.6%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童27.3%、小学生22.6%となっています。

一方で、「いずれもない」が就学前児童19.2%、小学生18.8%となっており、5人に約1人は親族・知人等の協力者がいない状況となっています。



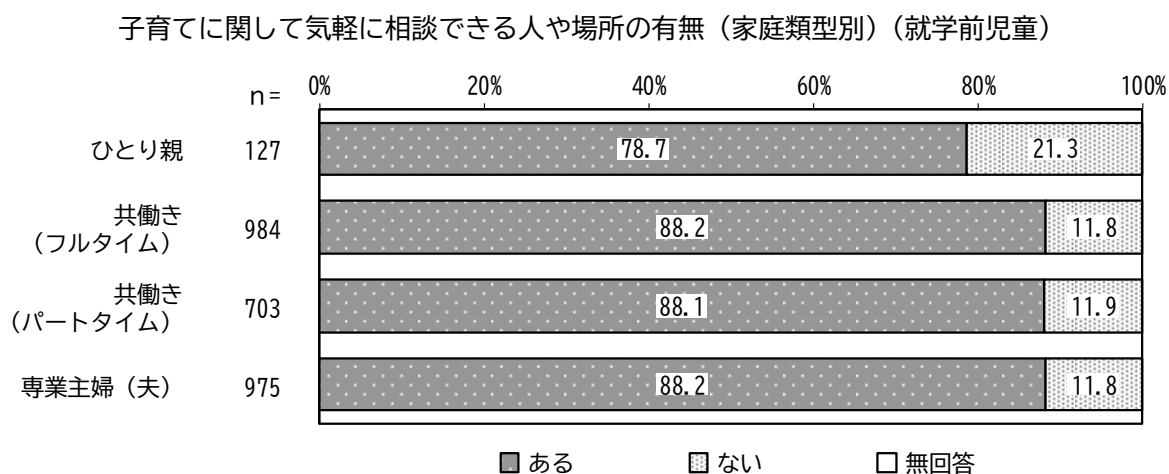
資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

気軽に相談できる人や場所の有無については、「ある」が就学前児童87.6%、小学生83.7%となっています。



資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

家庭類型別にみると、就学前児童のひとり親では「ある」が他の家庭類型よりも約9ポイント低くなっています。



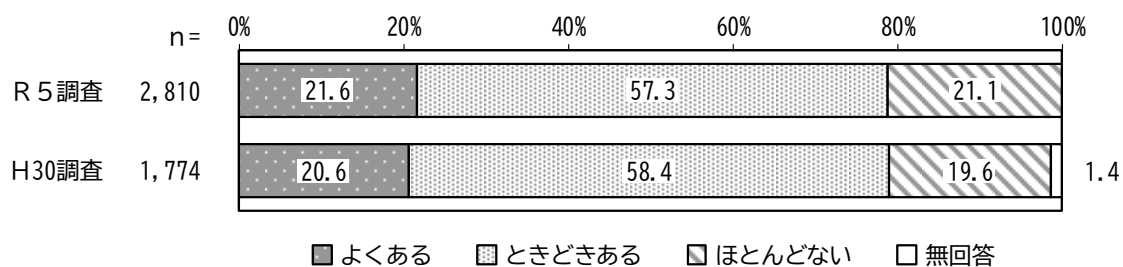
資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

(4) 子育てに関する不安や悩み

子育ての不安やストレスについては、「よくある」と「ときどきある」の合計が就学前児童78.9%、小学生73.5%となっています。

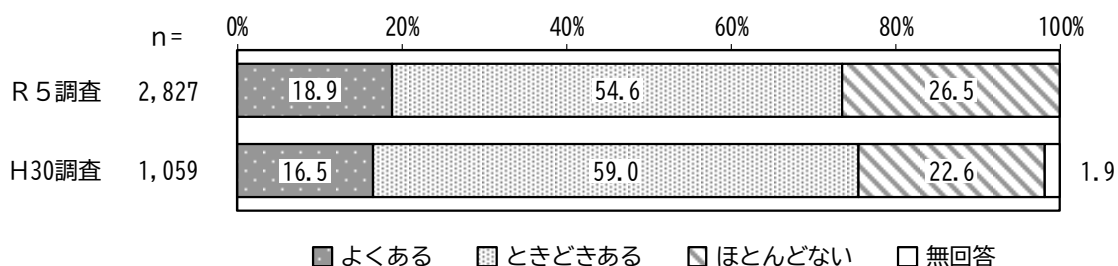
前回調査と比較すると、「よくある」が就学前児童では1.0ポイント、小学生では2.4ポイント高くなっています。

子育ての不安やストレスの有無（前回比較）（就学前児童）



資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

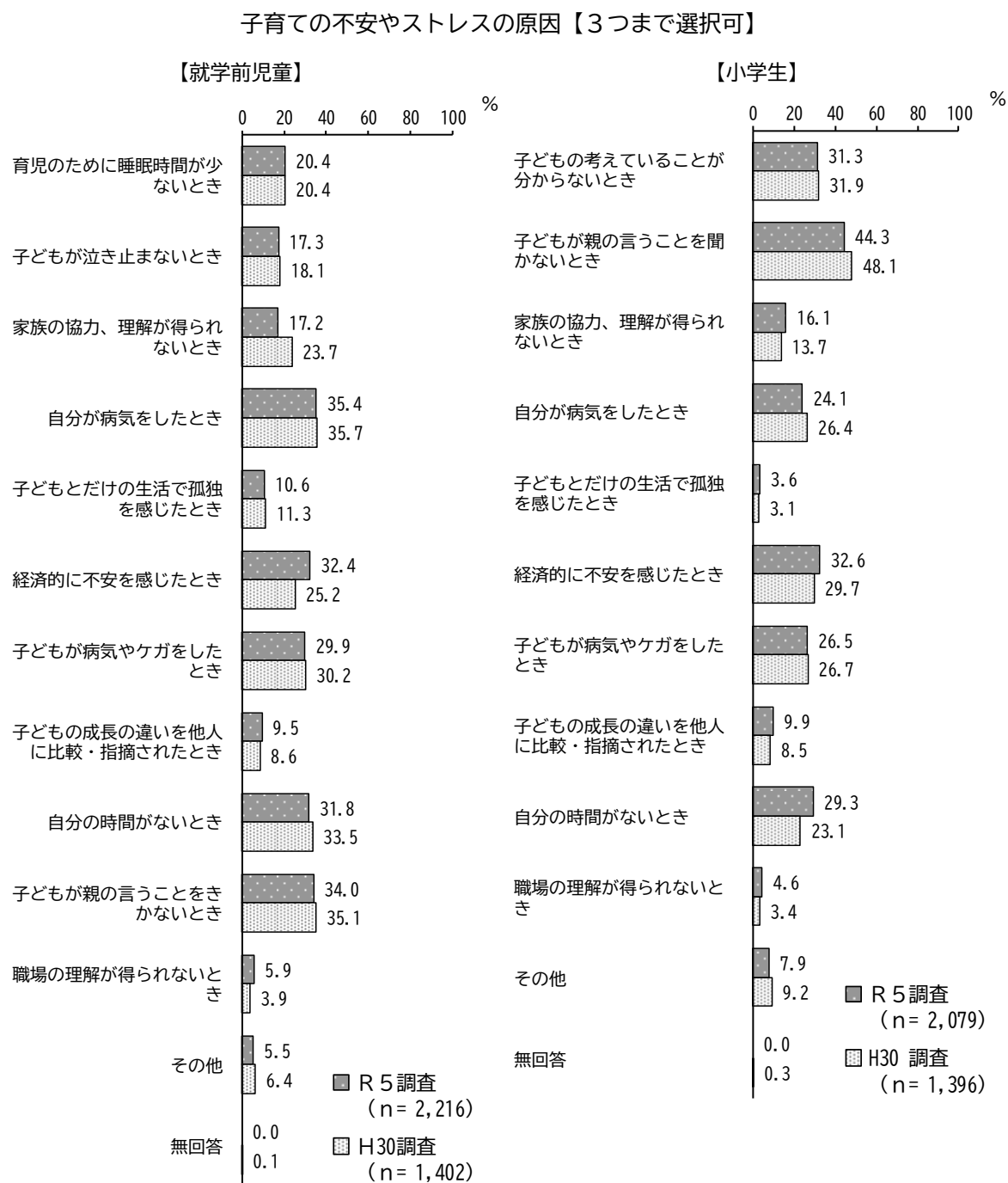
子育ての不安やストレスの有無（前回比較）（小学生）



資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

子育ての不安やストレスの原因については、就学前児童では「自分が病気をしたとき」が35.4%と最も高く、次いで「子どもが親の言うことをきかないとき」が34.0%となっています。小学生では「子どもが親の言うことを聞かないとき」が44.3%と最も高く、次いで「経済的に不安を感じたとき」が32.6%となっています。

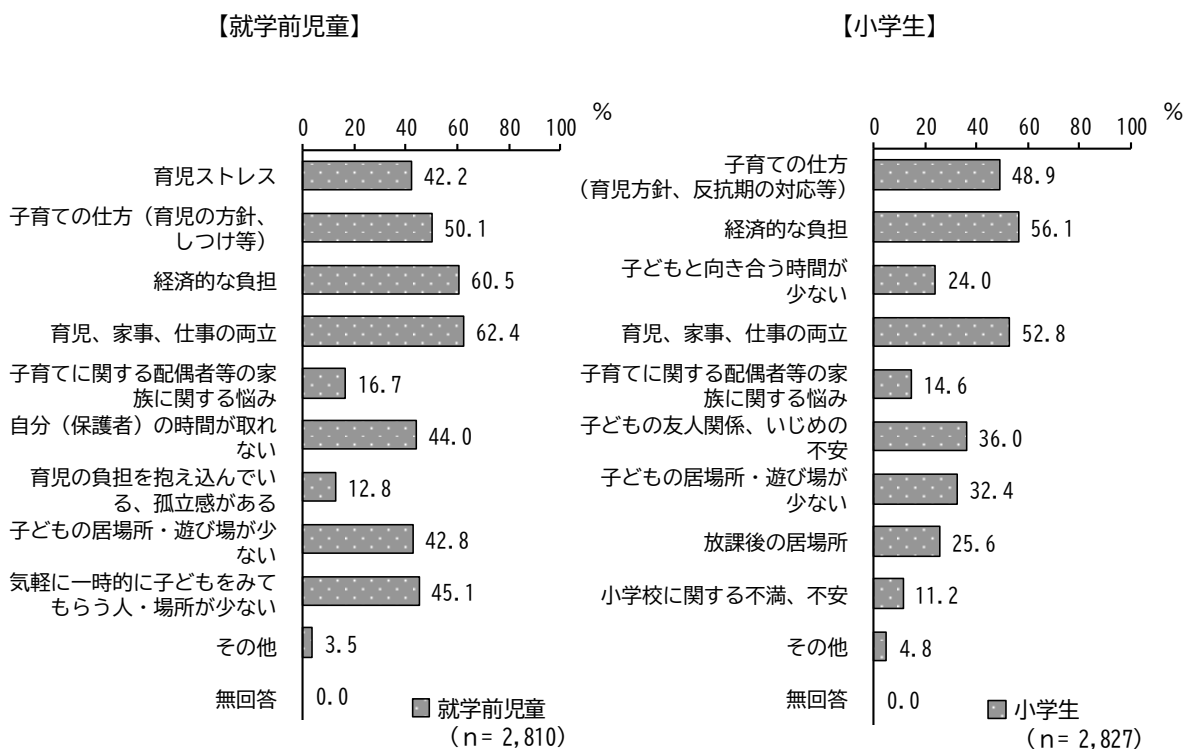
前回調査と比較すると、就学前児童では「経済的に不安を感じたとき」が7.2ポイント高くなっており、小学生では「自分の時間がないとき」が6.2ポイント高くなっています。



資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

子育てをするうえでの悩みについては、就学前児童では「育児、家事、仕事の両立」が62.4%と最も高く、次いで「経済的な負担」が60.5%となっています。小学生では「経済的な負担」が56.1%と最も高く、次いで「育児、家事、仕事の両立」が52.8%となっています。

子育てをする上での悩み【複数選択可】

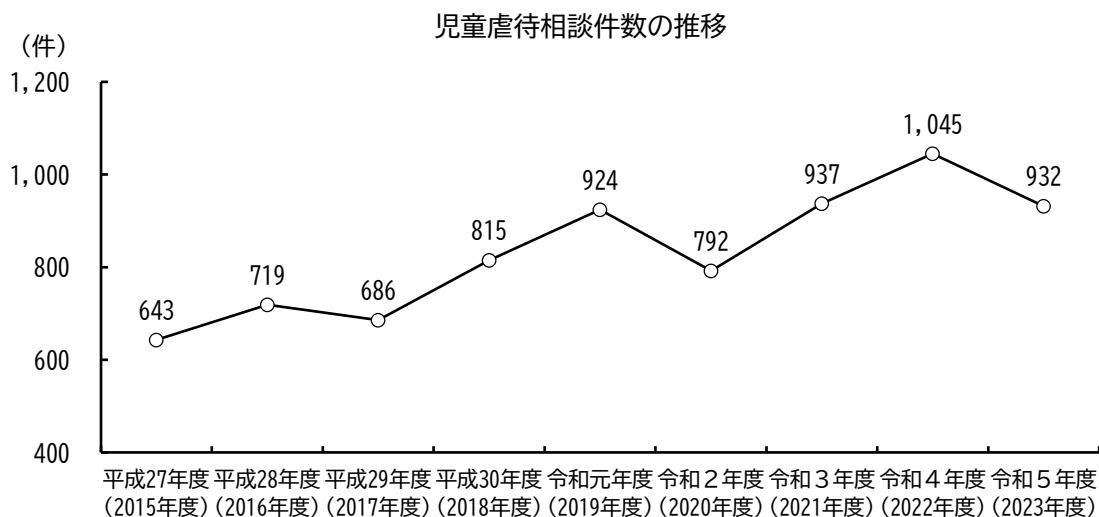


資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」(令和5年度)

(5) 社会的養育を取り巻く現状

① 児童虐待相談受付件数の増加

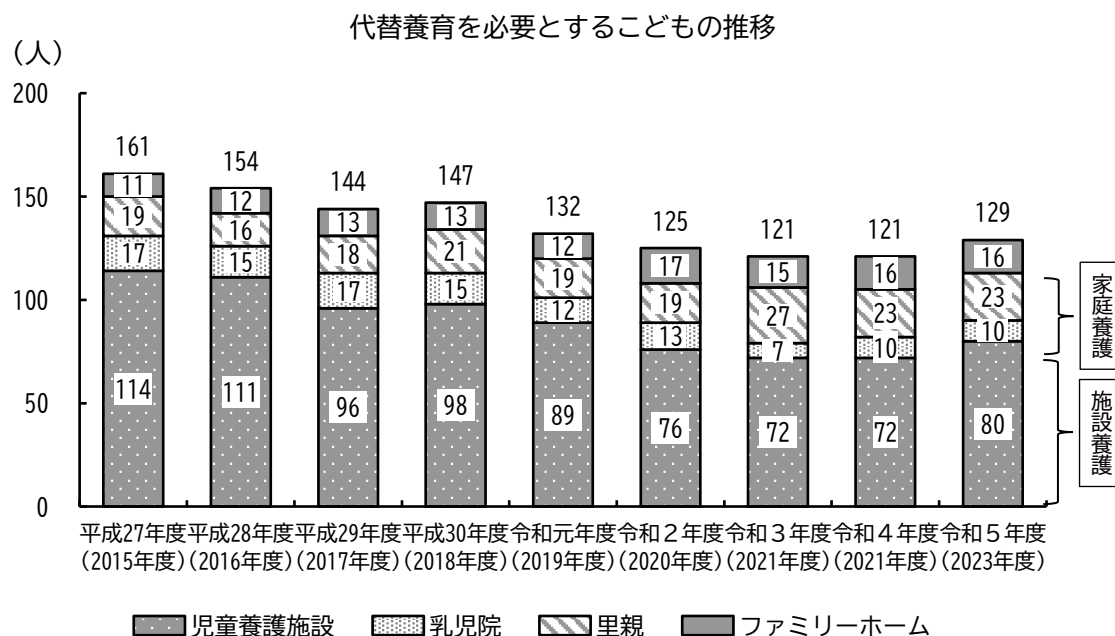
横須賀市の平成27年度以降の児童虐待相談受付件数を見ると、社会の児童虐待の意識の高まりや子育てに関わる不安やストレスなどにより全体として増加傾向にあり、令和5年度では932件となっています。



資料：横須賀市「児童相談所事業概要」、「福祉行政報告例」報告数

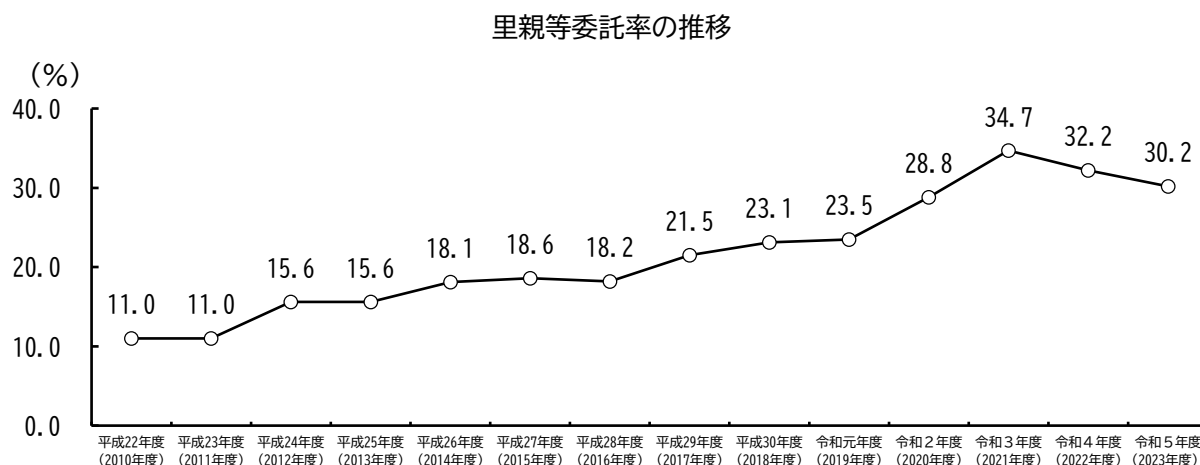
② 代替養育を必要とするこどもの推移

社会的養護のうち、保護者と分離し、施設や里親等による養育を行う代替養育を必要とするこどもの数は、直近5年間ではおよそ120人から130人前後で推移しています。



③ 里親等委託率の推移

里親等委託率については、穏やかではありますが、上昇傾向にあります。



(6) こどもの貧困

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境整備及び教育の機会均等を図るため、平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布され、また、この法律を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」が定められ、国や自治体等において様々な取り組みが進められています。

その後、令和元年6月には、基本理念や推進体制等について改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、さらに令和6年には「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるなど、こどもの貧困対策の更なる推進が求められています。

このような状況の中、横須賀市においても、こどもの生活実態等を把握するため、小学5年生と中学2年生の児童・生徒及びその保護者を対象として「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート調査」（以下「実態調査」）を実施するとともに、大綱に定められた指標について、把握に努めています。

① 教育に関する現状

横須賀市における生活保護世帯に属するこどもの進学率は、中学校卒業後では96.5%、高等学校卒業後では40.0%で、また、児童養護施設のこどもの進学率は、中学校卒業後では100%、高等学校卒業後では64.3%と、児童養護施設の高等学校卒業後を除き、概ね国と同等の数値となっています。

こどもの進学率

		横須賀市	国
生活保護世帯に属するこどもの進学率	中学校卒業後	96.5%	93.8%
	高等学校卒業後	40.0%	42.4%
児童養護施設のこどもの進学率	中学校卒業後	100%	97.7%
	高等学校卒業後	64.3%	38.6%

資料：横須賀市民生局福祉こども部・こども家庭支援センター
厚生労働省社会・援護局保護課、こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ

② 生活に関する現状

ア) 経済的な状況

実態調査では、世帯収入により、概ね国の貧困線以下に相当する世帯を収入層Ⅰ、概ね国の貧困線は上回るものの中央値以下に相当する世帯を収入層Ⅱと定義して集計したところ、収入層Ⅰが約4%～8%、収入層Ⅱが約5%～12%という結果となりました。

なお、令和4年に国が実施した国民生活基礎調査では、こどもの貧困率は11.5%となっています。

収入層（3区分）結果ほか

調査対象	横須賀市（実態調査結果）					国 （こどもの 貧困率）
	全体	収入層Ⅰ	収入層Ⅱ	収入層Ⅲ	判定不能	
小学5年生児童	1,161 件 100.0%	46 件 4.0%	57 件 4.9%	500 件 43.1%	558 件 48.1%	11.5%
小学5年生保護者	999 件 100.0%	77 件 7.7%	93 件 9.3%	725 件 72.6%	104 件 10.4%	
中学2年生生徒	1,012 件 100.0%	47 件 4.6%	74 件 7.3%	417 件 41.2%	474 件 46.8%	
中学2年生保護者	987 件 100.0%	81 件 8.2%	122 件 12.4%	666 件 67.5%	118 件 12.0%	

資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート調査」（令和5年度）
厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和4年）

さらに、実態調査において、ひとり親世帯における収入層Ⅰの割合を集計したところ、37.8%という結果になり、令和4年に国が実施した国民生活基礎調査結果におけるひとり親の貧困率（こどもがいる現役世帯のうち大人1人の貧困率）の44.5%を下回ってはいるものの、ひとり親世帯における家計の厳しさがうかがえます。

ひとり親世帯における収入層Ⅰの割合ほか

区分	割合等
横須賀市（ひとり親世帯における収入層Ⅰの割合）	37.8%
国（こどもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率）	44.5%

資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート調査」（令和5年度）
厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和4年）

また、ひとり親世帯において、養育費を受け取っていない割合は母子世帯で69.2%、父子世帯で94.2%となっています。

ひとり親世帯における養育費を受け取っていない割合

区分		横須賀市	国
ひとり親世帯における 養育費を受け取っていない割合	母子世帯	69.2%	71.9%
	父子世帯	94.2%	91.3%

資料：横須賀市民生局こども家庭支援センター

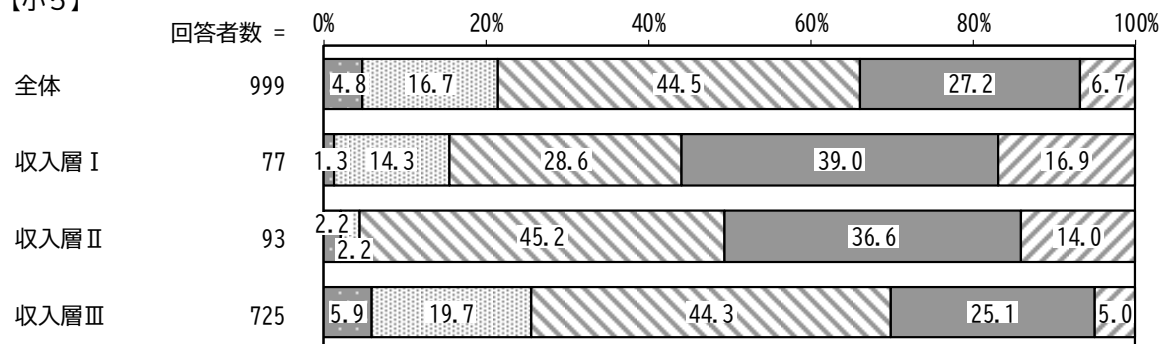
※ひとり親世帯は、児童扶養手当受給世帯のうち「支給停止」、「養育者」を除いた世帯
厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（特別集計）」（令和3年度）

イ) 暮らしの状況

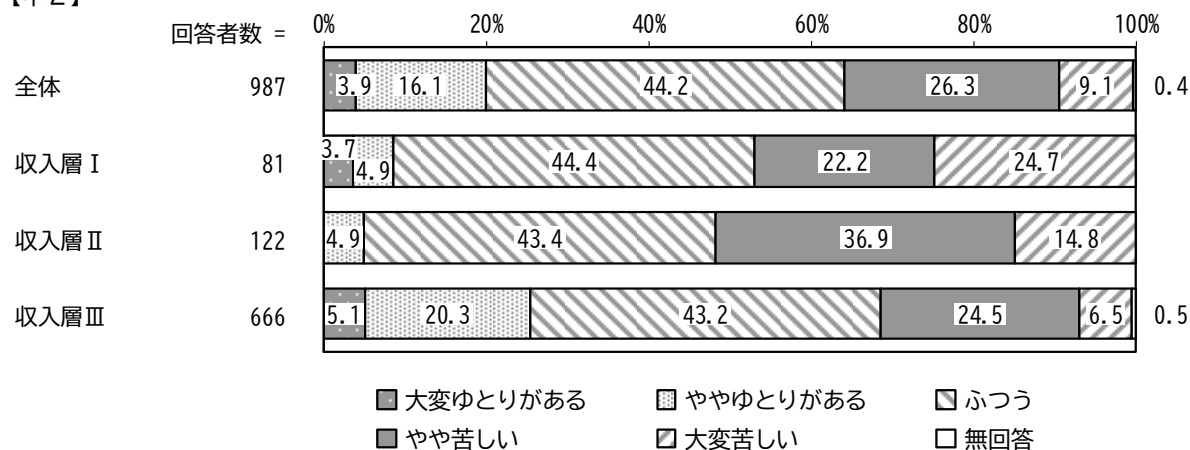
現在の暮らしの状況について、収入層Ⅰ及びⅡにおいて、収入層Ⅲに比べて「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた“苦しい”が、約15～26ポイント高くなっています。

現在の暮らしの状況

【小5】



【中2】

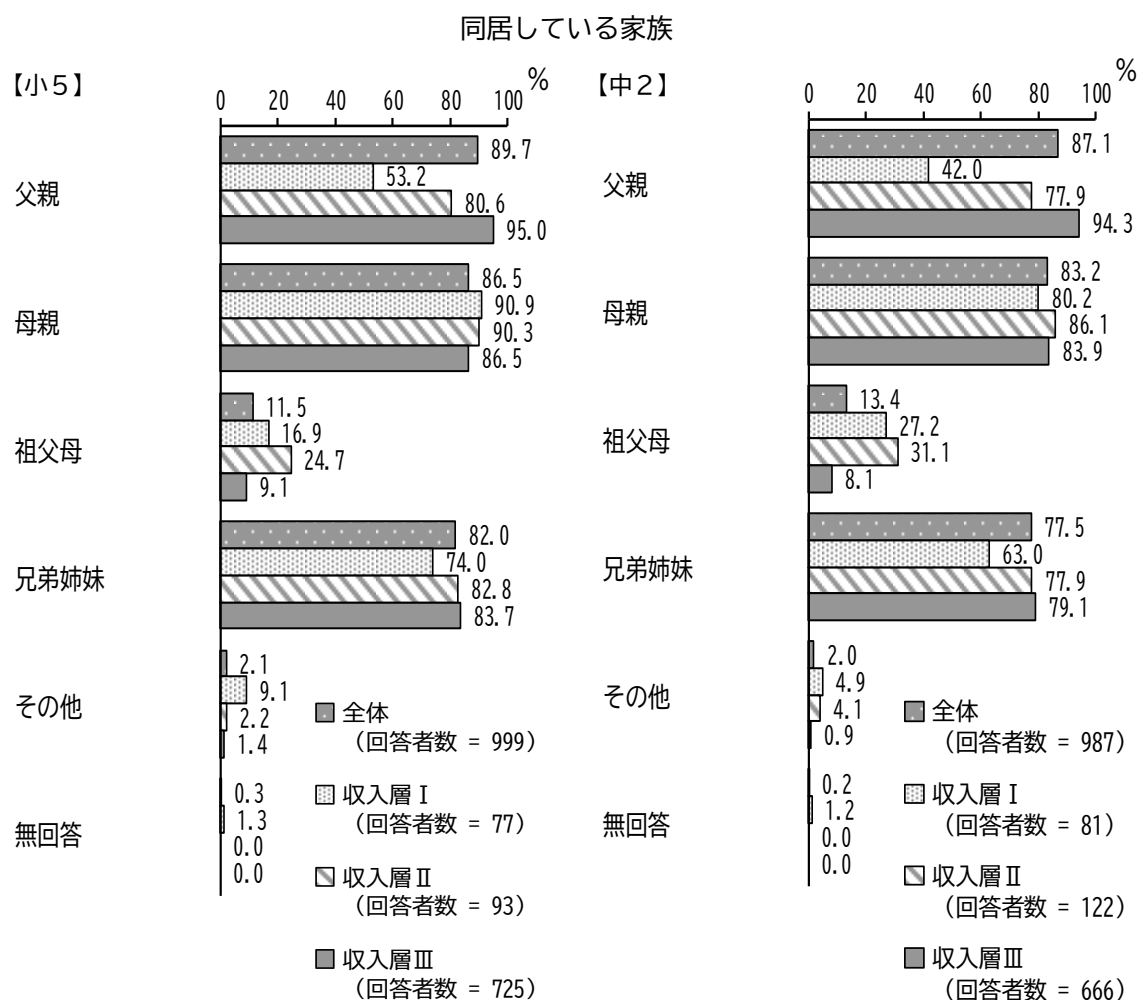


※ 小5、中2それぞれ保護者の回答。

資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート調査」（令和5年度）

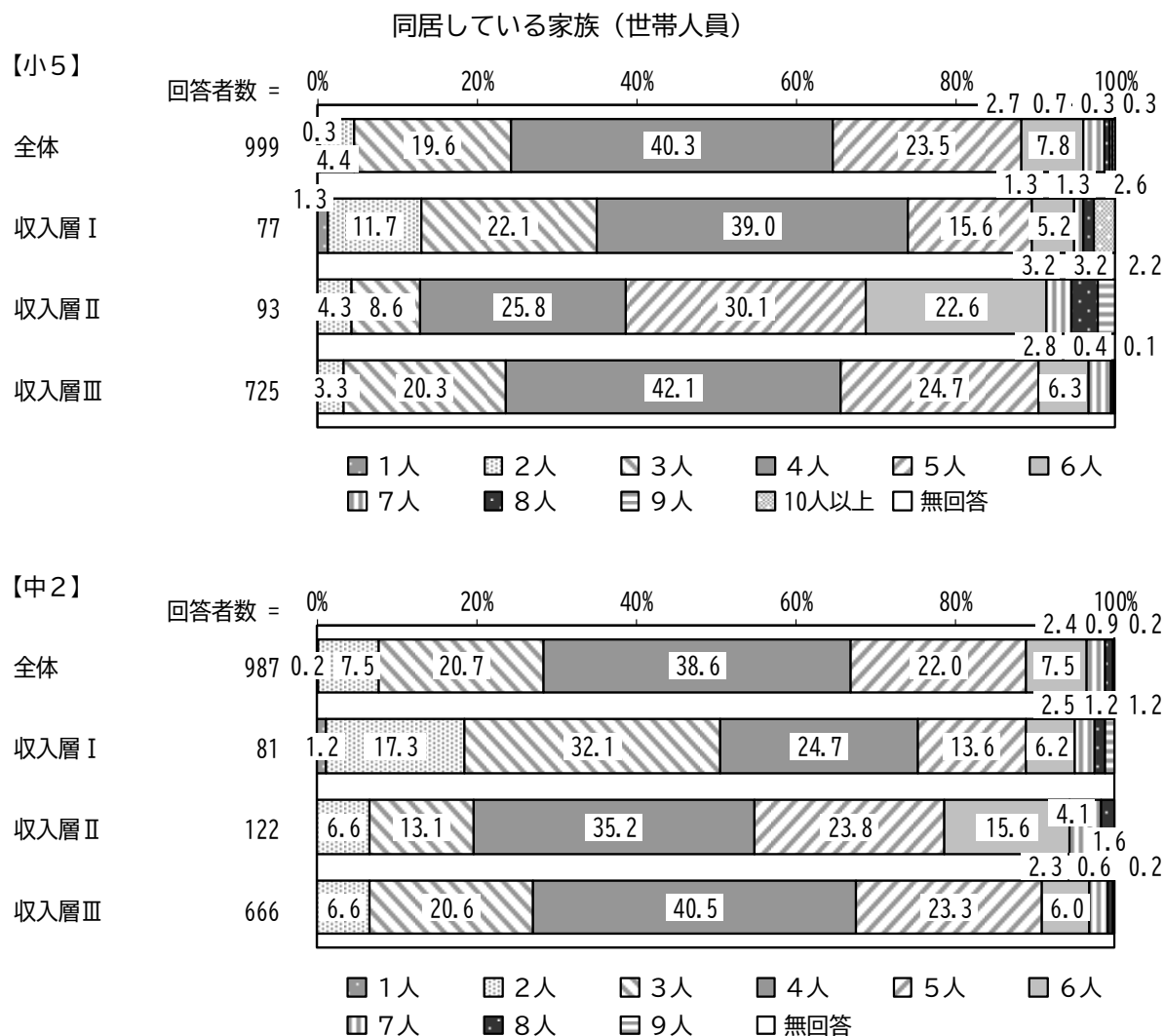
同居している家族については、「父親」が小5 89.7%、中2 87.1%、「母親」が小5 86.5%、中2 83.2%となっています。

収入層（3区分）別にみると、「父親」が収入層Ⅰでは収入層Ⅲよりも、約42～52ポイント低くなっています。



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート調査」（令和5年度）

世帯人数については、いずれも「4人」が最も高く、小5 40.3%、中2 38.6%、次いで「5人」が小5 23.5%、中2 22.0%となっています。



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート調査」（令和5年度）

実態調査では、具体的な暮らしの状況として、過去1年間において、食料や衣服、光熱水費について経済的な理由により購入することができなかつたり、滞納した経験の有無を尋ねています。

結果としては、全体では食料13.6%、衣服16.0%、光熱水費2.3%～2.7%が購入することができなかつたり、滞納した経験があるとの回答がありました。

また、ひとり親世帯では、食料28.6%、衣服30.6%、光熱水費8.7%～9.7%と、全体よりも高くなっています。

なお、令和3年に内閣府が実施した「子供の生活状況調査」において、同様の調査を実施していますが、ほとんどの項目について、横須賀市の調査結果を上回っています。

経済的な理由による食料、衣服、光熱水費の困窮経験

区分		横須賀市	国
過去1年の食料困窮経験	全体	13.6%	11.3%
	ひとり親世帯	28.6%	30.3%
過去1年の衣服が買えない経験	全体	16.0%	16.3%
	ひとり親世帯	30.6%	38.9%
過去1年間の滞納経験 (全体)	電気	2.3%	3.8%
	ガス	2.3%	3.5%
	水道	2.7%	3.7%
過去1年間の滞納経験 (ひとり親世帯)	電気	9.2%	11.5%
	ガス	8.7%	12.4%
	水道	9.7%	8.2%

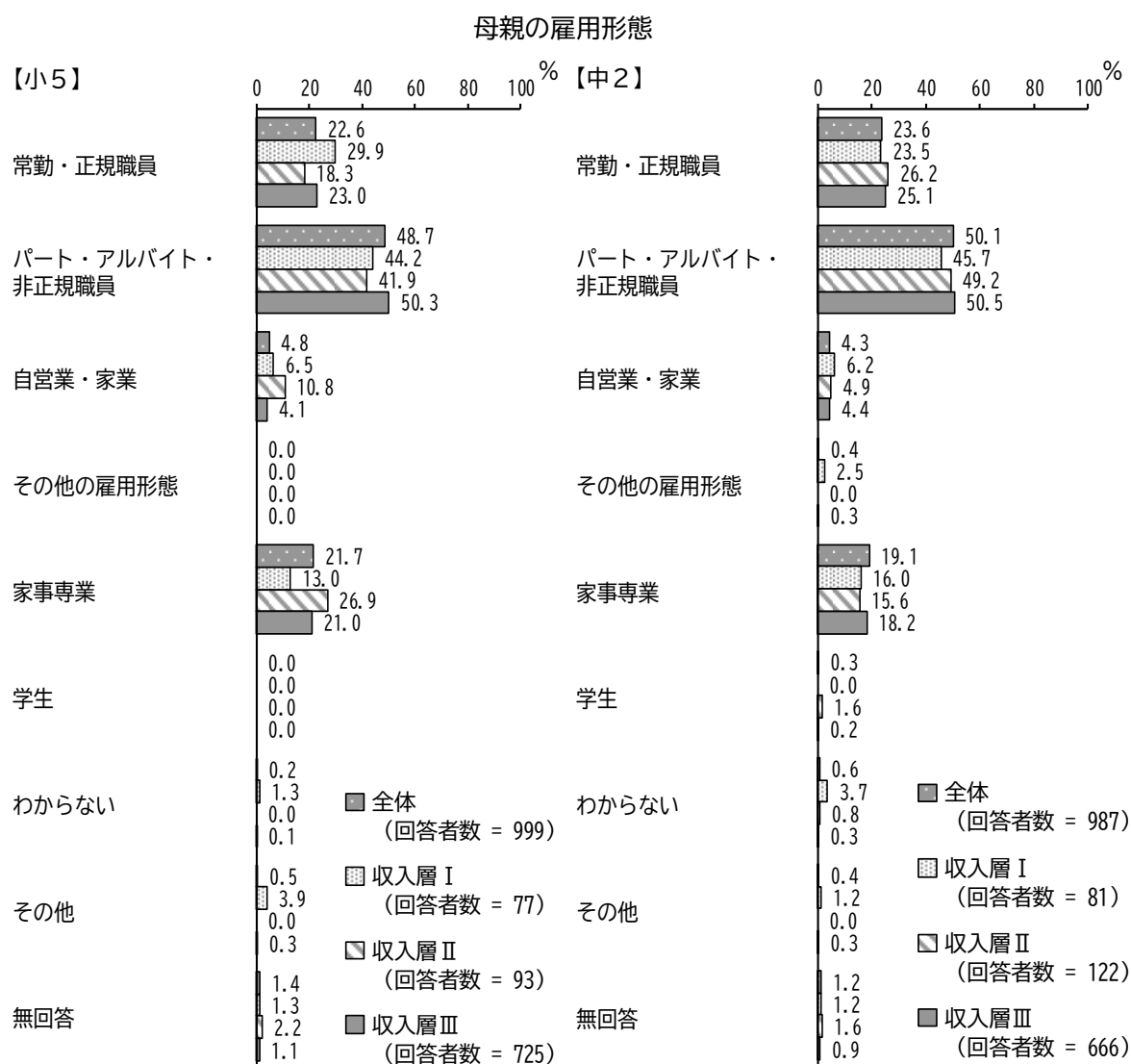
資料：横須賀市「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート調査」（令和5年度）

国：内閣府「子供の生活状況調査の分析報告書」（令和3年）

ウ) 就業の状況

母親の雇用形態については、いずれも「パート・アルバイト・非正規職員」が最も高く、小5 48.7%、中2 50.1%となっており、次いで「常勤・正規職員」が、小5 22.6%、中2 23.6%となっています。

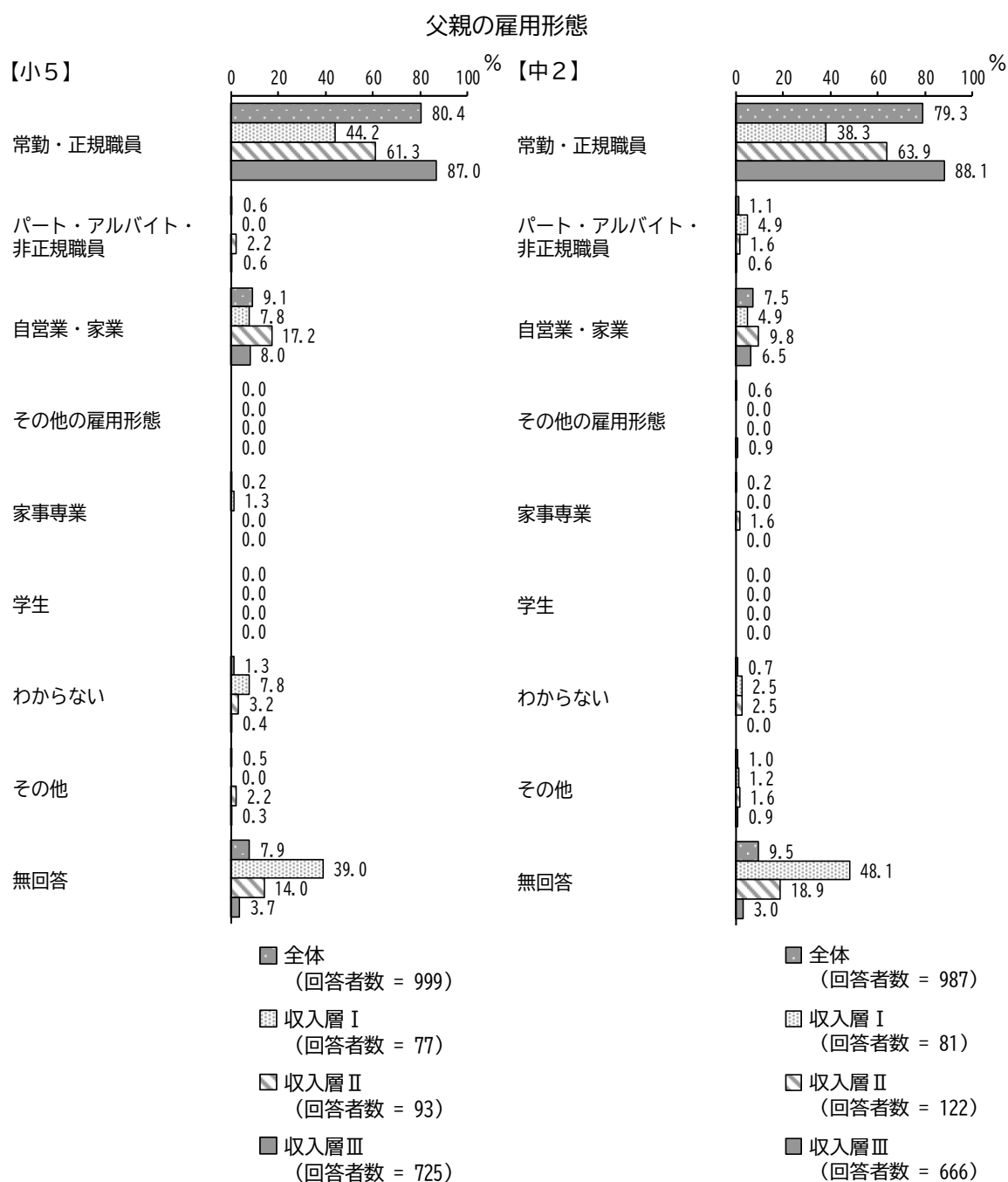
収入層（3区分）別にみると、収入層Ⅰでは「家事専業」が、収入層Ⅲよりも約2～8ポイント低く、また、小5の収入層Ⅱでは「常勤・正規職員」が、収入層Ⅲよりも約5ポイント低くなっています。



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート調査」（令和5年度）

父親の雇用形態については、いずれも「常勤・正規職員」が最も高く、小5 80.4%、中2 79.3%となっており、次いで「自営業・家業」が、小5 9.1%、中2 7.5%となっています。

収入層（3区分）別にみると、収入層Ⅰでは「無回答」が、収入層Ⅲよりも約35～45ポイント高くなっています。



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート調査」（令和5年度）

(7) 子育て支援に対する要望

子育てにとってどのような支援が有効かについては、就学前児童では「子育てしやすいまちづくり（小児医療費の助成など）」が48.5%と最も高く、次いで「経済・生活の支援（子育て家庭への経済的支援など）」が46.5%となっています。小学生では「子育てしやすいまちづくり（小児医療費の助成など）」が51.0%と最も高く、次いで「教育・保育環境の向上（職員の確保、処遇改善、資質の向上など）」が41.3%となっています。

ニーズ調査（就学前児童）の自由回答では、前述の「子育てしやすいまちづくり（小児医療費の助成など）」に関するものとして、「子育てに関する情報を冊子ではなくホームページに写真や動画を使用してわかりやすく紹介してほしい」、「街中でのベビーカーの利用やこどもが大声を出したり泣いていても、温かく見守ってもらえる子育てに理解のあるまちになってもらいたい」などの意見がありました。

また、ニーズ調査（小学生）の自由回答では、「放課後の居場所の充実」に関するものとして、放課後子ども教室の設置や開設時間の拡大を求める意見や、放課後児童クラブの使用料の減額、土日や長期休み等の預かりに関する要望等が多くみられました。

子育てをする中でどのような支援や対策が有効か【3つまで選択可】（就学前児童）

順位	子育てをする上での悩み	割合（%）
1	子育てしやすいまちづくり（小児医療費の助成など）	48.5
2	経済・生活の支援（子育て家庭への経済的支援など）	46.5
3	教育・保育環境の向上（職員の確保、処遇改善、資質の向上など）	38.8
4	教育・保育サービスの充実（定員の拡充など）	33.8
5	放課後児童の居場所の充実（放課後児童クラブなど）	30.3

資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

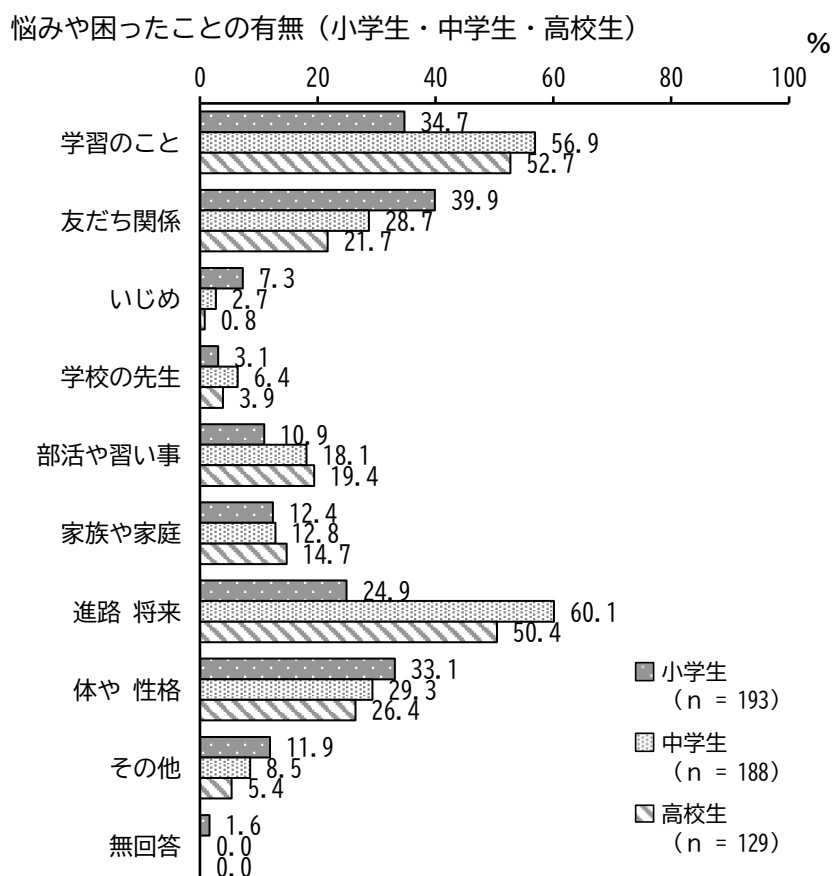
子育てをする中でどのような支援や対策が有効か【3つまで選択可】（小学生）

順位	子育てをする上での悩み	割合（%）
1	子育てしやすいまちづくり（小児医療費の助成など）	51.0
2	教育・保育環境の向上（職員の確保、処遇改善、資質の向上など）	41.3
3	経済・生活の支援（子育て家庭への経済的支援など）	41.1
4	放課後児童の居場所の充実（放課後児童クラブなど）	30.8
5	教育・保育サービスの充実（定員の拡充など）	22.6

資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）

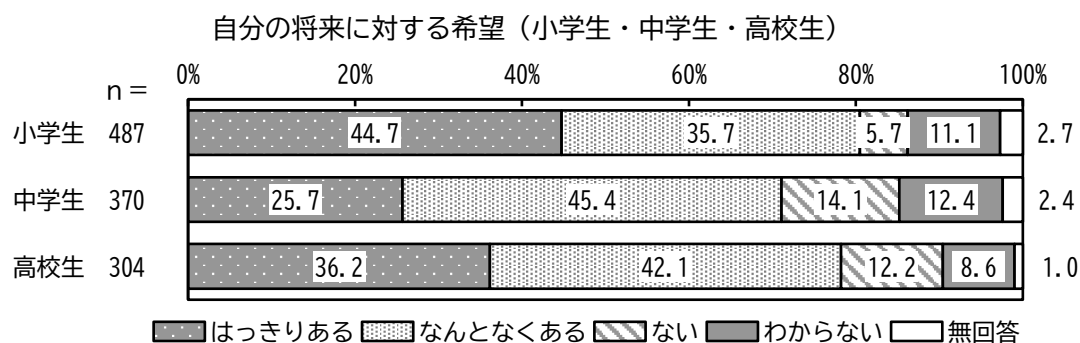
(8) 青少年の悩み、将来に対する希望

小学生、中学生、高校生を対象とした横須賀市教育アンケート報告で、悩みや困ったことの内容について尋ねたところ、小学生では「友だち関係」が39.9%、「学習のこと」が34.7%でした。中学生では「進路 将来」が60.1%、「学習のこと」が56.9%でした。高校生では「学習のこと」が52.7%、「進路 将来」が50.4%でした。



資料：「横須賀市教育アンケート報告書（学校教育編）」（令和3年）

また、自分の将来に対する希望を持っているかを尋ねたところ、小学生の5.7%、中学生の14.1%、高校生の12.2%が「ない」と回答しています。



資料：「横須賀市教育アンケート報告書（学校教育編）」（令和3年）

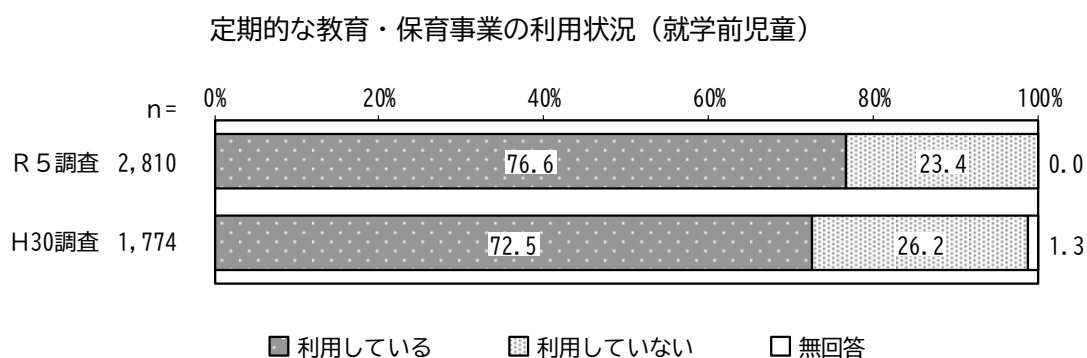
4 現在の子ども・子育て支援施策と利用状況

(1) 幼児期の学校教育・保育事業の利用状況

① ニーズ調査による教育・保育事業の利用状況

ニーズ調査（就学前児童）によると、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているのは全体の76.6%でした。5年前の調査と比較すると、定期的な教育・保育事業の利用者は72.5%から4.1ポイント増加しています。

幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育の事業の利用者のうち、幼稚園（通常の就園時間の利用）の利用者は69.3%、幼稚園以外では認可保育所（保育園）が27.2%、認定こども園が32.5%でした。

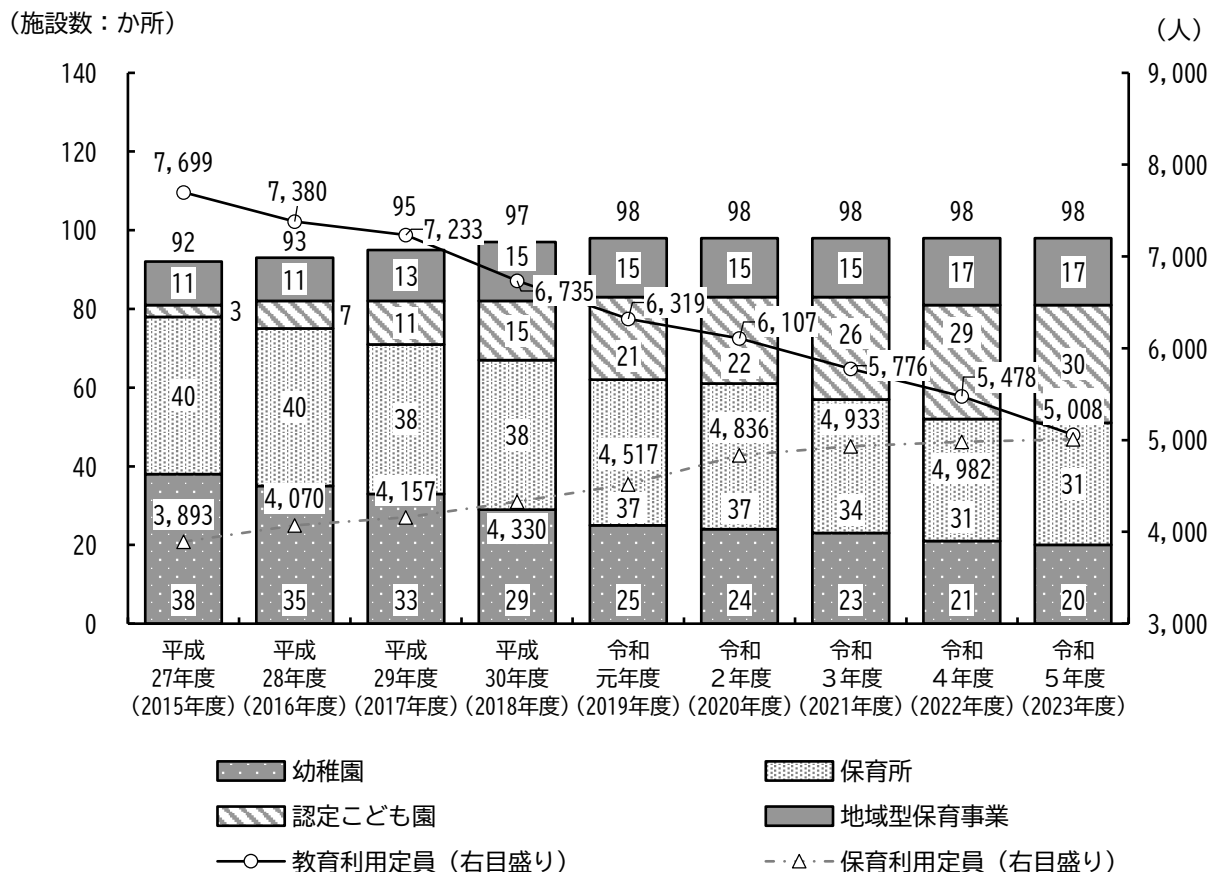


資料：「横須賀市次期横須賀子ども未来プラン策定に向けたニーズ調査」（令和5年度）
「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成30年度）

② 教育・保育施設等の設置状況

子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度から令和5年度までで、約2,100人の保育定員の拡充を進めました。また、認定こども園の普及に努め、令和5年度では30か所設置しています。

教育・保育施設等の設置状況



※ 保育利用定員は利用定員 (2号・3号) の合計

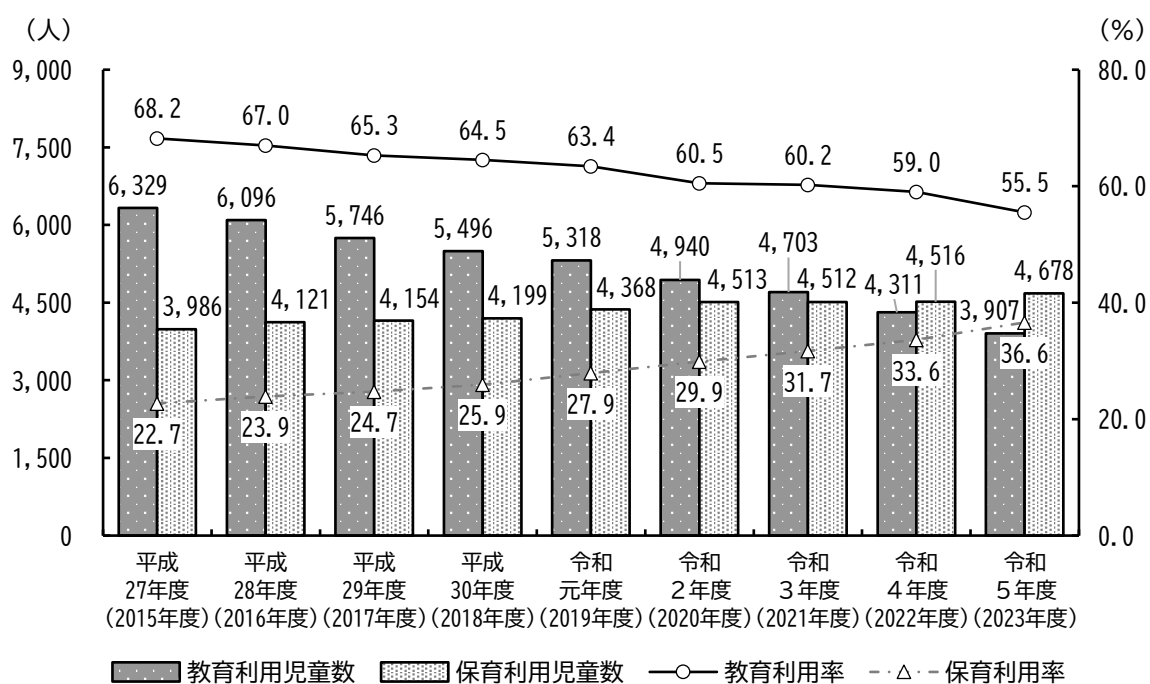
教育利用定員は認可定員 (私学助成幼稚園) と利用定員 (1号認定) の合計

資料：横須賀市民生局福祉こども部

③ 教育・保育施設等の利用状況

教育利用の利用児童数が減少する一方で、保育利用については、保護者の就業率の上昇や認定こども園の増などに伴い、利用児童数、利用率ともに大きく増加しています。

教育・保育施設等の利用状況

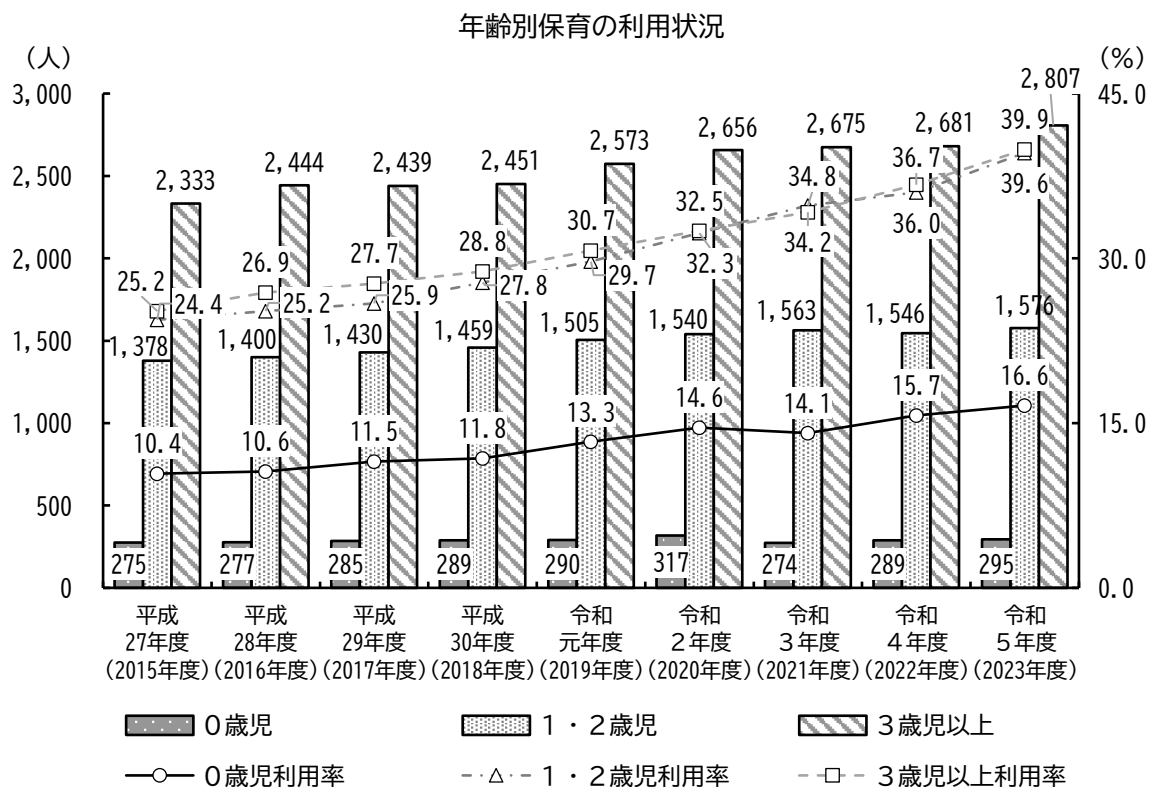


※ 数値は各年度当初

資料：横須賀市民生局福祉こども部

④ 年齢別保育の利用状況

保育利用を年齢別に見ると、各年齢とも上昇していますが、特に1・2歳児の利用については、3歳以上の利用率に年々近づき、令和2年度以降はほぼ同等で推移しています。

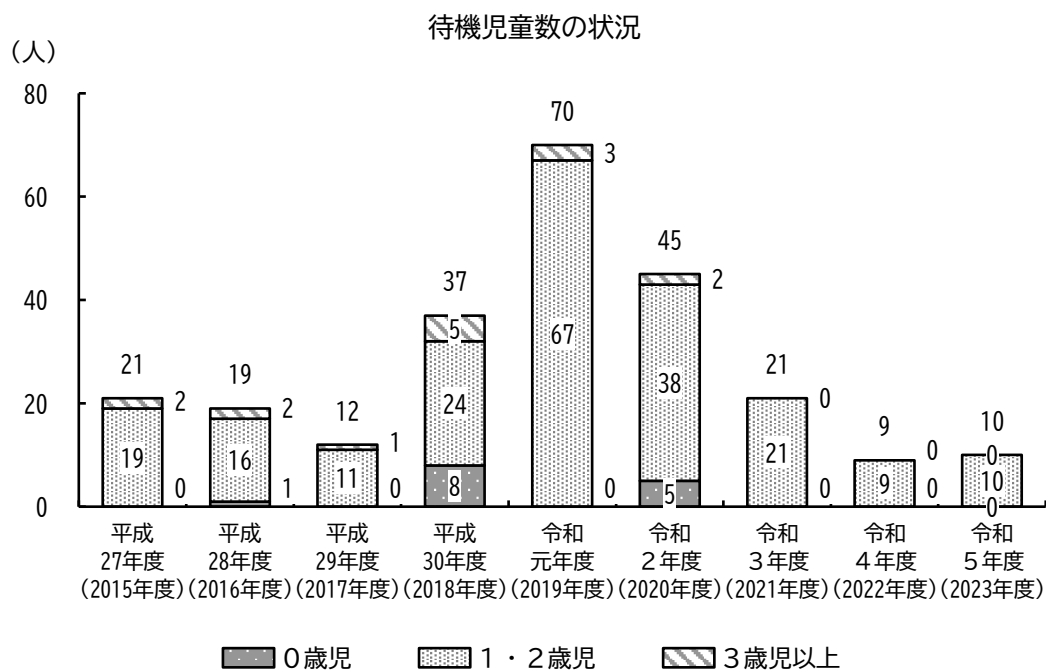


※ 数値は各年度当初

資料：横須賀市民生局福祉こども部

⑤ 待機児童数の状況

待機児童数は、利用申込みの増加等により平成30年度から令和2年度にかけて大幅に増加しましたが、その後は減少傾向です。待機児童数を年齢別に見ると、1・2歳児が大部分を占めています。



※ 数値は各年度当初

資料：横須賀市民生局福祉こども部

⑥ 幼児教育・保育の無償化の状況

幼児教育・保育の無償化は、国でも段階的に拡充されてきましたが、令和元年10月に大幅に無償化の範囲が広がりました。横須賀市では、国の無償化の取り組みに加えて、さらに独自の取り組みとして、年収要件の緩和や多子世帯のさらなる負担軽減を進めています。

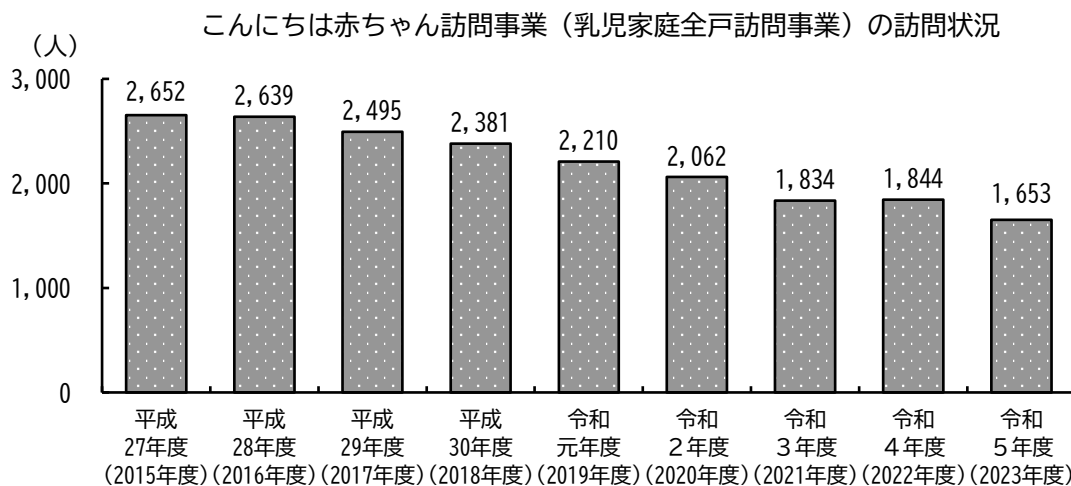
幼児教育・保育の無償化の取り組み状況

年度	横須賀市独自の取り組み
平成30年度(2018年度)	○令和元年10月からの国の無償化に先駆けて、 年収約360万円未満相当世帯の0～2歳児の保育料を無償化
令和元年度(2019年度) (10月から)	○国の無償化に加え、 年収約500万円未満相当世帯の0～2歳児の保育料を無償化
令和4年度(2022年度)	○国の取り組みに加え、 多子世帯における0～2歳児の保育料負担を軽減 小学校就学前の兄弟から数えて、第2子を半額、第3子以降を無償化 ↓ 兄弟の年齢にかかわらず、第2子を半額、第3子以降を無償化

(2) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

① こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の訪問状況

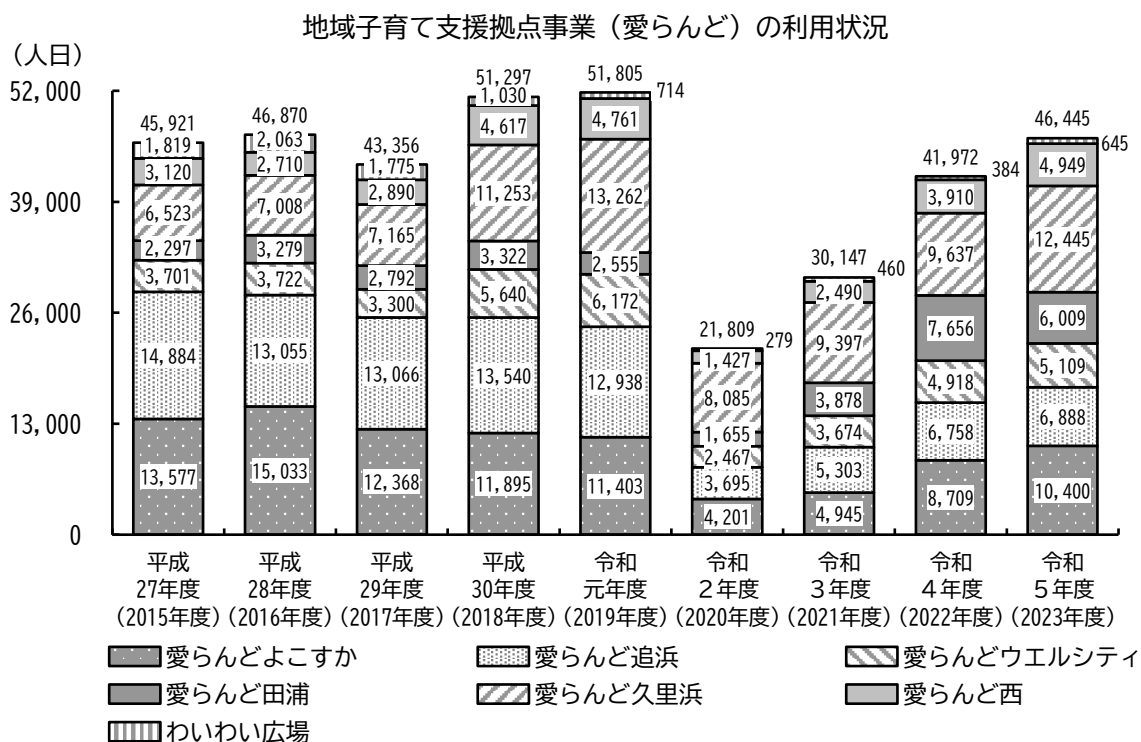
訪問数は少子化に伴い減少していますが、毎年度全ての生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、養育環境の把握を行っています。



資料：横須賀市民生局福祉こども部

② 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）の利用状況

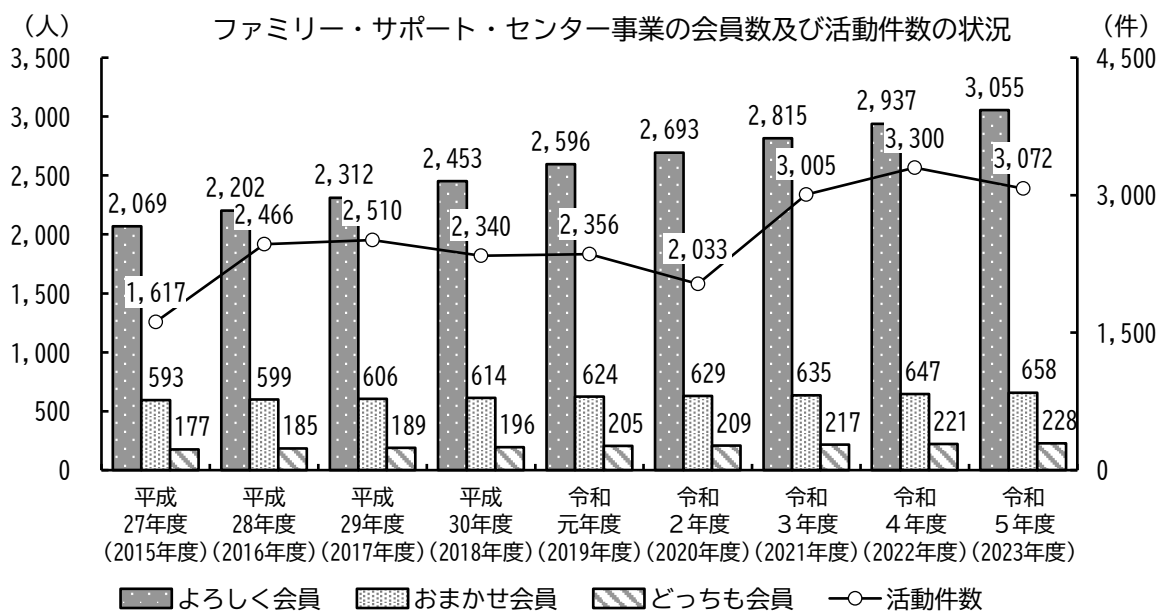
地域子育て支援拠点事業の利用実績は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため利用制限を行っていた影響により令和2年度は大幅に利用が減ったものの徐々に回復し、令和5年度には約46,000人を超える利用となり、コロナ以前の利用状況に近づきつつあります。



資料：横須賀市民生局福祉こども部

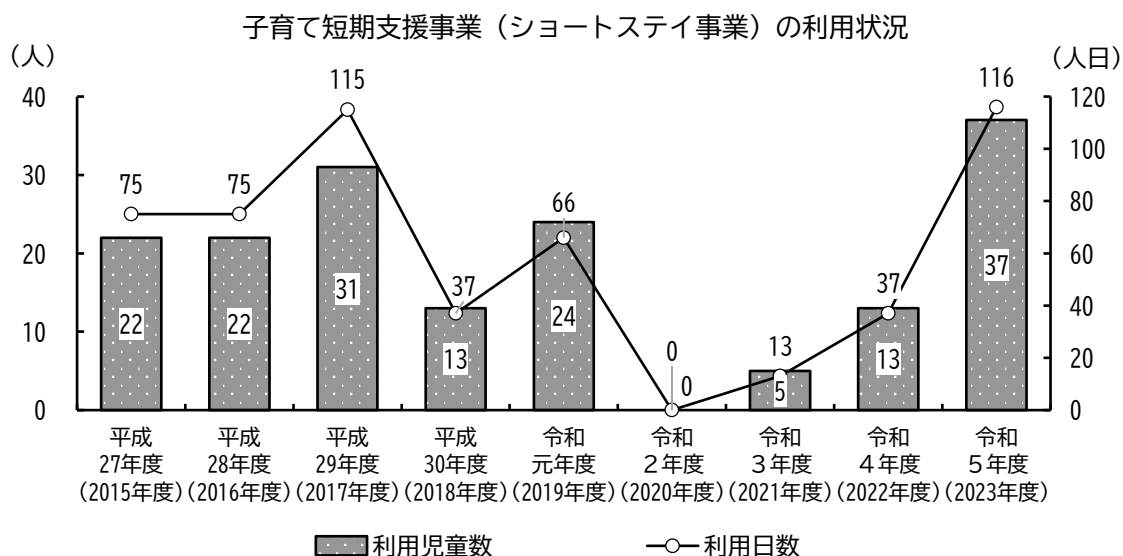
③ ファミリー・サポート・センター事業の会員数及び活動件数の状況

ファミリー・サポート・センターの会員数は、こどもを預かってほしい「よろしく会員」が大きく増加している反面、こどもを預かる「おまかせ会員」の増加が追いついていない状況となっています。また、活動件数は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に減少しましたが、令和5年度には約3,000件となっています。



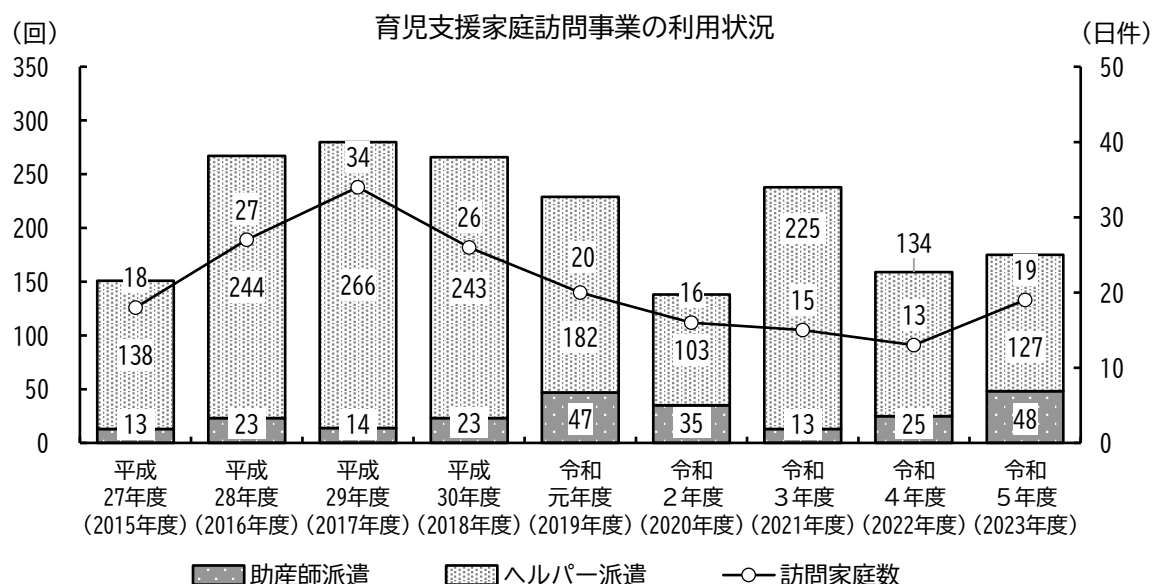
④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用状況

保護者の病気や育児疲れ等によりこどもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等でこどもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は実施を見送りましたが、実施先に里親を追加するなど実施方法を一部見直し、その後増加しています。



⑤ 育児支援家庭訪問事業の利用状況

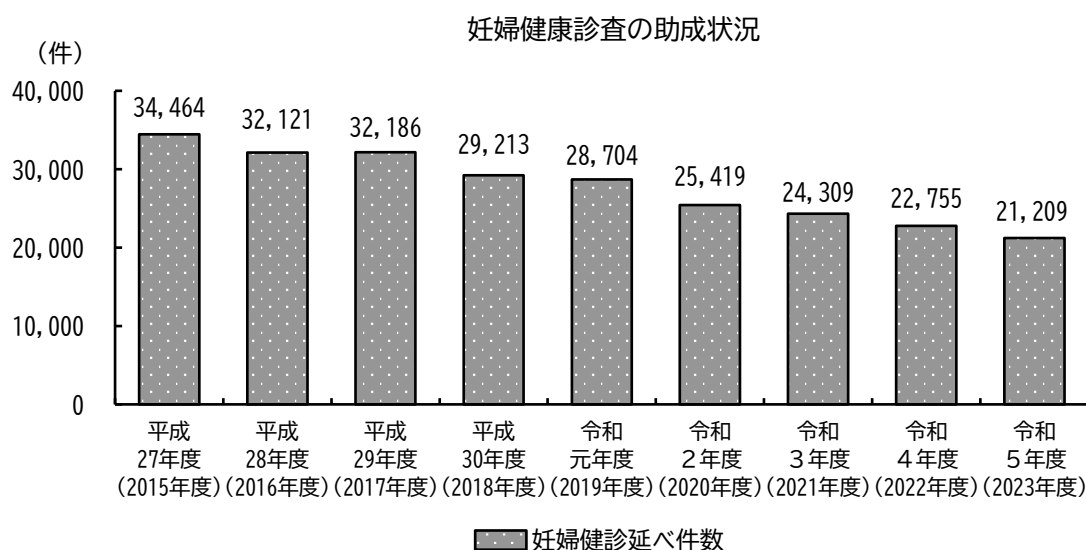
様々な要因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、家事や育児の援助等を行う育児支援家庭訪問事業の利用実績は、年間訪問家庭数は10件台から30件台で推移しています。



資料：横須賀市民生局福祉こども部

⑥ 妊婦健康診査の助成状況

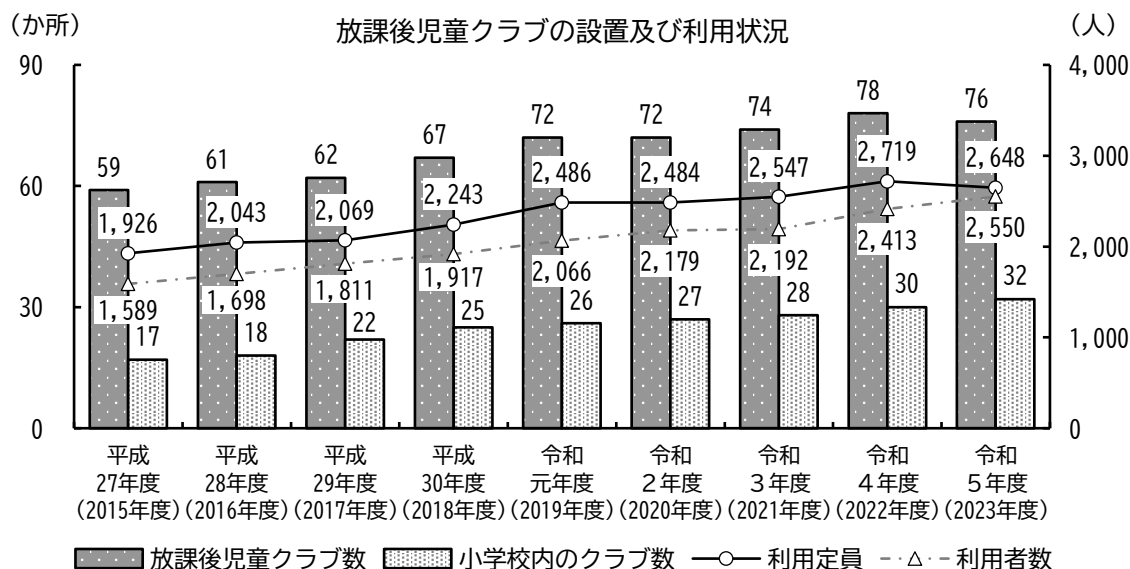
妊婦とこどもの健康を守るため、医療機関や助産所で行う健康診査費用の一部を助成しています。助成件数は少子化に伴って平成29年度以降減少傾向にあります。令和5年度は約21,000件助成しています。(妊婦1人当たり16回までの助成)



資料：横須賀市民生局福祉こども部

⑦ 放課後児童クラブの設置及び利用状況

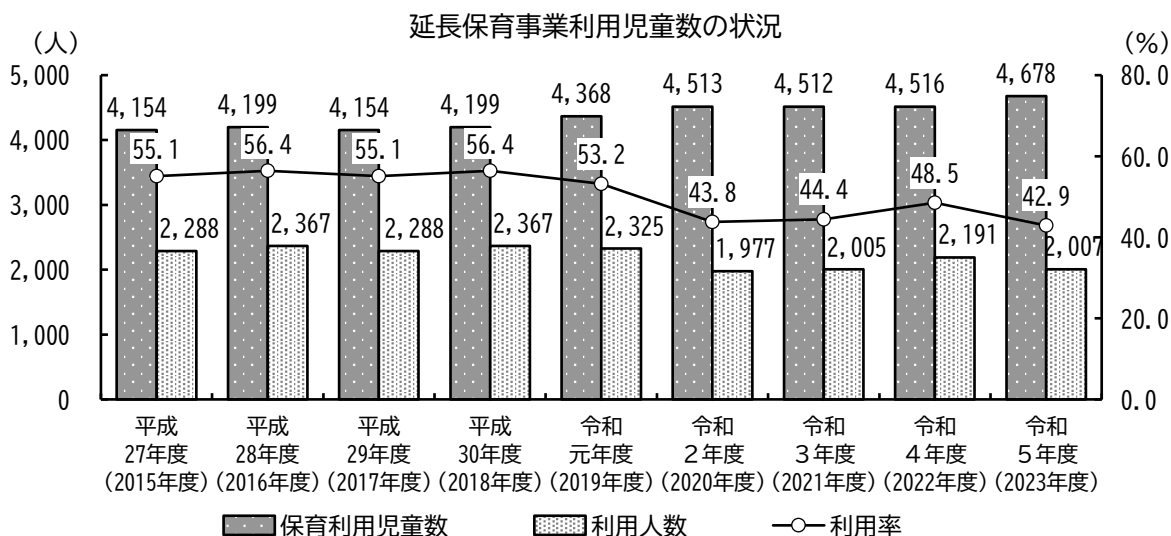
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後児童支援員のもと、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの利用状況については、クラブの設置数及び利用者数ともに増加しています。第2期プランでは、小学校内で実施するクラブを計画期間中に30か所に増加することとしており、令和5年度では32か所（旧坂本小学校を含む、全46小学校中31校）となりました。



※利用定員は平成27年度から設定
資料：横須賀市民生局福祉こども部

⑧ 延長保育事業利用児童数の状況

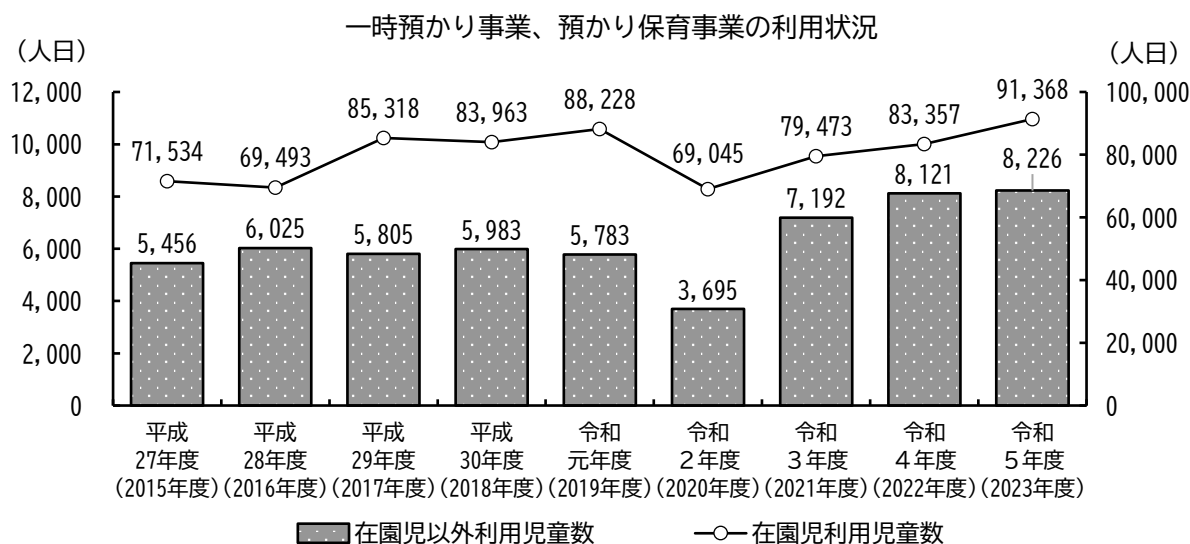
横須賀市の全ての教育・保育施設等では、延長保育事業を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に利用人数、利用率が低下し、その後は利用人数が2,000人前後、利用率は45%前後で推移しています。



※ 延長保育事業利用児童数は年間を通じての利用児童数
保育利用児童数は各年度4月1日時点での利用児童数
資料：横須賀市民生局福祉こども部

⑨ 一時預かり事業、預かり保育事業の利用状況

一時預かり事業のうち、在園児以外利用は、令和3年度に3か所新設され令和5年度には年間延8,200人程度まで増加しています。また、在園児の利用では、令和5年度は預かり保育事業と合わせて延91,368人の利用がありました。

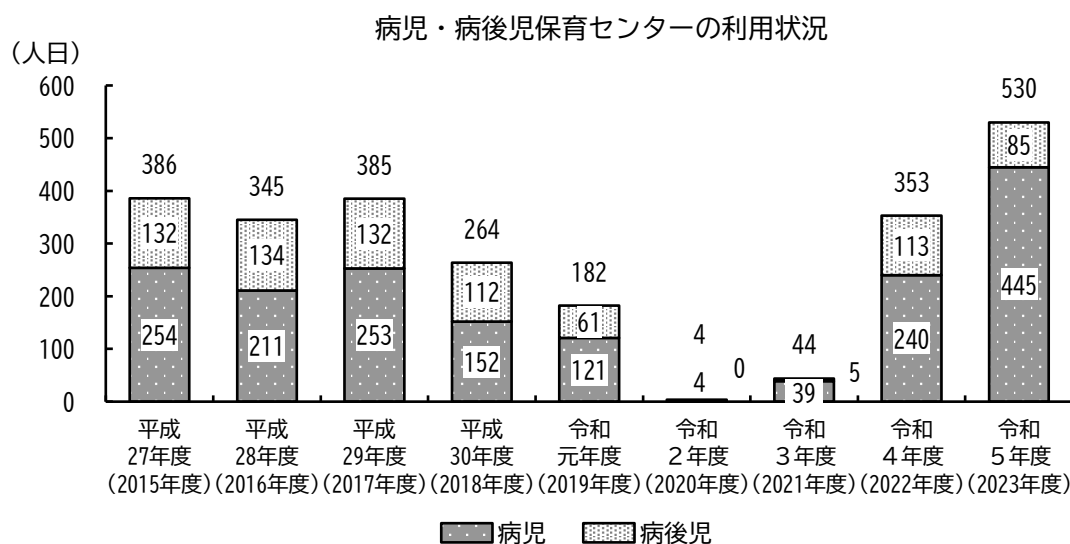


※ 在園児以外利用児童数は、一時預かり事業（一般型）の数値
 在園児利用児童数は、預かり保育事業と一時預かり事業（幼稚園型）の合計数値
 （一時預かり事業（幼稚園型）は平成27年度から実施）

資料：横須賀市民生局福祉こども部

⑩ 病児・病後児保育センターの利用状況

病児・病後児保育センターの利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は大幅に減少しましたが、令和4年度から施設が1か所から2か所に増え、令和5年度では年間延530人となりました。



資料：横須賀市民生局福祉こども部

(3) これまでの計画の状況

横須賀子ども未来プラン（平成27年度～令和元年度）及び第2期横須賀子ども未来プラン（令和2年度～令和6年度）の進捗状況等は以下のとおりです。

横須賀子ども未来プラン及び第2期横須賀子ども未来プランの進捗状況等

事業名	区分	横須賀子ども未来プラン		第2期横須賀子ども未来プラン	
		平成27年度 (2015年度) (実績)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和5年度 (2023年度) (実績)	令和6年度 (2024年度) (計画)
幼児期の学校教育・保育 (1号認定子ども)	利用 定員等	7,699人	6,319人	5,058人	5,882人
幼児期の学校教育・保育 (2号認定子ども)	利用 定員等	2,281人	2,680人	2,946人	2,971人
幼児期の学校教育・保育 (3号認定子ども)	利用 定員等	1,612人	1,837人	2,062人	2,360人
利用者支援事業 (基本型・特定型)	か所数	0か所	2か所	2か所	2か所
利用者支援事業 (母子保健型)	か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業 (愛らんど)	か所数	センター型 2か所	センター型 5か所	センター型 6か所	センター型 7か所
妊婦健康診査事業	健診 延べ件数	34,464件	28,704件	21,209件	26,504件
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	訪問数	2,656	2,210人	1,653人	2,094人
育児支援家庭訪問事業	訪問 家庭数	18件	20件	19件	26件
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	延べ 利用日数	86日	37日	79日	53日
ファミリー・サポート・ センター事業	活動件数	708件	530件	760件	—(※1)
一時預かり事業 (在園児対象)	延べ 利用人数	71,064人	88,228人	91,368人	116,473人
一時預かり事業 (在園児対象以外)	か所数	8か所	8か所	10か所	14か所
	延べ 利用人数	5,456人	5,783人	8,226人	8,655人
延長保育事業	か所数	全施設	全施設	全施設	全施設
	延べ 利用人数	2,428人	2,325人	2,007人	2,893人
病児・病後児保育事業	か所数	1か所	1か所	2か所	3か所
	延べ 利用人数	386人	182人	530人	2,639人
放課後児童クラブ	か所数	59か所	72か所	76か所	83か所
	利用人数	1,589人	2,066人	2,550人	—(※1)
	利用定員	1,926	2,486人	2,648人	2,842人

※－(※1)は、計画数値を設定していない項目

資料：横須賀市民生局福祉こども部



第3章

基本理念と 施策体系

1 基本理念

こども・若者は、未来の社会を支える重要な存在です。すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で、夢を追い、可能性を最大限に発揮できる社会こそが、明るく希望に満ちた未来の礎となります。

横須賀ならではの多様性に富んだ、そして強固な地域社会を活用しながら、

**こども・若者の誰もが、自分らしく成長し、
幸せに暮らせるまち横須賀**

を目指します。

アンケート調査から求める姿

◎子どもの生活等に関するアンケート調査における、こども本人の意識に関する次の各項目で、肯定的（とても思う、少し思う）に回答した割合

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
「自分は価値のある人間だ」	小5児童	67.1%	58.4%
	中2生徒	63.1%	55.4%
「自分は家族に大切にされている」	小5児童	89.9%	89.0%
	中2生徒	86.9%	87.0%
「自分の将来が楽しみだ」	小5児童	74.4%	74.8%
	中2生徒	58.2%	59.0%



◆誰もが、自分らしく成長し、幸せに暮らせるまちを目指します。

2 基本理念を実現するための施策体系

大柱1 こどものライフステージを通じた取り組み

こどものライフステージを通じた取り組みでは、まず、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有することが重要です。人権教育や啓発活動を通じてこども・若者だけでなく社会全体での権利意識向上を目指します。

次に、こども・若者が多様な遊びや体験、活躍できる機会を創出することも重要です。学校、教育・保育施設や地域で、自然、文化、スポーツに触れあう機会や場を創出し、こども・若者がさまざまな体験ができるようなまちを目指すとともに、性別にかかわらず様々な可能性を広げていくことができるよう研修や啓発活動を進めます。

さらに、こども・若者への切れ目ない保健・医療の提供を実現するため、プレコンセプションケアの取り組みを進めるとともに、相談や支援を行います。

こどもの貧困対策として、こども・若者がどのような環境にあっても平等に学び成長できるよう、経済的支援だけではなく、就労支援や教育の支援を進め、経済的な苦しさを感ぜないようなまちを目指します。

障害児支援及び医療的ケア児等への支援については、地域におけるさまざまな支援体制の強化に加え、医療的なケアが必要なこどもに対する連携体制の強化や特別支援教育の充実などを通じて、障害の有無にかかわらず、こどもの能力や可能性を最大限に発揮しながら、ともに育ちあえるよう、社会全体で支える環境づくりを進めます。

また、児童虐待防止対策と社会的養護の推進、そしてヤングケアラーへの支援に取組みます。こども家庭センターや地域のネットワークが連携し、要支援者の早期発見・早期支援に努め、社会的養育が必要なこどもについても、できる限り家庭的な養育環境での支援を進めます。

最後に、こども・若者の自殺対策や犯罪からの保護のため、相談窓口の設置とその周知や地域との連携強化を通じて、こども・若者が安心して生活できるよう環境整備を図ります。

ニーズ調査結果等から求める姿

【中柱2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり】

◎子どもの生活等に関するアンケート調査から

30分以上からだを動かす遊びや習い事を1週間どれくらいしますか。

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
ほとんどしない・全くしない	小5児童	14.9%	11.6%
	中2生徒	25.9%	14.2%

この1か月の間に本を何冊くらい読みましたか。

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
読まなかった	小5児童	25.6%	15.8%
	中2生徒	33.3%	35.4%



◆こどもがさまざまな体験ができるようなまちを目指します。

【中柱4 こどもの貧困対策】

◎子どもの生活等に関するアンケート調査から

現在の暮らしの状況をどのように感じていますか

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
やや苦しい、大変苦しい	小5保護者	33.9%	38.0%
	中2保護者	35.4%	42.9%



◆経済的な苦しさを感しないようなまちを目指します。

【中柱6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援】

◎現状の分析から

	現状 (令和5年度)	5年前 (令和元年度)
児童虐待相談受付件数	932件	924件
横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議におけるサポートチーム会議開催件数	255件	215件



◆児童虐待の予防等に努め、こどもが健やかに育つことができるようなまちを目指します。

大柱2 こどものライフステージごとの取り組み

こどものライフステージごとの取り組みでは、それぞれの発達段階に応じた施策を展開していきます。

まず、こどもの誕生前から幼児期までの取り組みとして、不妊症・不育症に対する治療費助成などの支援や、産後ケア事業、妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金）や伴走型相談支援を行い、子育ての不安やストレスが少ないまちを目指します。

待機児童の解消を図るとともに、質の高い幼児教育・保育や小学校との連携にかかる取り組みを進め、また、病児保育の充実や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施などを進めます。

学童期・思春期の取り組みとしては、学校教育と連携し、学習支援や心理的サポートを提供します。特に、学業成績が遅れている児童への支援や、不登校の児童へのサポート体制を強化します。また、思春期特有の悩みやストレスに対応するためのカウンセリングや相談窓口を設置し、こどもたちの精神的健康を守ります。

学童期・思春期の取り組みとしては、こどもたちが安心して過ごし学ぶことができる教育の充実を図ります。また、こども・若者が自由に交流し、自分らしく過ごせる居場所づくりやキャリア教育の推進とともに、いじめを未然に防止するための支援体制や不登校のこどもへの支援を充実させることで、誰にも居場所があり、孤独を感じることはないまちを目指します。

ニーズ調査結果等から求める姿

【中柱1 こども誕生前から幼児期までの取り組み】

◎ニーズ調査から

子育てをするうえで、不安、ストレスを感じたことがありますか。

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
就学前児童の保護者	よくある	21.6%	20.6%
	ときどきある	57.3%	58.4%



◆幼児期までの子育てで、不安やストレスが少ないまちを目指します。

◎現状の分析から

	現状 (令和5年度)	5年前 (令和元年度)
待機児童数	10人	70人



◆待機児童の解消を実現し、安心して子育てできるまちを目指します。

【中柱2 学童期・思春期の取り組み】

◎子どもの生活等に関するアンケート調査から

あなたが落ちつく居場所はどこですか。

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
落ち着く居場所はない	小5児童	2.2%	2.6%
	中2生徒	4.9%	4.0%

あなたの思いや気持ちについて、もっとも近いものに○をつけてください。

◎孤独を感じることはない

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
思わない(⇒孤独を感じる)	小5児童	14.2%	15.6%
	中2生徒	14.8%	12.0%



◆誰にも居場所があり、孤独感を感じることはないまちを目指します。

大柱3 子育て当事者に対する取り組み

核家族化の進展や地域のつながりが希薄化する中、子育て当事者が孤立化しないよう、取り組みを進めます。

まず、幼児教育・保育の無償化や就学援助、小児医療費の助成などを通じて子育てにかかる経済的な負担を軽減し、子育てしやすいまちを目指します。

次に、こどもの養育はまず家庭を基本として行われることから、一時預かりやファミリー・サポート・センター、ショートステイなどのニーズに応じた様々な子育て支援や、講座や交流、相談を通じて家庭教育の支援を進め、子育てを楽しめるようなまちを目指します。

また、家庭内において育児負担が女性に集中している現状のなか、共働き・共育てを推進するため、ワーク・ライフ・バランスの啓発や、男性の家事・子育てへの参画を促進するための取り組みを進め、家族が協力して子育てできるようなまちを目指します。

そして、ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金の貸し付けに加え、ハローワークや商工会議所との連携による就業支援や、養育費確保に向けた支援などの取り組みを推進することで、ひとり親家庭の不安を解消できるまちを目指します。

ニーズ調査結果等から求める姿

【中柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減】

◎ニーズ調査から

理想のお子さんの人数に比べ現在のお子さんの人数が少ない理由

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
金銭面での負担が大きい	就学前児童の保護者	64.7%	57.6%
	小学生の保護者	63.4%	60.4%



◆子育てにかかる経済的な負担を軽減し、子育てしやすいまちを目指します。

【中柱2 地域子育て支援、家庭教育支援】

◎ニーズ調査から

子育てを楽しんでいることが多いですか。それとも辛いと感じる事が多いですか。

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
楽しいと感じることの方が多い	就学前児童の保護者	71.0%	69.4%
	小学生の保護者	64.8%	65.1%



◆子育てを楽しめるようなまちを目指します。

【中柱3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大】

◎ニーズ調査から

子育てを主に行っている方はどなたですか。

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
父母ともに	就学前児童の保護者	60.2%	55.0%
	小学生の保護者	60.9%	58.3%



◆家族が協力して子育てできるようなまちを目指します。

【中柱4 ひとり親家庭への支援】

◎ニーズ調査から

地域における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。(ひとり親回答分)

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
満足していない (参考：前回調査では「不満」)	就学前児童の保護者	15.7%	13.0%
	小学生の保護者	12.4%	11.4%



◆ひとり親家庭にとっても子育てしやすいまちを目指します。

大柱4 取り組みを進めるために必要な事項

こどものライフステージを通じた取り組み、ライフステージごとの取り組み、子育て当事者への取り組みにあわせて、これらの取り組みを進めるために必要な以下の施策についても取り組んでいきます。

まず、こども基本法において、こども施策を策定、実施、評価するにあたっては、施策の対象となるこども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられていることから、こども・若者社会参画や意見反映について推進します。

また、教育・保育施設職員の資質向上や人材確保のための研修などをはじめ、こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上についても取り組むとともに、子育てにかかる手続・事務負担の軽減、情報発信、こども・若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等を進めます。

そして、地域における包括的な支援体制の構築・強化として、行政機関、地域団体、教育機関などがさまざまなネットワークを通じて連携し、地域で安心した子育てができる支援体制があるまちを目指します。

ニーズ調査結果等から求める姿

【中柱3 地域における包括的な支援体制の構築・強化】

◎ニーズ調査から

地域における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。

		今回 (令和5年)	参考：前回 (平成30年)
満足していない (参考：前回調査では「不満」)	就学前児童の保護者	17.7%	8.8%
	小学生の保護者	13.2%	10.5%

気軽に相談できる人や場所がありますか。

		今回 (令和5年)	前回 (平成30年)
気軽に相談できる人や場所がある	就学前児童の保護者	87.6%	90.2%
	小学生の保護者	83.7%	89.9%



◆地域で安心した子育てができる支援体制があるまちを目指します。

3 施策体系図





第4章

具体的な施策

具体的な施策

大柱1 こどものライフステージを通じた取り組み

中柱1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

ア こどもの権利に関する理解促進、人権教育の推進

1-(1)-ア-1	「こどもの権利」の周知に向けたリーフレット配布
「こどもの権利」について知ってもらうため、「子どもの権利条約」をもとに作成したリーフレットを、小学生及び中学生向けに各学校に配布するほか、関係機関にも配布します。リーフレットには「横須賀市子どもの権利を守る条例」の解説も含まれており、リーフレットの配布を通じて「こどもの権利」について広く周知します。	
担当課	こども家庭支援課

1-(1)-ア-2	ピンクシャツデー運動の展開
「いじめ STOP!!」の意思表示をするピンクシャツデー運動を展開し、学校や企業、団体等への自主的な活動の輪を広げ、市民のいじめに対する意識や差別・人権問題に関する正しい理解と認識を深めます。	
担当課	人権・ダイバーシティ推進課

1-(1)-ア-3	人権教育に関する指導力の向上
多様性を認め合う人権尊重の理念について教職員の理解を深めるため、関係機関と連携した人権教育の研修等の充実を図ります。 ・学校人権教育担当者研修講座の開設 ・人権教育指導者養成講座の開設	
担当課	教育研究所

中柱2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

ア 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

1-(2)-ア-1	体験学習、文化部活動の実施
小・中学校の総合的な学習の時間、高等学校の総合的な探究の時間、道徳、特別活動、生活科の時間を通して、自然や動植物、人とふれ合う体験学習の活動を行なう機会を設けるとともに、部活動（文化部）の活動を支援します。	
担当課	教育指導課

1-(2)-ア-2	中学生及び高校生の職場体験
中学生や高校生の職場体験を受け入れます。 ・公立保育園・こども園（中学生、高校生） ・健康福祉センター（中学生） ・博物館（中学生）	
担当課	子育て支援課 地域健康課 博物館運営課

1-(2)-ア-3	保育所・認定こども園における地域高齢者との交流会
保育所・認定こども園における地域の高齢者との交流会を実施し、高齢者と児童が伝承遊びを体験・交流できる機会を設けます。	
担当課	子育て支援課

1-(2)-ア-4	小学校3年生の社会科授業の支援（博物館）
小学校3年生の社会科の授業「昔の道具とくらし」に対する授業支援として、小学生の祖父母時代に使用していた生活道具や職人道具などを展示解説するとともに、当時の生活体験を実施します。	
担当課	博物館運営課

1-(2)-ア-5	芸術鑑賞教育の実施（未就学児）
保育所・認定こども園のこどもに対し、芸術にふれあう機会を提供します。 ・学芸員による園への出前プログラム ・園児の美術館見学（対話型鑑賞教育・鑑賞マナー教育）	
担当課	子育て支援課 美術館運営課

1-(2)-ア-6	芸術鑑賞教育の実施（小学生、中学生）
小学生、中学生に優れた演奏や作品を鑑賞する機会を設けるとともに、吹奏楽部の合同バンドによる組曲『横須賀』や小中学生作詞・作曲による作品の演奏などを行う機会を設けます。 ・オーケストラ鑑賞会（小学校5年生） ・美術鑑賞会（小学校6年生） ・こどものための音楽会の開催	
担当課	教育指導課

1-(2)-ア-7	ホームタウンチームによる、教育・保育施設や小学校訪問
体を動かすことや、スポーツの楽しさを伝え、こどもに夢や感動を与えることができるよう、横須賀市をホームタウンとするプロスポーツチームと連携し、現役選手やコーチによる学校等訪問を行います。	
担当課	スポーツ振興課

1-(2)-ア-8	BMX 小学校訪問
日本代表監督及びプロライダーが小学校を訪問し、“自分らしい生き方”をテーマとした講演と、プロのトリック（技）を間近で体感できるデモンストレーションを実施し、「BMXの魅力」と「夢や目標の大切さ」をお届けします。	
担当課	企画課

1-(2)-ア-9	多様な遊びを体験することも向け行事「あそびにおいでよ」の開催
青少年会館や青少年の家（みんなの家）において、6～3月の間、毎月1回、職員の創意工夫による遊びや企画（団扇作りやプラバン工作等）を体験することで、より多様な遊びの体験を推進します。	
担当課	子育て支援課

1-(2)-ア-10	高校生の保育ボランティア受け入れ
双子、三つ子等の多胎児を対象としたツインズ全体会等保育を要するイベントで学生保育ボランティアを受け入れ、高校生に体験学習の機会を提供します。	
担当課	地域健康課

1-(2)-ア-11	自然観察会の実施（猿島）
猿島公園専門ガイド等を講師とし、猿島の自然観察や体験的な環境学習を小学校を対象に実施します。	
担当課	環境政策課

1-(2)-ア-12	自然観察会の実施（自然・人文博物館との共催）、里山での自然体験会・自然観察会の実施
博物館との共催で、環境学習や野外活動等、学校外での様々な体験活動を推進します。また、再生された里山的環境で自然体験会等（親子で田んぼ、リースづくり、門松づくり）、自然観察会を実施します。	
担当課	自然環境・河川課

1-(2)-ア-13	農業及び「よこすか野菜」を通じた地域の魅力に触れる機会の提供
横須賀の農業及び“よこすか野菜”の価値や魅力に対する理解・関心を高めるとともに、食への関心や地域に対する愛着心を育むため、地域の生産者やJAと連携して、市内小学校に野菜を“育てる”機会を提供・支援することや出張授業などの取り組みを推進します。	
担当課	農水産業振興課
1-(2)-ア-14	自然観察会・体験教室、みんなの理科フェスティバルの実施
生涯を通じた自己の充実や生活の向上のため、歴史や自然に関する講座、自然観察会、夏休み体験学習などの教育普及活動を行うとともに、こどもから高齢者まで幅広い世代を対象とし、博物館の各施設を利用した講座や現地での野外学習などを実施します。 また、小中学生の自由研究や理科工作などの支援を行うとともにその成果の発表の場を設定し理科への興味関心を深めます。	
担当課	博物館運営課
1-(2)-ア-15	こどもが文化に親しむ機会の提供
こどもが文化に親しみ、その優れた価値、楽しさを理解する取り組みや、様々な文化活動を体験する機会の充実を進めます。 ・ファミリーコンサートの実施 ・伝統芸能ワークショップの実施	
担当課	文化振興課
1-(2)-ア-16	こども向け小冊子の発行
郷土の歴史や文化的遺産を広く紹介するため、こども向け小冊子を市内小学校等へ発行します。 ・「横須賀ゆかりの歴史上の人物」の発行 ・「知っていますか？横須賀製鉄所」の発行	
担当課	文化振興課
1-(2)-ア-17	地域の歴史や文化、民俗芸能に関する資料の展示及び解説
地域の歴史や文化に関する資料や展示解説を充実させ、郷土文化への関心を深めるとともに、後継者不足で消滅が危惧される民俗芸能の映像展示を通じて、郷土文化の重要性について理解を深めます。	
担当課	博物館運営課
1-(2)-ア-18	博物館のリニューアル
自然・人文博物館をリニューアルし、展示内容や方法を刷新します。	
担当課	博物館運営課

1-(2)-ア-19	こどもや子育て世帯の目線に立った公園づくり
こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活が送ることができるように、公園施設長寿命化計画及び横須賀市都市公園の整備・管理の方針等に基づき公園施設の更新・充実を図ります。	
担当課	公園建設課・公園管理課（公園活用推進担当課）

1-(2)-ア-20	こども読書活動の推進（市立学校）
児童生徒の読書への関心を高めるとともに、主体的で探究的な学びを支援するため、学校図書館機能の充実を目指し、学校司書の配置や学校図書館の運営に関わる人材の研修の充実を図ります。 ・学校司書の配置 ・読書感想画コンクールの開催	
担当課	教育指導課

1-(2)-ア-21	こども読書活動の推進（市立学校以外）
再掲	3-(2)-ウ-5
こどもの読書活動を推進するため、こどもの発達段階に応じたさまざまな取り組みを実施します。 ・ブックスタート事業 乳児健康診査時（3～4か月児が対象）に、絵本、おすすめ絵本リスト、図書館利用案内等が入った「ブックスタートパック」を赤ちゃんと保護者へ配布するとともに、1組ごとの読み聞かせを実施します。 ・ブックリストの配布 図書館がこどもに出会ってほしい本をリストにした「ブックリスト」を、3歳児健康診査時や小中学校の夏休み前に配布します。 ・学校との連携 図書館見学、おはなし会等を実施するほか、調べ学習のための図書の特別貸出を行います。 ・「子ども読書の日」等に合わせたイベント開催やPR活動の実施	
担当課	中央図書館

1-(2)-ア-22	電子図書館と小中学校との連携
インターネット上で電子書籍を読むことができるサービスを開始するにあたり、市立小中学校の児童生徒（教師含む）も利用できるようにし、こどもが図書に触れる機会を増やすことにより、家庭や学校における学習環境の向上を図ります。	
担当課	中央図書館

1-(2)-ア-23	こどもの年齢や状況にあった子育てについての情報提供や相談の実施
再掲	3-(2)-ウ-6
周産期支援教室や育児支援教室、乳幼児健診等でこどもの年齢や状況にあった子育てについての情報提供や相談を実施します。	
担当課	地域健康課

1-(2)-ア-24	家庭教育の支援
再掲	3-(2)-ウ-7
小中学校等 PTA を対象とする家庭教育講演会の横須賀市 PTA 協議会への委託等の取り組みにより、家庭教育力の向上を支援します。	
担当課	生涯学習課

1-(2)-ア-25	家庭教育講座の実施
再掲	3-(2)-ウ-8
コミュニティセンターにおいて、育児や子育ての楽しさや不安を共有し、親同士のつながりを深めることを目的に、未就学児の親子を対象とした家庭教育学級や講座を開催し、家庭教育力の向上を図ります。	
担当課	地域コミュニティ支援課 各行政センター

1-(2)-ア-26	学校と家庭が連携した生活習慣、運動習慣に関する意識啓発
こどもが自ら考え、判断して、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、学校における生活習慣、運動習慣に関する継続的な指導を行うとともに、児童生徒、保護者、教職員の生活習慣、運動習慣に関する意識を啓発します。	
担当課	保健体育課

イ こどもまんなかまちづくり

1-(2)-イ-1	子育てに適する市営住宅の提供
子育て世帯を支援するため、小学校就学前までのこどもを扶養する若年夫婦世帯を対象として、優先枠（入居期限あり）を設定します。	
担当課	市営住宅課

1-(2)-イ-2	市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和
子育て世帯を支援するため、高齢者や障害者がいる世帯と同様に子育て世帯の特に居住の安定を図る必要がある世帯を「裁量階層」とすることで、入居者収入基準を緩和し、市営住宅への申込み対象を広げます。	
担当課	市営住宅課

1-(2)-イ-3	子育て世代に対する住宅取得等の支援
子育て世代の定住、中古戸建住宅の流通促進及び相続空き家の発生抑制のため、物件購入費用やリフォーム費用等について助成します。 ・子育てファミリー等応援住宅バンク補助金 ・2世帯住宅リフォーム等補助金 子育て世帯等の賃貸住宅の確保に配慮が必要な方を対象に相談会を運営します。 ・高齢者・障がい者・子育て世帯等の住まい探し相談会（年12回）	
担当課	まちなみ景観課

ウ こども・若者が活躍できる機会づくり

1-(2)-ウ-1	プログラミング推進事業の実施
プログラミングに高い関心と意欲を持つ中高生が、IT・プログラミングを集中的に学ぶことができる「横須賀プログラミング“夢”アカデミー」を運営します。 【アカデミー概要】 (ア) 研修コース プログラミング等の基礎知識等を集中的に学ぶための「3か月プログラム」 (イ) 本コース WEB アプリコース、Unity ゲーム開発コースから希望により選択 習得できるプログラミング言語：Javascript、HTML/CSS、Unity など (ウ) 体験コース アカデミー生を集めることを目的として、実施	
担当課	企画調整課

1-(2)-ウ-2	メタバースを活用した教育プログラム、eスポーツの推進
ICT教育による技術の習得や、得意分野で輝ける、社会に必要とされる人材を育てるため、メタバースやeスポーツを活用します。 中高生向けのメタバース教室など、デジタルコンテンツへの関心や将来を考えるきっかけづくりに加え、技術の習得、eスポーツを通じたコミュニケーション能力の向上等を図ります。	
担当課	観光課

1-(2)-ウ-3	姉妹都市との学生交流
本市の姉妹都市であるアメリカ・コーパスクリスティ市、フランス・ブレスト市、オーストラリア・フリマントル市、イギリス・メッドウェイ市と、夏休みの2週間、高校生の派遣・受け入れを行います。 ・姉妹都市への交換学生の派遣 ・姉妹都市からの交換学生の受け入れ ・本市と姉妹都市の高校生等が発表と交流を行う国際ユースフォーラムの開催	
担当課	国際交流・基地政策課

1-(2)-ウ-4	基地内留学の実施
米海軍横須賀基地内にあるメリーランド大学の英語学習プログラム（ブリッジプログラム）の市民の受講を支援します。	
担当課	国際交流・基地政策課

1-(2)-ウ-5	国際コミュニケーション能力の育成
小・中・高の12年間で、児童生徒の国際コミュニケーション能力の向上及び国際教育の充実を図ります。 ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校への外国語指導助手（ALT）・外国人英語教員（FLT）の配置 ・小学校外国語活動アドバイザーの配置 ・YOKOSUKA English World の開催 （市内小学校5・6年生児童が、本市が配置しているALT（ネイティブの外国語指導助手）や、米海軍横須賀基地内のサリバンス・エレメンタリースクールの児童と英語で交流する場）	
担当課	教育指導課

1-(2)-ウ-6	横須賀総合高校における国際交流の推進
横須賀総合高校の国際教育を推進するため、多くの国際交流を行います。 ・オーストラリア・エラノラ高校との短期留学（毎年派遣・隔年受け入れ） ・米海軍横須賀基地内のキニックハイスクールとの交流	
担当課	教育指導課

1-(2)-ウ-7	外国人生活相談の実施
外国人等の日常生活に関する相談（出産・育児、教育等を含む）に多言語で対応します。 ・ヴェルクよこすか内の横須賀国際交流協会での外国人生活相談の実施 ・市役所ほかでの出張相談の実施 ・市役所窓口等への同行通訳	
担当課	国際交流・基地政策課

1-(2)-ウ-8	日本語会話サロンの実施
外国人等が、日常生活に必要な基礎的な日本語を学ぶ日本語会話サロンを、ボランティア団体により実施します。	
担当課	国際交流・基地政策課

1-(2)-ウ-9	日本語支援ステーションの設置
多様な教育的ニーズに対応し、特に日本語指導を必要とする児童生徒及びその保護者への支援を充実させるため、在籍校への入学前にガイダンスや日本語指導を効果的・効率的に行う「日本語支援ステーション」を設置しています。 ・多言語での就学ガイダンスの実施 ・日本語能力アセスメントの実施 ・日本語指導が必要な児童生徒に対しての初期集中指導の実施 ・翻訳や通訳、教材の紹介等の実施 ・多言語対応を含む、保護者相談・支援の充実	
担当課	支援教育課

1-(2)-ウ-10	日本語指導員・学校生活適応支援員の派遣
日本語指導が必要な外国につながるの児童生徒が学校生活に適応できるよう、支援の充実を図ります。 ・日本語指導員の派遣 ・学校生活適応支援員の派遣	
担当課	支援教育課

1-(2)-ウ-11	国際教育コーディネーターの配置
学校における支援体制を充実させるため、国際教育コーディネーターが外国につながるの児童生徒の編入学・転入学時に日本語に係るアセスメントを行うとともに、在籍する学校と日本語指導員を対象に、支援体制や支援プログラム作成のための指導助言を行います。 また、保護者を対象にした就学相談・教育相談の窓口及び電話での対応を行うとともに、外部関係機関へつなぐための通訳を行います。	
担当課	支援教育課

エ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消と多様な性の尊重

1-(2)-エ-1	中学生を対象とした啓発冊子の配布
中学生を対象に、ジェンダー平等に関する啓発冊子を配布し、授業での活用を促進します。	
担当課	人権・ダイバーシティ推進課

1-(2)-エ-2	若年層向けワークショップの実施
主に高校生に向けて、ワークショップを実施し、ジェンダー平等について自ら考える機会を創出します。	
担当課	人権・ダイバーシティ推進課

1-(2)-エ-3	保育士等を対象とした研修会の開催
幼児と関わる保育士等を対象に、ジェンダー平等と多様な性への理解を促進するため、研修会を実施します。	
担当課	人権・ダイバーシティ推進課

1-(2)-エ-4	性的マイノリティに関する啓発（小学校、中学校等）
正しい知識を伝えるため、多様な性に関する啓発パネルの貸し出しや、啓発リーフレットの配布を行います。	
担当課	人権・ダイバーシティ推進課

1-(2)-エ-5	性的マイノリティに関する研修の実施（小学校、中学校）
多様な性に関する研修を開催し、正しい知識の習得や理解を深めます。	
担当課	人権・ダイバーシティ推進課

1-(2)-エ-6	性的マイノリティに関する研修の実施（市立学校の教職5年経験者、人権教育担当者）
性的マイノリティの人権について、研修会等において周知を行います。	
担当課	教育研究所

1-(2)-エ-7	性的マイノリティに関する研修の実施（市立学校の生徒指導担当者）
生徒指導担当者研修講座等において、多様な性に関する講座を実施します。	
担当課	支援教育課

1-(2)-エ-8	こどもの性に対する悩み等の相談受付
小・中学生とその保護者を対象に教育委員会教育相談で、こどもの性に対する悩み等の相談を受け付けます。	
担当課	支援教育課

中柱3 こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供

ア プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等

1-(3)-ア-1	プレコンセプションケアの認知度向上と普及啓発
庁内関係各所と連携し、全世代に対し様々な場面で「プレコンセプションケア」の認知度向上と普及啓発を行います。 ・各種イベントや健康増進事業、SNSを通じた普及啓発 ※プレコンセプションケアとは、直訳すると「妊娠前の健康管理」ですが、生涯を通じて健康で過ごせるような生活習慣を促す取り組みです。	
担当課	健康増進課

1-(3)-ア-2	女性の健康支援
主に思春期からの女性を対象に、妊娠前の女性やカップルが望んだ時に結婚・妊娠・出産ができるように、周知啓発を行います。 ・女性の健康支援セミナーの実施 ・パンフレットの配布	
担当課	地域健康課

1-(3)-ア-3	特定妊婦等への支援
再掲	1-(6)-ア-10、2-(1)-ア-5
妊娠の可能性がある、若年や経済的困窮等が理由で受診が難しい女性の支援を行います。 ・市施設や自宅等における市販薬での簡易的な妊婦検査 ・医療機関での妊娠判定検査の全額補助 ・支援を要する妊婦等の相談、こども家庭支援課及び健康福祉センターの地区担当保健師の同行受診等 ・「思いがけない妊娠相談カード」の配架	
担当課	こども家庭支援課

1-(3)-ア-4	各健康福祉センター保健師による相談・支援
再掲	1-(6)-ア-11
各健康福祉センターの保健師が妊娠・出産などの相談や支援を行います。	
担当課	地域健康課

1-(3)-ア-5	歯科健康診査及び歯周病検診の実施
生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、こどもの年齢に応じた歯科健康診査及び、歯科健康診査を受診する機会の減る18歳以上の市民に対して、歯周病検診を実施します。	
担当課	健康管理支援課

中柱4 こどもの貧困対策

ア 教育の支援

1-(4)-ア-1	就学援助費、奨学支援金の支給
再掲	3-(1)-ア-4
経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助費を支給します。 また、就学機会の均等を図るため、高等学校等に進学し、又は修学する意欲を有するにもかかわらず、経済的理由により進学又は修学が困難な生徒に対し、修学支援金、入学支援金を支給します。	
担当課	支援教育課

1-(4)-ア-2	生活保護世帯への学習支援
再掲	2-(2)-カ-4
生活保護受給世帯の中学生等を対象に NPO 法人に委託し学習支援を行い、こども支援員が不登校の小中学生や中退高校生を持つ家庭へ訪問し支援します。	
担当課	生活福祉課

1-(4)-ア-3	生活困窮世帯への学習支援（中学2年生、3年生）
生活困窮世帯の中学生2年生及び3年生を対象に、NPO 法人に委託し学習支援を実施し、健全な学習習慣を身に付け、持続的な学習を行うことで、自立の助長を図ります。	
担当課	生活支援課

1-(4)-ア-4	児童養護施設学習支援事業の実施
児童養護施設に入所中の小学生、中学生を対象に学びの機会を保障し、個別の関わりによるきめ細やかな支援を行うため、学習講師を派遣し、学習の支援をします。	
担当課	児童相談課

イ 生活の安定に資するための支援

1-(4)-イ-1	ひとり親家庭等の子育て・生活支援
再掲	3-(4)-ア-3
ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、母子・父子自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び、こどものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施します。また、ひとり親等が病気等により生活支援が必要となった場合は、家庭生活支援員を派遣します。	
担当課	こども給付課

1-(4)-イ-2	こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催
再掲	1-(6)-ア-1、1-(6)-イ-12、1-(6)-ウ-2、2-(1)-ア-17、3-(2)-ウ-12、4-(3)-ア-1
児童の保健・福祉・教育・医療関係者、警察及び民生委員児童委員、主任児童委員等と問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、緊密に連携を取り合うことで、情報の共有を図り、支援を必要とするこどもや保護を必要とするこどもへの具体的な対応方針を決めていきます。 ・全体会議 ・実務担当者連絡会議 ・サポートチーム会議	
担当課	こども家庭支援課

1-(4)-イ-3	こんにちは赤ちゃん訪問の実施
再掲	1-(6)-ア-16、2-(1)-ア-22、3-(2)-ア-1
妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、保健師や助産師の専門職が生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談を実施します。	
担当課	地域健康課

1-(4)-イ-4	「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用によるこどもの自立支援
再掲	1-(6)-イ-10
社会的養護のこどもが、施設等を退所した後に安定した生活ができるよう、市内の事業者と協力して、就労や住まい探しを支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」を活用し、こどもの自立を支援します。	
担当課	児童相談課

1-(4)-イ-5	スクールソーシャルワーカーの配置
社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つ「スクールソーシャルワーカー」を全学校に配置し、家庭や社会福祉関係機関との連携を強化しながら、学校とともに課題解決や状況の改善を図っていきます。	
担当課	支援教育課

ウ 保護者の就労支援

1-(4)-ウ-1	ひとり親家庭等の就業支援
再掲	3-(4)-ア-2
ひとり親等の経済的自立を支援するため、キャリアコンサルタントの資格を持つ就労相談員をフロア内に配置し、就業・転職相談を実施したり、商工会議所で実施する講座の受講費用の負担を行います。また、スキルアップのための講座の受講に必要となる費用の一部を給付します。	
担当課	こども給付課

エ 様々な支援を組み合わせた経済的な支援

1-(4)-エ-1	教育・保育施設における実費徴収の補足給付
再掲	3-(1)-ア-1
子育てにかかる経済的負担を軽減するため、教育・保育施設の教材費・行事費、副食材料費にかかる実費徴収額の一部を助成します。	
担当課	子育て支援課

1-(4)-エ-2	教育・保育施設、認可外保育所等に関する保育料の負担軽減
再掲	3-(1)-ア-2
子育て世帯の経済的負担を軽減するため、教育・保育施設、認可外保育施設等を利用することでの保育料の無償化や負担軽減を行います。	
担当課	子育て支援課

1-(4)-エ-3	放課後児童クラブに関する保育料の負担軽減
再掲	3-(1)-ア-3
ひとり親世帯及び多子世帯の児童の利用料を減免する放課後児童クラブに対する助成を行います。	
担当課	子育て支援課

1-(4)-エ-4	児童手当の支給
子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、児童を養育している者に児童手当を支給します。	
担当課	こども給付課

1-(4)-エ-5	小児医療費の助成
再掲	3-(1)-イ-1
必要な時に適切な医療を受けられることにより、安心してこどもを育てられるように小児医療費助成を行います。(対象年齢は、18歳の年度末まで)	
担当課	こども給付課

1-(4)-エ-6	ひとり親家庭等の養育費確保支援
再掲	3-(4)-イ-1
こどもが心身ともに健やかに育成されるよう、離婚後のひとり親家庭が、養育費を確保できるような支援をします。 ・養育費確保のための法律相談の実施 ・養育費確保のための公正証書等の作成や、保証契約の締結に要する費用の助成	
担当課	こども給付課

1-(4)-エ-7	児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付
再掲	3-(4)-ア-1
ひとり親等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付等経済的支援を実施します。	
担当課	こども給付課

中柱5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

ア 地域における支援体制の強化

1-(5)-ア-1	経過健診及びフォローアップ教室の充実
乳幼児健康診査後、発達の経過観察を行いながら、今後のこどもの療育や子育てについて保護者とともに考える場であるフォローアップ教室の開催方法等について検討し、内容を充実します。 ・乳幼児健康診査後の経過健診の実施 ・1歳6か月健康診査後のフォローアップ教室の開催	
担当課	地域健康課

1-(5)-ア-2	療育相談センターを中核とした地域における療育体制の充実
発達の遅れや障害のある概ね18歳までの子どもを対象に、健康福祉センターや児童相談所、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、障害児通所支援事業所等の地域と連携した支援を行い、地域全体での療育体制を充実させます。 ・診療部門における、専門職による相談、評価、診療 ・通園部門（児童発達支援センター）における、こどもの特性に応じた専門的な療育支援、保育所等訪問支援によるインクルージョンの推進 ・地域生活支援部門における、保護者支援を含めた療育に関する様々な相談への対応、保育所等・学校・障害児通所支援事業所への巡回相談による療育スキルの共有、居宅訪問型児童発達支援による重度障害児への支援、各種教室の開催及び相談支援事業	
担当課	こども家庭支援課

1-(5)-ア-3	障害福祉サービスと地域生活支援事業の整備
障害福祉計画等に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の目標の達成に向けて取り組むとともに、障害とくらしの支援協議会の体制を、（１）個別の事例から地域課題を抽出し、（２）地域課題に対してどのように取り組むかを検討し、（３）検討事項に基づき実際に課題解決に向けた取り組みを行う、課題解決をより意識した３つの機能に見直し、運営していきます。	
担当課	障害福祉課

1-(5)-ア-4	障害児施設等の整備
重症心身障害児や、痰の吸引などの医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）の通所施設など、障害福祉計画を始めとする市の施策の推進に資する障害児施設等の整備を支援します。	
担当課	福祉施設課 障害福祉課

1-(5)-ア-5	発達支援コーディネーターの養成
保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童クラブ指導員等を対象とした発達障害の理解と支援について学ぶ研修を定期的に行います。	
担当課	障害福祉課

1-(5)-ア-6	教育・保育施設での特別な支援が必要な児童の受け入れ体制の強化
健康面・発達面で特別な支援が必要な児童に手厚い教育・保育を行うことができるよう、保育士等を追加で配置するための費用を一部補助します。	
担当課	子育て支援課

1-(5)-ア-7	障害児入所施設の確保
障害のある児童が入所して、日常生活指導及び独立自活に必要な知識技能を養う福祉型障害児入所施設を1か所確保します。	
担当課	こども家庭支援課 児童相談課

1-(5)-ア-8	指導監査による障害児通所支援事業所の質の確保
障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）における、サービスの提供の記録に関する確認や児童発達支援計画等の作成等について確認します。	
担当課	指導監査課

イ 医療的ケア児など専門的支援が必要なこども等に対する連携体制の強化

1-(5)-イ-1	医療的ケア児等支援協議会の開催
医療的ケア児とその家族への支援のための関係機関の協議の場を設定します。	
担当課	障害福祉課

1-(5)-イ-2	医療的ケア児等コーディネーターの配置
医療的ケア児が日常生活に必要な医療・福祉・教育などを受ける際、家族やその他の関係者からの相談を受け、関係機関へつなぐコーディネーターを配置します。	
担当課	障害福祉課

1-(5)-イ-3	医療的ケア児の受入れ体制強化
医療的ケア児が、日常的に保育サービスを利用できるよう、保育所等に看護師の配置や備品の整備等の支援を行います。	
担当課	子育て支援課

1-(5)-イ-4	医療的ケア児に対する在宅レスパイトケア事業等の実施
家庭で生活する、24時間体制で人工呼吸器などによる医療的ケアが必要なこどもの支援と家族の負担軽減を図ります。 ・訪問看護の利用可能時間の延長 ・一時的に自宅看護できない場合における病院でのショートステイ実施	
担当課	障害福祉課

1-(5)-イ-5	医療的ケア児等への支援の充実
医療的ケア児及びその家族が、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、市立学校の体制を整えます。 ・市立学校への学校看護師の派遣 ・市立養護学校への医療的ケア指導医の派遣 ・医療的ケア児の登下校支援	
担当課	支援教育課

ウ 特別支援教育の充実

1-(5)-ウ-1	幼児期における特別支援教育への支援
幼児教育の充実を図るため、障害児等を受け入れている幼稚園等に対し、障害児等の教育に要する費用の一部を助成します。 ・私立幼稚園等障害児等教育費補助	
担当課	子育て支援課

1-(5)-ウ-2	療育相談センターにおける通園部門（児童発達支援センター）の運営
発達の遅れや障害があり、継続的な療育支援が必要な就学前のこどもを対象に、育ち方・障害等に配慮しながら、健康な身体・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成のために、一人ひとりのこどもに応じた専門的な療育支援を行います。また、必要に応じて幼稚園、保育所、認定こども園などの関係機関と連携を図ります。	
担当課	こども家庭支援課

1-(5)-ウ-3	療育相談センターにおける利用児童の保護者を対象とした就学説明会の実施
療育相談センターを利用しているこどもの保護者に対し、教育委員会と連携して、就学説明会を実施します。通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校等の各学びの場について情報提供するとともに、就学先決定までの流れをお伝えします。関係機関と連携し、就学に向けたサポートを行います。	
担当課	こども家庭支援課 支援教育課

1-(5)-ウ-4	横須賀市支援教育推進プランの推進
多様化する教育的ニーズに対応するため、「横須賀市支援教育推進プラン」に基づき、基礎的環境整備を進めるとともに合理的配慮を提供します。 また、学習面及び生活面で配慮を要するこどもへの指導や支援についての教職員対象の研修講座等を実施することにより、多様なこどもの学校教育活動への参加を促進します。	
担当課	支援教育課

1-(5)-ウ-5	学習面・生活面における各種介助員の配置
支援や配慮を必要とする児童生徒の介助、危険防止など教育活動上のさまざまな課題に対応するため、小中学校に各種介助員を配置します。 ・特別支援学級介助員を特別支援学級に配置 ・教育支援臨時介助員を日常的な学習活動や校外活動の際に配置 ・泊を伴う学校行事の介助員を修学旅行や宿泊学習の際に配置	
担当課	支援教育課

1-(5)-ウ-6	校内支援体制充実のための研修の実施
支援や配慮を必要とする児童生徒への支援体制を充実させるため、学校と関係機関との連絡調整、保護者からの相談対応、担任への支援等を担う教員（支援教育コーディネーター）や、児童生徒指導を担当する教員等への研修を行い、資質・能力の向上を図ります。	
担当課	支援教育課

1-(5)-ウ-7	病虚弱教室（院内学級）の運営
病院に入院し、健康上の理由及び病虚弱のため、在籍校に通えない児童生徒の学習を保障するとともに、保護者の精神的・物理的な負担を軽減するために、市立総合医療センターにおいて病虚弱教室（院内学級）を運営します。	
担当課	支援教育課

1-(5)-ウ-8	就学相談の実施
特別な支援を要する幼児児童生徒の就学支援のため、保護者面談等を通して、適切な就学先について検討・相談を行います。	
担当課	支援教育課

1-(5)-ウ-9	通級による指導の充実
通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対する、障害に応じた通級による指導の充実を図ります。	
担当課	支援教育課

中柱6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

ア 児童虐待防止対策等の更なる強化

1-(6)-ア-1	こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催
再掲	1-(4)-イ-2、1-(6)-イ-12、1-(6)-ウ-2、2-(1)-ア-17、3-(2)-ウ-12、4-(3)-ア-1
児童の保健・福祉・教育・医療関係者、警察及び民生委員児童委員、主任児童委員等と問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、緊密に連携を取り合うことで、情報の共有を図り、支援を必要とするこどもや保護を必要とするこどもへの具体的な対応方針を決めていきます。 ・全体会議 ・実務担当者連絡会議 ・サポートチーム会議	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-ア-2	こども家庭地域対策ネットワーク会議とスクールカウンセラー等との連携
再掲	1-(6)-イ-13、2-(2)-オ-1、2-(2)-カ-3、4-(3)-ア-2
毎月実施する長期欠席者調査の時に、要保護児童対策地域協議会対象児童・生徒の状況を書面にて報告してもらい、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等を活用し、児童・生徒虐待の発生予防、早期発見や早期対応に努めます。 子育て支援関係機関との情報交換や支援方針の確認等の各種会議に出席し連携を深めます。 ・要保護児童対策検討会議 実務担当者連絡会議分科会 ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会 ・サポートチーム会議 ・長期欠席調査における要保護児童対策地域協議会対象児童・生徒の状況報告 ・児童生徒を取り巻く環境チェックの実施	
担当課	支援教育課

1-(6)-ア-3	母子保健活動による要支援者の早期発見・早期支援
再掲	1-(6)-イ-14、4-(3)-ア-3
こどもの安全が確認できない世帯に家庭訪問を行い、養育環境等に問題がある世帯に対しては、迅速に支援方針を決定します。 ・こんにちは赤ちゃん訪問 ・妊婦等包括相談支援事業における伴走型相談支援 ・乳幼児健診等の母子保健活動	
担当課	地域健康課

1-(6)-ア-4	要保護児童の早期発見・早期支援のための情報収集と関係機関との連携
再掲	1-(6)-イ-15、4-(3)-ア-4
子育て支援関係機関と連携を図りながら、本人・保護者や学校への支援や、登校支援が必要な児童生徒の相談教室利用時の面接や継続相談を行います。 また、サポートチーム会議・主任児童委員との連絡会の開催や、学校・警察署等との連絡会等を通して、関係諸機関との連携を深めます。	
担当課	児童相談課

1-(6)-ア-5	保育所・認定こども園における虐待防止マニュアルに基づいた虐待等の早期発見・早期連絡の推進
再掲	4-(3)-ア-5
幼稚園、保育所、認定こども園等の指導監査時において、虐待防止に関する研修や児童相談所等の連携、こどもの心身状態の確認等の取り組み状況について確認します。	
担当課	指導監査課

1-(6)-ア-6	指導監査時における虐待防止対策の確認
再掲	1-(6)-イ-16、4-(3)-ア-6
幼稚園、保育所、認定こども園等の指導監査時において、虐待防止に関する研修や児童相談所等の連携、こどもの心身状態の確認等の取り組み状況について確認します。	
担当課	指導監査課

1-(6)-ア-7	こども家庭センターの設置
令和6年4月1日より母子保健と児童福祉部門を一体的に組織し、運営する「こども家庭センター」を設置し、両部門の連携・協働を深め、児童虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行うなど、相談支援体制の強化を図ります。 ・状況・実情把握、母子保健・児童福祉に係る情報提供、相談対応 ・はぐくみサポートプラン、よこすか親子サポートプランの作成・手交・支援 ・合同ケース会議の開催、要保護児童対策協議会等開催 ・地域資源の把握、開拓 ・家庭支援事業の利用勧奨・措置に係る業務	
担当課	こども家庭支援課 地域健康課

1-(6)-ア-8	育児支援家庭訪問事業の推進
様々な原因で子育てが困難になっている家庭に助産師を派遣し、育児の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図ります。	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-ア-9	児童育成支援拠点事業の実施
養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、当該こどもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供します。	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-ア-10	特定妊婦等への支援
再掲	1-(3)-ア-3、2-(1)-ア-5
妊娠の可能性があり、若年や経済的困窮等が理由で受診が難しい女性の支援を行います。 ・市施設や自宅等における市販薬での簡易的な妊婦検査 ・医療機関での妊娠判定検査の全額補助 ・支援を要する妊婦等の相談、こども家庭支援課及び健康福祉センターの地区担当保健師の同行受診等 ・「思いがけない妊娠相談カード」の配架	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-ア-11	各健康福祉センター保健師による相談・支援
再掲	1-(3)-ア-4
各健康福祉センターの保健師が妊娠・出産などの相談や支援を行います。	
担当課	地域健康課

1-(6)-ア-12	親子支援心理相談、精神科医によるメンタルヘルス相談の実施
再掲	2-(1)-ア-18
18歳未満の子どもを養育する保護者をサポートするため、親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談により、心のケアとして保護者が抱える子育て等に関する心理的な悩みの整理や医学的な助言を行い、保護者自身の問題解決に向けて助言を行います。	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-ア-13	産後ケアの実施
再掲	2-(1)-ア-19
出産後から5か月未満までの産後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行うとともに、関係機関との連携を図り、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-ア-14	心理相談員による妊産婦へのメンタルヘルス相談の実施
再掲	2-(1)-ア-20
妊娠中や乳幼児（概ね1歳まで）の保護者を対象に、心理相談員によるカウンセリングを行い、元気に子育てに臨めるよう手助けします。	
担当課	地域健康課

1-(6)-ア-15	妊産婦健康診査の受診促進及びメンタルヘルスチェックの実施
再掲	2-(1)-ア-21
妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、医療機関・助産院で行う健康診査費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 また、産後うつや新生児の虐待防止のため、産婦健康診査時にメンタルヘルスチェックを行い、必要な支援を提供します。	
担当課	健康管理支援課

1-(6)-ア-16	こんにちは赤ちゃん訪問の実施
再掲	1-(4)-イ-3、2-(1)-ア-22、3-(2)-ア-1
妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、保健師や助産師の専門職が生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談を実施します。	
担当課	地域健康課

1-(6)-ア-17	一時保護所における支援の拡充
一時保護所において、児童が安心した環境で生活ができるよう努めます。 入所児童の意見等を聴取するとともに、意見表明等支援員の派遣を受け、児童の意見表明の機会を確保します。また、第三者機関による評価を受け、一層充実した施設の整備、職員の資質向上に努めます。	
担当課	児童相談課

1-(6)-ア-18	児童虐待防止推進月間における啓発
毎年11月の児童虐待防止推進月間において、パネル展示や市内観光スポットでのライトアップ、啓発グッズの作製・着用・配布による周知・啓発を行います。	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-ア-19	「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」による啓発
「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」による児童虐待防止の啓発活動を行います。 ※子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーとは、子ども虐待防止の象徴の「オレンジリボン」をたすきに仕立て、こどもの明るい未来を願って児童福祉関係者等がリレーをしながら繋いでいく啓発活動です。	
担当課	児童相談課

1-(6)-ア-20	意見表明等支援員の派遣
一時保護所や児童養護施設、里親宅等、社会的養護下で生活するこどもの意見を代弁する第三者として意見表明等支援員を派遣し、入所しているこどもから権利等に関する相談を受けて、こどもの意見を表明する権利の行使を促進します。 ・一時保護所や児童養護施設等に意見表明等支援員が訪問し、こどもと面接をして意見を聴取し、希望に応じて関係機関へ伝達 ・関係機関はこどもの意見を踏まえて対応を検討し、こどもと意見表明等支援員にフィードバック ・意見表明等支援員の活動状況を児童福祉審議会で報告	
担当課	こども家庭支援課 児童相談課

1-(6)-ア-21	児童養護施設等における意見表明の支援
一時保護所においての「意見箱」の設置や、施設内での「子ども会議」を推進し、児童自身が意見を伝えることができる手段を確保するとともに、施設職員及び養育者への権利擁護に関する研修を実施します。	
担当課	こども家庭支援課 児童相談課

1-(6)-ア-22	「子どもの権利ノート」の配布
施設入所時等に「子どもの権利ノート」を配布し、こどもが自らの権利について学習し、理解できるよう促します。 また、ノートに添付されたはがきを使用し、児童が意見を表明した場合は、相談先の一つである児童福祉審議会事務局ではがきを受領し、関係各課と連携しながら迅速な対応を行います。	
担当課	こども家庭支援課 児童相談課 子育て支援課

1-(6)-ア-23	被措置児童等虐待対応ガイドラインによる対応
被措置児童等虐待が疑われる場合には、施設内虐待の予防策や対応策をまとめたガイドラインに沿って適切に対応し、こどもの権利を守ります。	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-ア-24	親子関係の再構築支援の拡充
こどもと親とが相互の肯定的なつながりを主体的に築けるよう、養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築を支援します。こどもの意見・意向を把握、尊重しながら、家族状況や課題等に応じた多様な形での支援を提供できるように努めます。 ・必要に応じ、家族の再構築に向けたプランの提供 ・プランにもとづく支援の提供 ・再構築後の支援内容の検討、支援	
担当課	児童相談課

1-(6)-ア-25	親子関係形成支援事業の推進
こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施することにより、適切な親子の関係の形成に向けた支援を行います。	
担当課	こども家庭支援課

イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

1-(6)-イ-1	家庭での養育支援の推進
児童相談所に家族再統合専門チームを設置し、こどもが安心・安全に生活できるよう親子関係の調整を図ります。 ・虐待等で分離した親子の再統合を個別に分析 ・再構築、再統合の親子交流プランの作成、実施	
担当課	児童相談課

1-(6)-イ-2	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の促進
安定した児童の養育環境が確保されるよう、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を促進し、家庭養育の充実を図ります。	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-イ-3	里親制度への支援の充実
里親制度の周知を図り、新たに登録する里親を増やすよう努めます。里親を対象とする研修を実施するほか、施設の里親支援専門相談員を活用して、里親への全般的な支援を充実させます。 ・児童に対する面接や継続相談の実施 ・養子縁組里親の養成や委託推進 ・養育里親対象更新研修の実施 ・専門里親の新規養成	
担当課	児童相談課

1-(6)-イ-4	児童養護施設等における生活環境の充実
ユニット化・個室化された児童養護施設（2施設）及び乳児院（1施設）にて小規模なケア単位で、心のケアや治療を必要とする入所児童に専門的なケアを行い、生活環境の充実を図ります。	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-イ-5	児童養護施設における学習支援、施設等退所後の自立に向けた支援
児童養護施設に入所している小中学生の学習を支援することを目的とした児童養護施設学習支援事業を実施し、学習の習慣付けや学力の向上を目指し、学校不適応・施設不適応を防止します。また、こどもの適性に合った職業選択と進学の可能性を広げるため、社会生活に関する情報提供等を通じて、施設退所後の自立に向けた支援を行います。	
担当課	児童相談課

1-(6)-イ-6	5県市合同による施設職員を対象とした研修会の実施
5県市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）合同で社会的養護の担い手となる職員の専門性を強化するための研修を実施し、施設職員の資質の向上を図ります。	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-イ-7	児童養護施設職員を対象とした研修会の実施
本市が所管する乳児院・児童養護施設の職員を対象に児童養護施設と相談し、希望に応じた研修会を実施します。	
担当課	児童相談課

1-(6)-イ-8	青少年自立支援関係機関連絡会議の開催
自立援助ホームで、対人関係や金銭管理、就業への取り組み姿勢等の日常生活上の指導や就労支援を行うとともに、退所者に対する生活相談援助を行い、社会的自立を促進します。	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-イ-9	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施
自立援助ホームで、対人関係や金銭管理、就業への取り組み姿勢等の日常生活上の指導や就労支援を行うとともに、退所者に対する生活相談援助を行い、社会的自立を促進します。	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-イ-10	「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用によるこどもの自立支援
再掲	1-(4)-イ-4
社会的養護のこどもが、施設等を退所した後に安定した生活ができるよう、市内の事業者と協力して、就労や住まい探しを支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」を活用し、こどもの自立を支援します。	
担当課	児童相談課

1-(6)-イ-11	社会的養護経験者等の自立支援体制の拡充
自立支援の対象者を施設や里親・ファミリーホームの入所中及び退所後の児・者だけに限らず、今まで支援に繋がらなかった虐待経験者等へも広がります。様々な相談支援を切れ目なく行っていくため「自立支援コーディネーター」から「社会的養護自立支援拠点事業」に移行し、就労・生活全般の相談支援と共に、社会的養護経験者等が相互に交流を行う場の創出を検討するなど、自立支援施策を推進します。	
担当課	児童相談課

1-(6)-イ-12	こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催
再掲	1-(4)-イ-2、1-(6)-ア-1、1-(6)-ウ-2、2-(1)-ア-17、3-(2)-ウ-12、4-(3)-ア-1
児童の保健・福祉・教育・医療関係者、警察及び民生委員児童委員、主任児童委員等と問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、緊密に連携を取り合うことで、情報の共有を図り、支援を必要とするこどもや保護を必要とするこどもへの具体的な対応方針を決めていきます。 ・全体会議 ・実務担当者連絡会議 ・サポートチーム会議	
担当課	こども家庭支援課

1-(6)-イ-13	こども家庭地域対策ネットワーク会議とスクールカウンセラー等との連携
再掲	1-(6)-ア-2、2-(2)-オ-1、2-(2)-カ-3、4-(3)-ア-2
毎月実施する長期欠席者調査の時に、要保護児童対策地域協議会対象児童・生徒の状況を書面にて報告してもらい、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等を活用し、児童・生徒虐待の発生予防、早期発見や早期対応に努めます。 子育て支援関係機関との情報交換や支援方針の確認等の各種会議に出席し連携を深めます。 ・要保護児童対策検討会議 実務担当者連絡会議分科会 ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会 ・サポートチーム会議 ・長期欠席調査における要保護児童対策地域協議会対象児童・生徒の状況報告 ・児童生徒を取り巻く環境チェックの実施	
担当課	支援教育課

1-(6)-イ-14	母子保健活動による要支援者の早期発見・早期支援
再掲	1-(6)-ア-3、4-(3)-ア-3
こどもの安全が確認できない世帯に家庭訪問を行い、養育環境等に問題がある世帯に対しては、迅速に支援方針を決定します。 ・ こんにちは赤ちゃん訪問 ・ 妊婦等包括相談支援事業における伴走型相談支援 ・ 乳幼児健診等の母子保健活動	
担当課	地域健康課

1-(6)-イ-15	要保護児童の早期発見・早期支援のための情報収集と関係機関との連携
再掲	1-(6)-ア-4、4-(3)-ア-4
子育て支援関係機関と連携を図りながら、本人・保護者や学校への支援や、登校支援が必要な児童生徒の相談教室利用時の面接や継続相談を行います。 また、サポートチーム会議・主任児童委員との連絡会の開催や、学校・警察署等との連絡会等を通して、関係諸機関との連携を深めます。	
担当課	児童相談課

1-(6)-イ-16	指導監査時における虐待防止対策の確認
再掲	1-(6)-ア-6、4-(3)-ア-6
幼稚園、保育所、認定こども園等の指導監査時において、虐待防止に関する研修や児童相談所等の連携、こどもの心身状態の確認等の取り組み状況について確認します。	
担当課	指導監査課

ウ ヤングケアラーへの支援

1-(6)-ウ-1	ヤングケアラーの早期発見・介入・支援
ヤングケアラーについて、日常的なお手伝いでなく、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などにより、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている児童として捉え、早期発見・介入・支援に努めます。関係機関への啓発、研修を行うとともに、家庭に対する支援の視点を持ち、家族全体のアセスメントをしながら、必要な支援に努めます。	
担当課	児童相談課　こども家庭支援課　支援教育課　地域福祉課

1-(6)-ウ-2	こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催
再掲	1-(4)-イ-2、1-(6)-ア-1、1-(6)-イ-12、2-(1)-ア-17、3-(2)-ウ-12、4-(3)-ア-1
児童の保健・福祉・教育・医療関係者、警察及び民生委員児童委員、主任児童委員等と問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、緊密に連携を取り合うことで、情報の共有を図り、支援を必要とするこどもや保護を必要とするこどもへの具体的な対応方針を決めていきます。 ・全体会議 ・実務担当者連絡会議 ・サポートチーム会議	
担当課	こども家庭支援課

中柱7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ア こども・若者の自殺対策

1-(7)-ア-1	相談体制の充実及び周知
若者の特性に合わせてチャット等 SNS を活用した相談や、休日・夜間など相談窓口のない時間帯の相談にも対応できるよう相談体制の充実・強化を図ります。 ・NPO 法人と協定を締結し、チャットを活用した相談や休日・夜間等の相談体制の充実 ・市内の学校や市立高校と連携し、学生・生徒に相談窓口紹介冊子「よこすか心のホットライン」を配布 ・こども・若者向けに市内の大学生がデザインした、相談窓口紹介カードの作成、配布	
担当課	保健所保健予防課

1-(7)-ア-2	こども青少年相談窓口の設置
悩みを持つこどもについて、どう関わったら良いかという、保護者からの相談や、家族関係や友人関係の悩み、学習の遅れ、ひきこもり、いじめ、非行など、生活する上での様々な悩みや問題について、こども青少年相談員（臨床心理士）と一緒に考えます。	
担当課	こども家庭支援課

1-(7)-ア-3	学校における相談体制の整備
スクールカウンセラーを配置するなど、学校における相談体制を整備します。 ・スクールカウンセラーの配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・相談員等の配置 ・学校スーパーバイザーの配置 ・教育相談による支援	
担当課	支援教育課

イ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

1-(7)-イ-1	情報モラルや情報セキュリティに対する意識の向上
こどもが情報モラルや情報セキュリティの重要性を認識できるよう、児童生徒と家庭に対する啓発や教職員に対する研修を行います。	
担当課	教育研究所（教育情報担当）

1-(7)-イ-2	青少年育成活動地域連絡会の活動支援
再掲	1-(7)-エ-12、1-(7)-オ-4
青少年育成推進員を中心として中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会の活動を支援し、青少年が健やかに成長する社会環境づくりに対する市民の意識啓発を行います。	
担当課	子育て支援課

ウ こども・若者の性犯罪・性暴力対策

1-(7)-ウ-1	犯罪被害者等支援事業の実施
横須賀市犯罪被害者等基本条例に基づき、警察に被害届が受理されている犯罪被害者等に対して犯罪被害に遭われた方々ができるだけ早く日常生活を取り戻せるよう、各種支援を行います。 また、周知啓発活動を通じ、二次被害を生じさせない社会の実現を目指します。 ・見舞金の支給 ・家事・介護支援 ・一時保育支援 ・転居支援 ・緊急避難場所の提供 ・カウンセリング支援 ・法律相談	
担当課	市民生活課

1-(7)-ウ-2	保育所や放課後児童クラブ等に対するこどものプライバシー保護
保育所や放課後児童クラブ等において、こどものプライバシー保護のための備品等購入・設置費の補助を行い、環境整備を行うとともに、取組を通じ、こども自身がプライバシーの大切さを学ぶことで性被害から自分を守ることができるようにするなど、性被害防止対策を推進します。	
担当課	子育て支援課

エ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

1-(7)-エ-1	地域における防犯活動の推進
こどもや青少年が犯罪に巻き込まれないよう、地域における防犯活動を推進します。 ・防犯関係物品の支給 ・町内会等での防犯講話（出前トーク）の実施 ・よこすか防犯あんしんメールの配信 ・毎月1日、10日の子ども安全の日に青パト（青色回転灯装備車）によるパトロールの実施 ・事業者と防犯協定を締結し、事業者へステッカーを配付 ・地域防犯リーダー養成講座の開催 ・横須賀パトロールランウォーク（Tシャツ貸与）を実施し、市民の「ながらパトロール」を推進	
担当課	市民生活課

1-(7)-エ-2	通学路の交通安全確保
通学路の交通安全の確保のため、市立小学校から報告を受けた危険箇所等について、道路管理者、警察署などの関係機関との連携や協力を図り、合同点検などを実施します。	
担当課	教育指導課

1-(7)-エ-3	通学路の安全対策
通学路の交通安全の確保のため、市立小学校から報告を受けた危険箇所等について、道路管理者、警察署などの関係機関との連携や協力を図り、合同点検などを実施します。	
担当課	教育指導課

1-(7)-エ-4	放課後児童クラブの通学路の安全対策
放課後児童クラブの利用児童が来所・帰宅時に事故にあわないように、来所・帰宅経路について年1回安全点検を行い、実施可能なハード・ソフト対策を実施します。	
担当課	子育て支援課

1-(7)-エ-5	青少年育成活動地域連絡会、青少年育成推進員連絡協議会によるパトロール等の実施
青少年育成推進員等の協力を得て中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会にパトロール等の青少年育成活動を委託し、実施します。	
担当課	子育て支援課

1-(7)-エ-6	保育所・認定こども園における防犯対策
保育所・認定こども園において、こどもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯講話及び防犯訓練を実施します。	
担当課	子育て支援課

1-(7)-エ-7	市巡回指導員による巡回指導の実施
青少年の健全育成と非行防止のため、週3回程度の頻度で市内の繁華街を中心に巡回指導を行います。	
担当課	こども家庭支援課

1-(7)-エ-8	児童生徒指導担当者研修講座の実施
児童指導・生徒指導担当者研修講座を開催し、防犯や安全対策のための小中ブロック情報交換会を行います。	
担当課	支援教育課

1-(7)-エ-9	青少年健全育成協力店の拡充・連携
再掲	1-(7)-オ-1
酒、たばこの未成年者への販売禁止、有害図書の区分陳列、青少年の深夜立ち入り制限等の法令順守や青少年の見守り等について、事業者と協力して行います。	
担当課	こども家庭支援課

1-(7)-エ-10	青少年育成推進員連絡協議会による非行防止キャンペーン及び調査
再掲	1-(7)-オ-2
青少年育成推進員連絡協議会による非行防止キャンペーン等の非行防止活動や、インターネットカフェやコンビニなどの状況を把握するための社会環境実態調査を委託します。 社会環境実態調査は県から、青少年の健全育成に影響を与える各種営業の実態把握のために毎年依頼があり、調査後の報告は、県から該当店舗への指導・条例による規制・県民への周知啓発などに必要に応じて活用されます。	
担当課	子育て支援課

1-(7)-エ-11	ユース出前トーク（非行防止講座）の実施
再掲	1-(7)-オ-3
大人が協力してこどもの健やかな成長をサポートすることを目的に、町内会、保護者会、学校の研修などの依頼に応じて、思春期のこどもへの関わり方、ひきこもり・不登校、SNS やスマートフォンの安全な使い方など、青少年の健全育成や非行防止に関するテーマの講師を無料で派遣します。	
担当課	こども家庭支援課

1-(7)-エ-12	青少年育成活動地域連絡会の活動支援
再掲	1-(7)-イ-2、1-(7)-オ-4
青少年育成推進員を中心として中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会の活動を支援し、青少年が健やかに成長する社会環境づくりに対する市民の意識啓発を行います。	
担当課	子育て支援課

1-(7)-エ-13	防災教育の推進
児童生徒の防災教育で求められる資質・能力を育成するために、実践的な防災教育の充実を図るとともに、本市における立地に関する課題を鑑み、各学校の危機管理マニュアルの充実及び見直しに係る活動を実施します。	
担当課	教育指導課

1-(7)-エ-14	こどもの防火防災教育の推進
幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が行う防火教室を通じて、正しい花火の取り扱い、火遊び防止等の啓発活動を行います。 ・防火教室の実施	
担当課	予防課

1-(7)-エ-15	乳児事故防止教室の開催
乳児が遭遇しやすい家庭での事故についての予防対策や対応、乳児に対する心肺蘇生法（胸骨圧迫、人工呼吸、AED の使用方法）等の乳児事故防止教室を開催します。	
担当課	救急課

1-(7)-エ-16	こんにちは赤ちゃん訪問等での配布冊子を活用した事故予防のための意識啓発
こんにちは赤ちゃん訪問時や乳児健診時に乳幼児の事故防止のパンフレット（「子育てガイド」や「わが家の安心ガイドブック」）等の冊子を配布し、事故予防のための意識啓発を行います。	
担当課	地域健康課

オ 非行防止と自立支援

1-(7)-オ-1	青少年健全育成協力店の拡充・連携
再掲	1-(7)-エ-9
酒、たばこの未成年者への販売禁止、有害図書の区分陳列、青少年の深夜立ち入り制限等の法令順守や青少年の見守り等について、事業者と協力して行います。	
担当課	こども家庭支援課

1-(7)-オ-2	青少年育成推進員連絡協議会による非行防止キャンペーン及び調査
再掲	1-(7)-エ-10
青少年育成推進員連絡協議会による非行防止キャンペーン等の非行防止活動や、インターネットカフェやコンビニなどの状況を把握するための社会環境実態調査を委託します。 社会環境実態調査は県から、青少年の健全育成に影響を与える各種営業の実態把握のために毎年依頼があり、調査後の報告は、県から該当店舗への指導・条例による規制・県民への周知啓発などに必要に応じて活用されます。	
担当課	子育て支援課

1-(7)-オ-3	ユース出前トーク（非行防止講座）の実施
再掲	1-(7)-エ-11
大人が協力してこどもの健やかな成長をサポートすることを目的に、町内会、保護者会、学校の研修などの依頼に応じて、思春期のこどもへの関わり方、ひきこもり・不登校、SNS やスマートフォンの安全な使い方など、青少年の健全育成や非行防止に関するテーマの講師を無料で派遣します。	
担当課	こども家庭支援課

1-(7)-オ-4	青少年育成活動地域連絡会の活動支援
再掲	1-(7)-イ-2、1-(7)-エ-12
青少年育成推進員を中心として中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会の活動を支援し、青少年が健やかに成長する社会環境づくりに対する市民の意識啓発を行います。	
担当課	子育て支援課

1-(7)-オ-5	青少年の非行防止の相談窓口の設置
青少年の飲酒・喫煙や薬物乱用の防止、また、深夜徘徊をきっかけに非行に走ったり、重大な犯罪に巻き込まれたりしないよう、こども青少年相談員（臨床心理士）を配置し、相談窓口を設置します。	
担当課	こども家庭支援課

1-(7)-オ-6	社会を明るくする運動の推進
関係機関・団体と連携し、犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の立ち直りを支え、安全で安心な地域社会を築くことを目指す“社会を明るくする運動”の取り組みを通して、更生保護等について地域での理解促進に取り組みます。 ・街頭啓発キャンペーン、関連行事の開催	
担当課	市民生活課

大柱2 こどものライフステージごとの取り組み

中柱1 こどもの誕生前から幼児期までの取り組み

ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

2-(1)-ア-1	不妊・不育専門相談センター事業の実施
こどもを希望する夫婦が安心して妊娠・出産できるよう、地域健康課内に専用電話で保健師が不安や悩みに対応する不妊・不育専門相談センターを設置する等、不妊症や不育症に関する悩みを相談できる体制を充実させます。 ・不妊・不育専門相談センターの設置 ・不妊・不育症相談会の開催 ・妊活 LINE サポート（委託） ・不妊・不育症講演会、交流会の開催 ・流産・死産された人のためのグリーフケア	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-2	不妊・不育症治療費助成事業の実施
不妊・不育症治療の経済的負担を軽減するため、生殖補助医療費、不育症検査費及び治療費を助成します。	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-3	妊娠・出産、周産期の相談体制の推進
生涯を通じた女性の健康保持及び増進を図るため、ライフステージに応じた心身の悩みに関する相談体制の充実を図ります。 ・周産期メンタルヘルス相談 ・妊娠、出産、子育てに関する情報提供等 ・女性の健康支援セミナーの開催 ・各健康福祉センターでの特定妊婦への相談・支援等	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-4	女性健康支援相談窓口の設置
思いがけない妊娠で悩んでいる方や、妊娠の疑いがあるが誰にも相談できず、お金がなくて受診できない方のための相談窓口を設置し、周知を行います。また、生理が来ない、育てられないなどの悩みや受診に関する問題も受け付けます。 ・女性健康支援相談電話 ・横須賀にんしん SOS ・相談カード配架	
担当課	こども家庭支援課 児童相談課

2-(1)-ア-5	特定妊婦等への支援
再掲	1-(3)-ア-3、1-(6)-ア-10
妊娠の可能性があり、若年や経済的困窮等が理由で受診が難しい女性の支援を行います。 ・市施設や自宅等における市販薬での簡易的な妊婦検査 ・医療機関での妊娠判定検査の全額補助 ・支援を要する妊婦等の相談、こども家庭支援課及び健康福祉センターの地区担当保健師の同行受診等 ・「思いがけない妊娠相談カード」の配架	
担当課	こども家庭支援課

2-(1)-ア-6	妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供
妊婦とその配偶者等を対象に、「プレママ、プレパパ教室」を休日にも開催し、健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供します。また、子育て支援教室や乳幼児健康診査で、親子の愛着形成の重要性や父親の役割について意識を啓発し、情報を提供します。さらに、母子健康手帳交付時には各種教室の周知を図ります。	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-7	集団フッ化物洗口及び歯みがき教室等の実施
幼稚園や保育所などで、4・5歳児クラスの園児を対象に集団でフッ化物によるむし歯予防を進めます。また、規則正しい食習慣や丁寧な歯みがきを身につけるために、乳幼児とその保護者を対象とした「初めての歯みがき教室」「2歳児歯科教室」、幼稚園・保育所・認定こども園での歯みがき教室、さらに希望のあった私立幼稚園の4・5歳児を対象とした食育歯みがき教室などを実施します。これらの教室を通じて、情報提供や普及啓発に取り組みます。	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-8	妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発
母子健康手帳交付時の面接やプレママ・プレパパ教室で、妊婦の喫煙・受動喫煙の影響や禁煙の必要性について説明し、保護者に対する意識啓発と情報提供を行います。	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-9	広報による受動喫煙防止の普及啓発
市内の保育施設や公共施設に受動喫煙防止のポスターを掲示し、市ホームページやSNSで情報を配信することで、「望まない受動喫煙の防止」の普及啓発を図ります。	
担当課	健康増進課

2-(1)-ア-10	妊婦歯科検診実施による喫煙と受動喫煙防止の普及啓発
歯科医師会に委託して妊婦の歯科健康診査と保健指導を行い、その中で喫煙と受動喫煙の害についての普及啓発を実施します。	
担当課	健康管理支援課

2-(1)-ア-11	幼児期の食育に関する講話の実施
栄養面だけでなく、食材を作る人や調理する人への感謝の気持ちや、食品の安全性に対する意識を啓発するため、横須賀市食生活改善推進団体「ヘルスメイトよこすか」が、保育所や認定こども園で食育に関する講話を実施します。	
担当課	健康増進課

2-(1)-ア-12	教育・保育施設における食品ロス削減の普及啓発
食品を無駄にしない習慣をつけ、食べ物を大切にすることを育てるため、教育・保育施設で学習会などの普及啓発を行います。これを通じて、こどもが自分でできることを考えるきっかけを提供します。	
担当課	環境政策課

2-(1)-ア-13	食育教室の開催
こどもの年齢に応じた離乳食や幼児食の教室を開催し、食を通じた家族のふれあいやこどもの心の成長を促します。また、個食、孤食、拒食、過食、偏食などの食の問題に対する相談、食育に関する情報提供を行います。 ・ はじめての離乳食教室 ・ 9か月からの離乳食教室 ・ 幼児食教室 ・ 幼児のための食事の教室 ・ 4・5歳児食育・歯みがき教室等	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-14	幼児期の給食を通じた食育の推進
幼児期は食の大切さを学ぶ上でも味覚形成の上でも大変重要な時期であることから、教育・保育施設の給食を通じた食育の推進を図ります。 ・ 教育・保育施設に毎月食育のおたより配布による食事の大切さの啓発 ・ 保育所等の給食で提供される出汁（鰹節、昆布、煮干し等）の試飲や食器の正しい置き方等マナーも含む五感を使った参加型の講話の実施	
担当課	子育て支援課

2-(1)-ア-15	指導監査時による食育計画等取り組み状況の確認
保育所、認定こども園等の指導監査時において、各施設が作成した食育計画（旬の食材から季節を感じる、野菜の栽培・収穫、食事の準備や後片づけへの参加等）等の取り組み状況について確認します。	
担当課	指導監査課

2-(1)-ア-16	妊娠・出産等に関する周産期保健看護連絡会の開催
再掲	3-(2)-ウ-11、4-(3)-ア-7
保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます。 ・周産期保健看護連絡会の開催 ・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-17	こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催
再掲	1-(4)-イ-2、1-(6)-ア-1、1-(6)-イ-12、1-(6)-ウ-2、3-(2)-ウ-12、4-(3)-ア-1
児童の保健・福祉・教育・医療関係者、警察及び民生委員児童委員、主任児童委員等と問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、緊密に連携を取り合うことで、情報の共有を図り、支援を必要とするこどもや保護を必要とするこどもへの具体的な対応方針を決めていきます。 ・全体会議 ・実務担当者連絡会議 ・サポートチーム会議	
担当課	こども家庭支援課

2-(1)-ア-18	親子支援心理相談、精神科医によるメンタルヘルス相談の実施
再掲	1-(6)-ア-12
18歳未満のこどもを養育する保護者をサポートするため、親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談により、心のケアとして保護者が抱える子育て等に関する心理的な悩みの整理や医学的な助言を行い、保護者自身の問題解決に向けて助言を行います。	
担当課	こども家庭支援課

2-(1)-ア-19	産後ケアの実施
再掲	1-(6)-ア-13
出産後から5か月未満までの産後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行うとともに、関係機関との連携を図り、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。	
担当課	こども家庭支援課

2-(1)-ア-20	心理相談員による妊産婦へのメンタルヘルス相談の実施
再掲	1-(6)-ア-14
妊娠中や乳幼児（概ね1歳まで）の保護者を対象に、心理相談員によるカウンセリングを行い、元気に子育てに臨めるよう手助けします。	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-21	妊産婦健康診査の受診促進及びメンタルヘルスチェックの実施
再掲	1-(6)-ア-15
妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、医療機関・助産院で行う健康診査費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 また、産後うつや新生児の虐待防止のため、産婦健康診査時にメンタルヘルスチェックを行い、必要な支援を提供します。	
担当課	健康管理支援課

2-(1)-ア-22	こんにちは赤ちゃん訪問の実施
再掲	1-(4)-イ-3、1-(6)-ア-16、3-(2)-ア-1
妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、保健師や助産師の専門職が生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談を実施します。	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-23	地域依頼の健康教室の充実
再掲	3-(2)-ウ-3
保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、依頼に応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、健康教室を行います。 ・子育てグループの支援 ・地域依頼健康教室	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-24	妊婦歯科検診の実施
妊娠期間中は、むし歯や歯周病にかかりやすくなるため、妊婦歯科検診を実施します。	
担当課	健康管理支援課

2-(1)-ア-25	かかりつけ医確保の普及啓発
かかりつけ医・薬局の確保を図るため、母子健康手帳交付時面接や乳幼児健康診査、予防接種、こんにちは赤ちゃん訪問、講演会等の機会に、かかりつけ医の確保について啓発を行います。 ・小児救急医療講演会の実施 ・乳幼児健診や予防接種、こんにちは赤ちゃん訪問時等にかかりつけ医や薬局確保の啓発	
担当課	地域健康課

2-(1)-ア-26	予防接種の推進
感染症の集団発生を防ぐため、こどもを対象とした予防接種の未接種者に対する啓発を行い、接種率の向上を図ります。	
担当課	保健所企画課

2-(1)-ア-27	妊婦支援給付金の支給
妊娠期の経済的な負担の軽減を図るため、妊婦に対し妊婦支援給付金を支給します。(妊婦認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数×5万円)	
担当課	こども給付課

2-(1)-ア-28	伴走型相談支援の充実
妊婦支援給付金申請時や妊娠・出生届出時に、孤立感や不安感を抱える妊婦・子育て家族に対し保健師等が面談を行い、必要な支援に繋がります。 ・妊娠の届出時(母子手帳交付時)及びこんにちは赤ちゃん訪問での面談実施 ・妊娠8か月アンケートの実施	
担当課	地域健康課　こども家庭支援課

2-(1)-ア-29	乳幼児健康診査等の推進
診査の質を向上させ、病気や発育・発達の妨げとなる要因や虐待を早期に発見し、適切な指導を行います。また、未受診者の状況を把握し、重要な保健・福祉情報を提供します。さらに、赤ちゃんの栄養状態の確認や育児相談にも応じ、保護者が医師に日頃の疑問を相談できる機会を提供します。 ・1か月児健康診査 ・3～4か月児健康診査 ・10か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査(歯科検診含む) ・2歳6か月児歯科健康診査 ・3歳児健康診査(歯科・視聴覚・尿検査も含む)	
担当課	健康管理支援課

イ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

2-(1)-イ-1	待機児童の解消
保育所や認定こども園等だけでなく、企業主導型保育事業の地域枠や幼稚園で行う一時預かり事業、長時間預かり保育等様々な保育資源を活用の上、既存施設の定員適正化により、待機児童の解消などを図ります。	
担当課	子育て支援課

2-(1)-イ-2	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施
再掲	3-(2)-イ-3
保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施し、こどもの健やかな成長を支援します。	
担当課	子育て支援課

2-(1)-イ-3	病児・病後児保育の充実
こどもが病気や病気回復期の場合に対応するため、保護者が安心してこどもを預けられる病児・病後児保育を充実します。 ・総合医療センターでの病児・病後児保育の実施（うわまち病院から移転実施） ・民間ベビーシッター事業者等の保育サービス利用による訪問型病児・病後児保育利用助成制度の利用促進	
担当課	子育て支援課

2-(1)-イ-4	幼児教育・保育の質の向上
人材の育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減を行うことにより、幼児教育・保育の質の確保・向上に努めます。 ・保育士等に対する処遇改善の推進 ・国の職員配置基準を上回る配置基準の維持 ・宿舍借り上げ支援事業の実施 ・保育補助者雇上強化事業の実施 ・保育士負担軽減事業の実施 ・幼稚園教諭、保育士等を対象としたキャリアアップ研修の実施等	
担当課	子育て支援課

2-(1)-イ-5	幼児教育の推進
幼児教育の質の向上に向けて、各種助成を行います。 ・教材等購入費等補助 ・障害児等教育費補助等	
担当課	子育て支援課

2-(1)-イ-6	巡回支援指導による安全性の確保
死亡事故等の重大事故を防止するため、巡回支援指導員が保育所等の睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面や遵守状況等に関する巡回指導・助言を行うことにより、安全の確保に努めます。	
担当課	子育て支援課

2-(1)-イ-7	指導監査による運営適正化
児童福祉法に基づき、教育・保育施設及び認可外保育施設に立入調査を行い、基準の遵守状況を確認します。保護者が安心して子どもを預けられるよう、指導・監督を実施し、届出保育施設の保育の質の確保・向上に努めます。	
担当課	指導監査課

2-(1)-イ-8	横須賀市公立保育園再編実施計画の推進
横須賀市公立保育園再編実施計画を推進し、公立保育園の再配置及び民営化等を実施します。 ・(仮称)南こども園の整備(森崎保育園・ハイランド保育園の統合) 令和8年度開園予定 ・(仮称)西こども園の整備(武山保育園の建て替え) 令和9年度開園予定 ・(仮称)北こども園の整備(追浜保育園の建て替え) 令和11年度開園予定 ・田浦保育園の民設・民営化 令和8年度移行予定 ・船越保育園の民設・民営化 令和9年度移行予定	
担当課	子育て支援課

2-(1)-イ-9	保育所・認定こども園における近隣小学校との連携
就学前のこどもがスムーズに小学校での生活に移行できるよう保育所、認定こども園等と小学校との連携を図ります。 ・就学前の学校見学や交流の企画	
担当課	子育て支援課

2-(1)-イ-10	幼保小の架け橋プログラムの実施
幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携を強化し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な連携を図ります。 ・各園職員と小学校教員の相互見学研修会を開催 ・各園と小学校のカリキュラム情報交換会の開催 ・スタートカリキュラム作成研修の開催 ・幼保小の架け橋カリキュラム作成検討会の開催	
担当課	教育指導課 子育て支援課

2-(1)-イ-11	学校給食を通じた就学前児童と小学生の交流
就学前児童に、学校給食を通じた就学前児童と小学生の交流体験を行うことにより、小学校生活への不安を軽減し、就学前教育と小学校教育との円滑な連携を図ります。	
担当課	学校食育課

2-(1)-イ-12	教育・保育従事者の優先入所支援
教育・保育施設等で働く職員が安心してこどもと向き合えるとともに、自身の子育ても両立できるような環境を整える取り組みとして、入園審査の際、認可保育所等で保育士、幼稚園教諭、保育教諭に従事している場合に加点し、優先入所に配慮します。	
担当課	子育て支援課

中柱2 学童期・思春期の取り組み

ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育の充実

2-(2)-ア-1	学力向上の取り組みの推進
「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取り組みを推進します。 ・学力向上推進委員会の実施 ・学力向上担当者会の実施 ・学習支援員の連絡会の実施 ・小学校授業アドバイザーの配置 ・教職員の研修 ・学校及び研究会の研究に対する支援	
担当課	教育指導課

2-(2)-ア-2	道徳教育に関する指導力の向上
道徳教育に関する教員の指導力を向上させるため、教職員が道徳教育の指導上の諸問題を研究協議するとともに、道徳教育や道徳科における授業についての研修等の充実を図ります。	
担当課	教育指導課

2-(2)-ア-3	学校運営協議会の推進
地域と学校の協働活動を充実させ、地域コミュニティを醸成し、未来の地域づくりを担うこどもを育成するため、横須賀型学校運営協議会（以下：学校運営協議会）を横須賀の全ての市立学校に設置します。 学校運営協議会では、どのような学校をつくっていくか、どのようなこどもを育てたいかという目標を保護者や地域社会と共有し、こどもの教育に係わる皆が知恵を出し合い、当事者意識をもって学校運営に参画します。 学校運営協議会の推進に当たっては、条件整備やネットワークの構築、研修機会の確保などを積極的に行之、市全体で学校運営協議会の活性化を促進します。	
担当課	教育指導課

2-(2)-ア-4	情報活用能力の育成
児童生徒が情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用するため、情報活用能力の育成を推進します。	
担当課	教育指導課 教育研究所（教育情報担当）

2-(2)-ア-5	GIGA スクールの推進
GIGA スクール構想により整備した1人1台端末を含む ICT 環境の整備及び管理・運用を行います。	
担当課	教育研究所（教育情報担当）

2-(2)-ア-6	学校教育支援チューターや学校図書館ボランティアを活用した指導の推進
学校教育支援チューターを広く募り、各学校へ周知や派遣を行います。 また、こども読書活動の推進にあたっては、学校図書館ボランティアを活用するとともに、学校で目指す学校図書館像を共有し、司書教諭、学校司書、学校図書館ボランティアが協働して学校図書館運営に携われるように、学校図書館ボランティア養成講座や研修等を行います。	
担当課	教育指導課

2-(2)-ア-7	自然環境に関する教室の開催
こどもが安心して参加できる教室や自然観察会などを企画、実施します。 ・「基礎から学ぼう昆虫学」 ・「横須賀ジオツアー」 ・「ホタルの観察」 ・「こども地球教室」 ・「自然素材でミニクラフト」 ・「つくって学ぶ！しだ・こけテラリウム」	
担当課	博物館運営課

2-(2)-ア-8	体力づくりの推進
児童生徒の体力の実態を把握するため、小中学校等で新体力テストを実施します。実施結果を体育、保健体育の授業での指導の工夫、改善や子どもが自ら進んで体力向上を図ることに活用し、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を高めます。	
担当課	保健体育課

2-(2)-ア-9	中学校部活動（運動部）の環境整備
現在の少子化による生徒数の減少や教員の働き方改革を踏まえ、生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会の確保と教員による部活動指導の負担軽減を両立できるよう、中学校運動部活動の環境整備を進めます。	
担当課	保健体育課

2-(2)-ア-10	スポーツ能力測定事業の実施
小学4年生から6年生を対象に、スポーツに接する機会を広げるため、最新の測定機器を使って運動能力を測定し、その結果からそれぞれの児童に合ったスポーツを見つけ、ステップアップする方法のアドバイスを行います。	
担当課	スポーツ振興課

2-(2)-ア-11	かけっこ教室の実施
「スポーツが苦手な子どもへの支援」を掲げて、小学4年生から小学6年生を対象に、横須賀出身のトップアスリートが直接指導します。「歩き方」から始まり、「姿勢づくり」「腕の振り方」「もののあげ方」「腰の位置」など、走り方のポイントや基礎・基本を指導します。	
担当課	スポーツ振興課

2-(2)-ア-12	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する健康教育の推進
再掲	2-(2)-ウ-10
薬物乱用などが心身の健康に及ぼす影響について、児童生徒の理解を深めるため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教室を開催します。	
担当課	保健体育課

2-(2)-ア-13	学校における食育の推進
こどもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健全な心と体を培っていけるよう、学校において食に関する指導の全体計画を作成し、教育活動全体を通じた食育の推進を図ります。 ・「給食時間マニュアル」に基づいた給食指導 ・中学校完全給食の実施 ・食育に関する意識啓発のための給食センター見学会や食育講座、夏季特別講座等の開催 ・栄養教諭の巡回指導	
担当課	学校食育課

2-(2)-ア-14	児童生徒歯科教室の実施
生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、小学校では学年に応じて、特別支援学校、高等学校では対象者に応じて、歯や口腔の知識と歯みがき技術の基本を学ぶ、「歯科教室」を実施します。 ・学校歯科巡回教室 ・リーフレット作成、SNSによる歯みがき方法を配信	
担当課	健康増進課

イ こども・若者の視点に立った居場所づくり

2-(2)-イ-1	こどもの居場所づくりの推進
青少年会館、青少年の家、社会教育施設を含む公共施設に加え、子ども会、こども食堂や学習支援の場など、地域にある多様な居場所において、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むとともに、地域や民間と連携しながら新たな居場所づくりを推進します。	
担当課	子育て支援課 ほか

2-(2)-イ-2	放課後児童クラブの充実
留守家庭児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブに対する助成を行い、放課後、こどもが安心して過ごせる生活の場、遊びの場を確保します。 また、安定した運営が確立されるよう、小学校の教室等の活用などによる場の確保を含め、制度の充実に努めます。引き続き放課後児童支援員等の処遇改善に努めるとともに、研修会を開催し、こどもの接し方や指導についての知識と技術向上を図ります。	
担当課	子育て支援課 教育政策課

2-(2)-イ-3	放課後子ども教室の充実
小学生が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、学習や多様な体験・活動を行う放課後子ども教室を拡充します。	
担当課	子育て支援課 教育政策課

2-(2)-イ-4	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携の推進
全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、両事業を連携し、両事業の参加児童が交流できるようにします。 同一小学校区内の全ての児童が放課後子ども教室に参加し、交流できるものを「連携型」と呼びます。連携型のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを「校内交流型」と呼びます。	
担当課	子育て支援課 教育政策課

2-(2)-イ-5	放課後児童クラブの公設化の検討
現在4か所ある公設放課後児童クラブに加え、民設放課後児童クラブのうち、保護者の負担が大きいなどの問題を抱えているクラブについて、関係者との十分な協議を踏まえ、公設化を検討します。	
担当課	子育て支援課

2-(2)-イ-6	放課後等デイサービス事業所等への支援
発達障害等に起因して不登校となっているこどもも含め、障害のあるこどもの居場所としても一定の役割を担う、放課後等デイサービス事業所等の障害児通所施設について、障害とくらしの支援協議会等の活動を通じて、事業所間の連携強化や支援の質の向上のための取り組みを行います。	
担当課	障害福祉課

ウ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

2-(2)-ウ-1	救急医療の充実
救急医療センター事業（小児科、内科、外科）及び広域病院群輪番制運営事業等、救急医療を推進します。	
担当課	健康総務課

2-(2)-ウ-2	こども青少年相談の実施
再掲	3-(2)-ウ-13
はぐくみかんでのこどもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。 ・こども青少年相談窓口の設置 ・かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE	
担当課	こども家庭支援課

2-(2)-ウ-3	子育て情報パンフレット配布と女性の健康セミナー等の開催
再掲	3-(2)-ウ-14
産後ケア、プレママプレパパ教室等のご案内や子育て情報パンフレットを、母子健康手帳交付時、また、こんにちは赤ちゃん訪問時等に配布します。さらに、女性の健康に関するセミナー等を開催し、充実した相談体制をめざして、母子関連部署等と連携し、情報提供を行います。	
担当課	地域健康課

2-(2)-ウ-4	18歳未満のこども相談の実施
再掲	3-(2)-ウ-15
18歳未満のこどもに関する様々な相談を受け、必要に応じ関係機関等と連携を図りながら、児童・家族等の支援を行います。	
担当課	児童相談課

2-(2)-ウ-5	子育てガイドの作成、配布
再掲	3-(2)-ウ-16
子育てに関する便利帳である「子育てガイド」を作成し、母子健康手帳交付時や子育て世帯の転入時に配付するほか、関係機関へ配布します。	
担当課	子育て支援課

2-(2)-ウ-6	学校教育に関わる相談の実施
再掲	3-(2)-ウ-17
臨床心理士等専門の相談員が、学校生活に関する相談に応じ、こどもが本来の力を発揮し、保護者とこどもの成長を支えていけるような支援方法を一緒に考えます。(来所相談、電話相談、メール相談) また、相談教室を開設し、不登校の状況にある児童・生徒が社会的自立に向けて歩み出せるように支援します。	
担当課	支援教育課

2-(2)-ウ-7	親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談の実施
再掲	3-(2)-ウ-19
こどもとのかかわり方や子育てに自信が持てない方を対象に、心理相談員や精神科医がこれからの育児を一緒に考えます。(個別相談)	
担当課	こども家庭支援課

2-(2)-ウ-8	女性健康教育と思春期相談による命の大切さと健康知識の啓発
体と心の変化、命の大切さ、妊娠等に関する健康教育の実施、女性健康相談や思春期相談を行い、命の大切さ、避妊、性感染症等について学ぶ機会を提供します。	
担当課	地域健康課

2-(2)-ウ-9	エイズ・性感染症の検査周知と予防啓発活動
定期的な無料・匿名のエイズ等性感染症検査を実施し、性感染症の早期発見・治療につながるよう努めます。また、健康づくり教室を実施し、性感染症・エイズについて学ぶ機会を提供します。ホームページや SNS 等を活用し、啓発活動に取り組みます。	
担当課	保健所保健予防課

2-(2)-ウ-10	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する健康教育の推進
再掲	2-(2)-ア-12
薬物乱用などが心身の健康に及ぼす影響について、児童生徒の理解を深めるため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教室を開催します。	
担当課	保健体育課

2-(2)-ウ-11	ケータイ・スマホの使い方に関する理解啓発
ネット依存症の危険やいじめ・トラブルの増加などが社会問題となる中、市 PTA 協議会、市立小・中学校長会が連携し、ケータイ・スマホの使い方に関するリーフレットを作成・配付し理解啓発を行います。 ・「よこすかスマホ・SNS スタANDARD」リーフレットの配付等	
担当課	支援教育課

2-(2)-ウ-12	健康教育の推進
児童生徒の体力や運動能力、運動習慣等に関する実態を把握し、その結果を活用して、体育・健康に関する指導が学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう推進します。 また、児童生徒が自ら考え、判断して、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、生活習慣を見直す機会の確保や、食に関する指導等の健康教育を推進します。	
担当課	保健体育課

2-(2)-ウ-13	ピロリ菌対策事業の実施
若年層の将来の胃がん発症のリスク低減及び感染予防のため、中学2年生を対象に全額公費負担でピロリ菌検査・除菌事業を実施します。 ・一次検査（尿検査）の実施 ・一次検査陽性者に対して確定検査（尿素呼気検査）の実施 ・確定検査陽性者に対して除菌治療の実施	
担当課	健康管理支援課

エ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

2-(2)-エ-1	キャリア教育の推進
児童生徒一人一人が、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識・技能を身に付け、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成する「キャリア教育」を、学校、地域、学校間で連携して、推進します。 横須賀総合高校では、自己実現につながるキャリア教育の充実のために、全日制においては「産業社会と人間」及び「羅針」（総合的な探究の時間）の授業において、関東学院大学の教授等による専門的な視点での指導を行い、生徒のキャリア意識の醸成及び探究的な学びの充実を図ります。また、定時制においては、市内企業の説明会の開催やインターシップの実施等、生徒のキャリア意識の醸成を図ります。 ・横須賀商工会議所と連携した体験型教育支援プログラム（職場体験）や、マイタウンティーチャーを活用したポスターセッションの実施 ・キャリア・パスポートの活用の推進	
担当課	教育指導課

オ いじめ防止

2-(2)-オ-1	こども家庭地域対策ネットワーク会議とスクールカウンセラー等との連携
再掲	1-(6)-ア-2、1-(6)-イ-13、2-(2)-カ-3、4-(3)-ア-2
毎月実施する長期欠席者調査の時に、要保護児童対策地域協議会対象児童・生徒の状況を書面にて報告してもらい、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等を活用し、児童・生徒虐待の発生予防、早期発見や早期対応に努めます。 子育て支援関係機関との情報交換や支援方針の確認等の各種会議に出席し連携を深めます。 ・要保護児童対策検討会議 実務担当者連絡会議分科会 ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会 ・サポートチーム会議 ・長期欠席調査における要保護児童対策地域協議会対象児童・生徒の状況報告 ・児童生徒を取り巻く環境チェックの実施	
担当課	支援教育課

2-(2)-オ-2	いじめの重大事態に関する対応
重大事態（疑い含む）が発生した場合には、いじめ等課題解決専門委員会による調査検証や関係機関との連携などを通じて実効性のある対策を進めます。	
担当課	支援教育課

カ 不登校のこどもへの支援

2-(2)-カ-1	校内外の教育支援センターでの不登校児童生徒への支援の充実
教育支援センターとして市内5か所7教室で「相談教室」を設置・運営し、不登校児童生徒の指導・支援を行い、社会的自立に向けた支援を提供するとともに、小中学校に相談員等を配置して校内教育支援センターでの支援を充実させます。	
担当課	支援教育課

2-(2)-カ-2	不登校児童生徒への支援の充実
不登校児童生徒の、個別の状況を踏まえた支援を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員等の専門的な職員の配置による相談・支援体制の充実を図ります。 また、フリースクール等と連携して、不登校児童生徒やその保護者への情報提供や個別相談の場を設定します。	
担当課	支援教育課

2-(2)-カ-3	こども家庭地域対策ネットワーク会議とスクールカウンセラー等との連携
再掲	1-(6)-ア-2、1-(6)-イ-13、2-(2)-オ-1、4-(3)-ア-2
毎月実施する長期欠席者調査の時に、要保護児童対策地域協議会対象児童・生徒の状況を書面にて報告してもらい、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等を活用し、児童・生徒虐待の発生予防、早期発見や早期対応に努めます。 子育て支援関係機関との情報交換や支援方針の確認等の各種会議に出席し連携を深めます。 ・要保護児童対策検討会議 実務担当者連絡会議分科会 ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会 ・サポートチーム会議 ・長期欠席調査における要保護児童対策地域協議会対象児童・生徒の状況報告 ・児童生徒を取り巻く環境チェックの実施	
担当課	支援教育課

2-(2)-カ-4	生活保護世帯への学習支援
再掲	1-(4)-ア-2
生活保護受給世帯の中学生等を対象に NPO 法人に委託し学習支援を行い、こども支援員が不登校の小中学生や中退高校生を持つ家庭へ訪問し支援します。	
担当課	生活福祉課

中柱3 青年期の取り組み

ア 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

2-(3)-ア-1	若者の就労促進
横須賀市、横須賀商工会議所及び神奈川労働局の3者で締結した「横須賀市民の就労支援事業の実施に関する協定」に基づき、就職を目指す若者を対象に合同企業就職説明会を開催し、その人に合った職種や業種を選択できる機会を提供します。 また、企業が求める技術・技能を習得することは就職に結びつきやすいため、県立職業技術校等に就学する者に奨励金を支給し支援します。その他、適時適切に就職情報を提供するなどして、若者の就労を促進します。 ・協定事業 (i) 若年求職者を対象とした合同企業就職説明会の開催 (ii) 高校生を対象とした業種、企業説明会の開催やインターンシップの支援 ・県立職業技術等就学者奨励金の支給 ・ハローワークと連携した就職情報の提供	
担当課	経済企画課

イ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

2-(3)-イ-1	結婚新生活支援事業の実施
少子化対策の一環として、国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、市内の新婚家族を対象に新居の住宅購入費、賃貸費用、リフォーム費用、引越し費用の一部を助成します。	
担当課	企画調整課

大柱3 子育て当事者に対する取り組み

中柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

ア 教育・保育等に関する経済的負担の軽減

3-(1)-ア-1	教育・保育施設における実費徴収の補足給付
再掲	1-(4)-エ-1
子育てにかかる経済的負担を軽減するため、教育・保育施設の教材費・行事費、副食材料費にかかる実費徴収額の一部を助成します。	
担当課	子育て支援課

3-(1)-ア-2	教育・保育施設、認可外保育所等に関する保育料の負担軽減
再掲	1-(4)-エ-2
子育て世帯の経済的負担を軽減するため、教育・保育施設、認可外保育施設等を利用することでの保育料の無償化や負担軽減を行います。	
担当課	子育て支援課

3-(1)-ア-3	放課後児童クラブに関する保育料の負担軽減
再掲	1-(4)-エ-3
ひとり親世帯及び多子世帯の児童の利用料を減免する放課後児童クラブに対する助成を行います。	
担当課	子育て支援課

3-(1)-ア-4	就学援助費、奨学支援金の支給
再掲	1-(4)-ア-1
経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助費を支給します。 また、就学機会の均等を図るため、高等学校等に進学し、又は修学する意欲を有するにもかかわらず、経済的理由により進学又は修学が困難な生徒に対し、修学支援金、入学支援金を支給します。	
担当課	支援教育課

イ 医療費等の負担軽減

3-(1)-イ-1	小児医療費の助成
再掲	1-(4)-エ-5
必要な時に適切な医療を受けられることにより、安心してこどもを育てられるように小児医療費助成を行います。(対象年齢は、18歳の年度末まで)	
担当課	こども給付課

中柱2 地域子育て支援、家庭教育支援

ア オンラインも活用した相談、プッシュ型の情報提供

3-(2)-ア-1	こんにちは赤ちゃん訪問の実施
再掲	1-(4)-イ-3、1-(6)-ア-16、2-(1)-ア-22
妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、保健師や助産師の専門職が生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談を実施します。	
担当課	地域健康課

3-(2)-ア-2	養育費等オンライン相談の実施
元家庭裁判所調停委員が、離婚や別居を考えている方へ離婚や養育費の手続方法や手順、また離婚された方、未婚の方の養育費の受け取り等に関する無料相談を行います。	
担当課	こども給付課

イ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターの充実

3-(2)-イ-1	ファミリー・サポート・センターの推進
ファミリー・サポート・センターの提供会員を市内全域で確保するよう努めるとともに、提供会員の資質の維持、向上のための研修会や提供会員、依頼会員同士の交流会を行い、制度の活性化を図ります。 ・支援会員の募集・研修等 ※ファミリー・サポート・センター事業とは、保育施設への送迎、開始時間前・帰宅後のこどもの預かり等、子育て援助を受けたい人と、援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。	
担当課	子育て支援課

3-(2)-イ-2	一時預かり事業の拡充
不定期な仕事や通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等で一時的に家庭での保育ができないときにこどもを預けられる一時預かり事業の実施施設を拡充します。	
担当課	子育て支援課

3-(2)-イ-3	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施
再掲	2-(1)-イ-2
保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施し、こどもの健やかな成長を支援します。	
担当課	子育て支援課

ウ 保護者に寄り添う家庭教育支援

3-(2)-ウ-1	ショートステイ事業の推進
保護者が病気や育児疲れ等により、こどもの養育が一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設、ショートステイファミリー（里親）宅でその家庭のこどもを一時的に預かる事業を実施します。	
担当課	こども家庭支援課

3-(2)-ウ-2	育児支援家庭訪問事業の推進
様々な原因で子育てが困難になっている家庭に助産師を派遣し、育児に関する技術指導や助言等を行うことにより、当該家庭における適切な養育の実施を支援します。	
担当課	こども家庭支援課

3-(2)-ウ-3	地域依頼の健康教室の充実
再掲	2-(1)-ア-23
保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、依頼に応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、健康教室を行います。 ・子育てグループの支援 ・地域依頼健康教室	
担当課	地域健康課

3-(2)-ウ-4	出張愛らんど「わいわい広場」の開催
青少年の家やコミュニティセンターで、お友達作りや子育ての情報交換を目的に、わいわい広場を開催します。 また、愛らんどの子育てアドバイザーが出張し、育児の悩みや不安、疑問に対する相談ができる場を提供します。	
担当課	子育て支援課

3-(2)-ウ-5	こども読書活動の推進（市立学校以外）
再掲	1-(2)-ア-21
こどもの読書活動を推進するため、こどもの発達段階に応じたさまざまな取り組みを実施します。 ・ブックスタート事業 乳児健康診査時（3～4か月児が対象）に、絵本、おすすめ絵本リスト、図書館利用案内等が入った「ブックスタートパック」を赤ちゃんと保護者へ配布するとともに、1組ごとの読み聞かせを実施します。 ・ブックリストの配布 図書館がこどもに出会ってほしい本をリストにした「ブックリスト」を、3歳児健康診査時や小中学校の夏休み前に配布します。 ・学校との連携 図書館見学、おはなし会等を実施するほか、調べ学習のための図書の特別貸出を行います。 ・「子ども読書の日」等に合わせたイベント開催やPR活動の実施	
担当課	中央図書館

3-(2)-ウ-6	こどもの年齢や状況にあった子育てについての情報提供や相談の実施
再掲	1-(2)-ア-23
周産期支援教室や育児支援教室、乳幼児健診等でこどもの年齢や状況にあった子育てについての情報提供や相談を実施します。	
担当課	地域健康課

3-(2)-ウ-7	家庭教育の支援
再掲	1-(2)-ア-24
小中学校等 PTA を対象とする家庭教育講演会の横須賀市 PTA 協議会への委託等の取り組みにより、家庭教育力の向上を支援します。	
担当課	生涯学習課

3-(2)-ウ-8	家庭教育講座の実施
再掲	1-(2)-ア-25
コミュニティセンターにおいて、育児や子育ての楽しさや不安を共有し、親同士のつながりを深めることを目的に、未就学児の親子を対象とした家庭教育学級や講座を開催し、家庭教育力の向上を図ります。	
担当課	地域コミュニティ支援課 各行政センター

3-(2)-ウ-9	保育所・認定こども園における保護者への家庭教育への意識啓発
家庭でのこどもとの関わりについて保護者の意識を啓発するため、園での日々の活動の様子や行事予定、健診結果などを園から配信したり、懇談会等で保育教諭の専門的知識を活かしたワークショップなどを行い、こどもの成長発達段階に応じたかかわり方などをテーマに、保護者との情報共有を図ります。	
担当課	子育て支援課

3-(2)-ウ-10	歯科に関する各教室の開催
家庭でのこどもとの関わりについて保護者の意識を啓発するため、歯みがき教室等を開催します。 ・集団フッ化物洗口 ・初めての歯みがき教室 ・2歳児歯科教室 ・幼稚園・保育所・認定こども園歯みがき教室 ・4・5歳児食育歯みがき教室	
担当課	地域健康課

3-(2)-ウ-11	妊娠・出産等に関する周産期保健看護連絡会の開催
再掲	2-(1)-ア-15、4-(3)-ア-7
保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます ・周産期保健看護連絡会の開催 ・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携	
担当課	地域健康課

3-(2)-ウ-12	こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催
再掲	1-(4)-イ-2、1-(6)-ア-1、1-(6)-イ-12、1-(6)-ウ-2、2-(1)-ア-17、 4-(3)-ア-1
児童の保健・福祉・教育・医療関係者、警察及び民生委員児童委員、主任児童委員等と問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、緊密に連携を取り合うことで、情報の共有を図り、支援を必要とするこどもや保護を必要とするこどもへの具体的な対応方針を決めていきます。 ・全体会議 ・実務担当者連絡会議 ・サポートチーム会議	
担当課	こども家庭支援課

3-(2)-ウ-13	こども青少年相談の実施
再掲	2-(2)-ウ-2
はぐくみかんでのこどもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。 ・こども青少年相談窓口の設置 ・かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE	
担当課	こども家庭支援課

3-(2)-ウ-14	子育て情報パンフレット配布と女性の健康セミナー等の開催
再掲	2-(2)-ウ-3
産後ケア、プレママプレパパ教室等のご案内や子育て情報パンフレットを、母子健康手帳交付時、また、こんにちは赤ちゃん訪問時等に配布します。さらに、女性の健康に関するセミナー等を開催し、充実した相談体制をめざして、母子関連部署等と連携し、情報提供を行います。	
担当課	地域健康課

3-(2)-ウ-15	18歳未満のこども相談の実施
再掲	2-(2)-ウ-4
18歳未満のこどもに関する様々な相談を受け、必要に応じ関係機関等と連携を図りながら、児童・家族等の支援を行います。	
担当課	児童相談課

3-(2)-ウ-16	子育てガイドの作成、配布
再掲	2-(2)-ウ-5
子育てに関する便利帳である「子育てガイド」を作成し、母子健康手帳交付時や子育て世帯の転入時に配付するほか、関係機関へ配布します。	
担当課	子育て支援課

3-(2)-ウ-17	学校教育に関わる相談の実施
再掲	2-(2)-ウ-6
臨床心理士等専門の相談員が、学校生活に関する相談に応じ、こどもが本来の力を発揮し、保護者とこどもの成長を支えていけるような支援方法を一緒に考えます。(来所相談、電話相談、メール相談) また、相談教室を開設し、不登校の状況にある児童・生徒が社会的自立に向けて歩み出せるように支援します。	
担当課	支援教育課

3-(2)-ウ-18	育児相談会（スカリン育児相談会）や親のメンタルヘルス相談の実施
各健康福祉センターで未就学児を対象とした歯科衛生士による歯科相談、管理栄養士による栄養相談、保健師による生活相談など、育児相談（スカリン育児相談会）を行います。また、妊娠中や乳幼児（概ね1歳まで）の保護者を対象に、心理相談員によるカウンセリングを行い、元気に子育てに臨めるよう手助けします。	
担当課	地域健康課

3-(2)-ウ-19	親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談の実施
再掲	2-(2)-ウ-7
こどもとのかかわり方や子育てに自信が持てない方を対象に、心理相談員や精神科医がこれからの育児を一緒に考えます。(個別相談)	
担当課	こども家庭支援課

3-(2)-ウ-20	愛らんどの運営
愛らんどにおいて、子育てアドバイザーを配置し、育児についての悩み相談や、育児における疑問等の相談を受け付けます。また、利用者が安全かつ快適に利用できるよう環境整備（空調、遊具等）を行います。	
担当課	子育て支援課

3-(2)-ウ-21	母親クラブへの活動の支援
各母親クラブへの補助金交付のほか、母親クラブ連絡会への明るい家庭・地域づくり推進事業の委託を通じて母親クラブ活動の支援を行います。	
担当課	子育て支援課

3-(2)-ウ-22	地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実
地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所等で、こどもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。 ・センター型事業 7か所 ・わいわい広場 10 か所 ・利用者支援事業（基本型）15 か所	
担当課	子育て支援課

3-(2)-ウ-23	子育てサロンの開催支援
主任児童委員が子育てに悩みや不安を抱える保護者の相談の対応やサポートができるよう、活動の場の提供や職員の派遣等、地域の実情に応じた支援を行います。	
担当課	子育て支援課

3-(2)-ウ-24	主任児童委員連絡会議の定期的実施
各健康福祉センター管轄の地区ごとに、主任児童委員連絡会議に参加し、地域の子育て情報等について情報交換を行い、チラシの配布等を行います。 また、各地域所管のケースワーカーが主体となり、健康福祉センター単位で主任児童委員連絡会議や研修会を定期的に開催します。	
担当課	地域健康課 児童相談課

3-(2)-ウ-25	主任児童委員の活動支援
主任児童委員が子育てに悩みや不安を抱える保護者の相談の対応やサポートができるよう、横須賀市民生委員児童委員協議会に主任児童委員の活動費を支給するほか、研修を行います。	
担当課	福祉総務課

3-(2)-ウ-26	幼児健康診査と子育て教室による家庭での生活リズム確立支援
幼児健康診査、子育て教室等を通じてこどもにとっての適切な運動、休養及び睡眠の必要性に対する意識を啓発し、こどもの健康を大切にした家庭生活となるよう、生活リズムの確立を進めます。	
担当課	地域健康課

3-(2)-ウ-27	こどもの発達段階に応じた生活リズム・食習慣の把握と保育・情報発信
こどもの発達段階に応じた生活リズムや食習慣を把握し、発育発達に適した生活ができるよう、食のおたより等を通じて園と保護者に健康安全に関する情報発信を行います。 ・年間指導計画（年齢別指導計画）に基づき各園へ指導を実施 ・チラシの配布による情報提供等	
担当課	子育て支援課

中柱3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

ア 長時間労働の是正や働き方改革の促進

3-(3)-ア-1	ワーク・ライフ・バランス推進のための広報と研修活動
ワーク・ライフ・バランス実現に関するセミナーやセルフチェックによる職場研修、職場リーダー会議研修を実施して意識啓発を図ります。	
担当課	人権・ダイバーシティ推進課

3-(3)-ア-2	市内事業者へのワーク・ライフ・バランス推進と多様な働き方支援のための広報・啓発活動
ワーク・ライフ・バランス実現のため、多様な働き方の支援と男性を含めた働き方の見直しを目的に、市内事業者に対し広報・啓発を行い、市関連施設や横須賀商工会議所を通じて情報提供を行います。	
担当課	経済企画課

3-(3)-ア-3	事業所内保育施設の設置に関する相談支援
事業所内保育施設の設置に関する相談に対応します。	
担当課	子育て支援課

イ 男性の家事・子育てへの参画の促進

3-(3)-イ-1	子育て中の父親のネットワークづくり
父親が子育てに参加する意識を高めるため、情報交換会や父親向けの子育て冊子による情報提供などを行うとともに、初めて子育てに臨む父親に、子育て経験のある父親の経験談やアドバイスを聞く機会を提供し、父子で参加できる体験教室等を開催します。 ・父親応援講座の開催	
担当課	子育て支援課

3-(3)-イ-2	家族愛・家庭生活の充実を育む教育指導
児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえて十分に配慮をした上で、生活科、家庭科、技術・家庭科、道徳科を中心に家族・家庭生活や、家族の協力することの大切さ等について学習（指導）を行います。	
担当課	教育指導課

中柱4 ひとり親家庭への支援

ア 各家庭の親子それぞれの状況に応じた経済的支援、生活支援、子育て支援、就労支援等

3-(4)-ア-1	児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付
再掲	1-(4)-エ-7
ひとり親等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付等経済的支援を実施します。	
担当課	こども給付課

3-(4)-ア-2	ひとり親家庭等の就業支援
再掲	1-(4)-ウ-1
ひとり親等の経済的自立を支援するため、キャリアコンサルタントの資格を持つ就労相談員をフロア内に配置し、就業・転職相談を実施したり、商工会議所で実施する講座の受講費用の負担を行います。また、スキルアップのための講座の受講に必要となる費用の一部を給付します。	
担当課	こども給付課

3-(4)-ア-3	ひとり親家庭等の子育て・生活支援
再掲	1-(4)-イ-1
ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、母子・父子自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び、こどものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施します。また、ひとり親等が病気等により生活支援が必要となった場合は、家庭生活支援員を派遣します。	
担当課	こども給付課

イ 養育費に関する相談支援、取決めの促進の強化

3-(4)-イ-1	ひとり親家庭等の養育費確保支援
再掲	1-(4)-エ-6
こどもが心身ともに健やかに育成されるよう、離婚後のひとり親家庭が、養育費を確保できるよう支援をします。 ・養育費確保のための法律相談の実施 ・養育費確保のための公正証書等の作成や、保証契約の締結に要する費用の助成	
担当課	こども給付課

大柱4 取り組みを進めるために必要な事項

中柱1 こども・若者の社会参画・意見反映

ア こども・若者の社会参画・意見反映

4-(1)-ア-1	こども・若者を対象とした調査の実施
次世代を担うこども・若者の意識や考えを把握し、今後の政策や施策を検討する上での基礎データとして活用するため、調査を行います。	
担当課	都市戦略課

4-(1)-ア-2	児童福祉審議会におけるこども・若者の登用
こども・若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、児童福祉審議会等の委員にこどもや若者を登用するように検討します。	
担当課	子育て支援課

中柱2 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

ア こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上

4-(2)-ア-1	教育・保育施設職員の資質向上と人材確保のための研修・講習会実施
教育・保育施設等で働く職員の資質向上を図るため、様々な研修や講習会等を実施します。また、保育の担い手となる保育人材を確保するための取り組みを進めます。 ・就職セミナー、相談会の実施 (市、横須賀市私立幼稚園・認定こども園協会、横須賀市保育会等の共同開催) ・幼稚園教諭、保育士等を対象としたキャリアアップ研修の実施 ・子育て支援員研修の実施 ・こども施設従事者向け研修の実施 ・保育士・保育所支援センター出張相談会開催 ・横須賀市保育会、横須賀市私立幼稚園・認定こども園協会への研修費等補助 ・宿舍借り上げ支援事業の実施 ・保育補助者雇上強化事業の実施	
担当課	子育て支援課

4-(2)-ア-2	若い世代のリーダー養成の充実
ジュニアリーダー養成講習会、研修会を開催し、地域で活動する青少年ボランティアのリーダーとしての人材を養成するとともに、地域における活動をはじめ、その活動を支援します。 ・養成講習会修了者数 65 人 ・地域活動依頼件数 45 件	
担当課	子育て支援課

4-(2)-ア-3	青少年関係団体の活動支援の推進
青少年関係団体がこどもや青少年の健全育成のために様々な活動を行えるよう、活動の場の確保、活動のPR等を支援します。 ・子ども会指導者協議会 ・ジュニアリーダーズ ・青少年育成推進員連絡協議会等	
担当課	子育て支援課

中柱3 地域における包括的な支援体制の構築・強化

ア 教育・保健・福祉などの分野を超えた連携

4-(3)-ア-1	こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催
再掲	1-(4)-イ-2、1-(6)-ア-1、1-(6)-イ-12、1-(6)-ウ-2、2-(1)-ア-17、3-(2)-ウ-12
児童の保健・福祉・教育・医療関係者、警察及び民生委員児童委員、主任児童委員等と問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、緊密に連携を取り合うことで、情報の共有を図り、支援を必要とするこどもや保護を必要とするこどもへの具体的な対応方針を決めていきます。 ・全体会議 ・実務担当者連絡会議 ・サポートチーム会議	
担当課	こども家庭支援課

4-（3）-ア-2	こども家庭地域対策ネットワーク会議とスクールカウンセラー等との連携
再掲	1-（6）-ア-2、1-（6）-イ-13、2-（2）-オ-1、2-（2）-カ-3
毎月実施する長期欠席者調査の時に、要保護児童対策地域協議会対象児童・生徒の状況を書面にて報告してもらい、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等を活用し、児童・生徒虐待の発生予防、早期発見や早期対応に努めます。 子育て支援関係機関との情報交換や支援方針の確認等の各種会議に出席し連携を深めます。 ・要保護児童対策検討会議 実務担当者連絡会議分科会 ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会 ・サポートチーム会議 ・長期欠席調査における要保護児童対策地域協議会対象児童・生徒の状況報告 ・児童生徒を取り巻く環境チェックの実施	
担当課	支援教育課

4-（3）-ア-3	母子保健活動による要支援者の早期発見・早期支援
再掲	1-（6）-ア-3、1-（6）-イ-14
こどもの安全が確認できない世帯に家庭訪問を行い、養育環境等に問題がある世帯に対しては、迅速に支援方針を決定します。 ・こんにちは赤ちゃん訪問 ・妊婦等包括相談支援事業における伴走型相談支援 ・乳幼児健診等の母子保健活動	
担当課	地域健康課

4-（3）-ア-4	要保護児童の早期発見・早期支援のための情報収集と関係機関との連携
再掲	1-（6）-ア-4、1-（6）-イ-15
子育て支援関係機関と連携を図りながら、本人・保護者や学校への支援や、登校支援が必要な児童生徒の相談教室利用時の面接や継続相談を行います。 また、サポートチーム会議・主任児童委員との連絡会の開催や、学校・警察署等との連絡会等を通して、関係諸機関との連携を深めます。	
担当課	児童相談課

4-（3）-ア-5	保育所・認定こども園における虐待防止マニュアルに基づいた虐待等の早期発見・早期連絡の推進
再掲	1-（6）-ア-5
横須賀市子ども虐待防止マニュアルに基づき、保健師・児童相談所・小学校等とのサポート会議を通じ、情報交換をする等、早期対応に努めます。	
担当課	子育て支援課

4-（3）-ア-6	指導監査時における虐待防止対策の確認
再掲	1-（6）-ア-6、1-（6）-イ-16
幼稚園、保育所、認定こども園等の指導監査時において、虐待防止に関する研修や児童相談所等の連携、こどもの心身状態の確認等の取り組み状況について確認します。	
担当課	指導監査課

4-（3）-ア-7	妊娠・出産等に関する周産期保健看護連絡会の開催
再掲	2-（1）-ア-16と3-（2）-ウ-11
保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます ・周産期保健看護連絡会の開催 ・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携	
担当課	地域健康課

4-（3）-ア-8	こどもに関するデータ連携の推進
こども・若者や家庭の状況、支援内容等に関する情報・データを分野を超えて連携させることで、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し支援につなげられるような取り組みを検討していきます。	
担当課	子育て支援課

中柱4 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

ア 子育て当事者等の利便性の向上

4-（4）-ア-1	保育申請等の電子化
認可保育施設入園申請について、マイナポータルを活用した電子申請による受付を行い、子育て家庭の負担軽減と利便性の向上を図ります。	
担当課	子育て支援課

4-（4）-ア-2	公設放課後児童クラブの入所申し込み及び放課後子ども教室の利用登録の電子化
公設放課後児童クラブの入所申し込みを電子申請でできるように検討します。また、放課後子ども教室の利用に必要な登録を電子申請で行います。	
担当課	子育て支援課

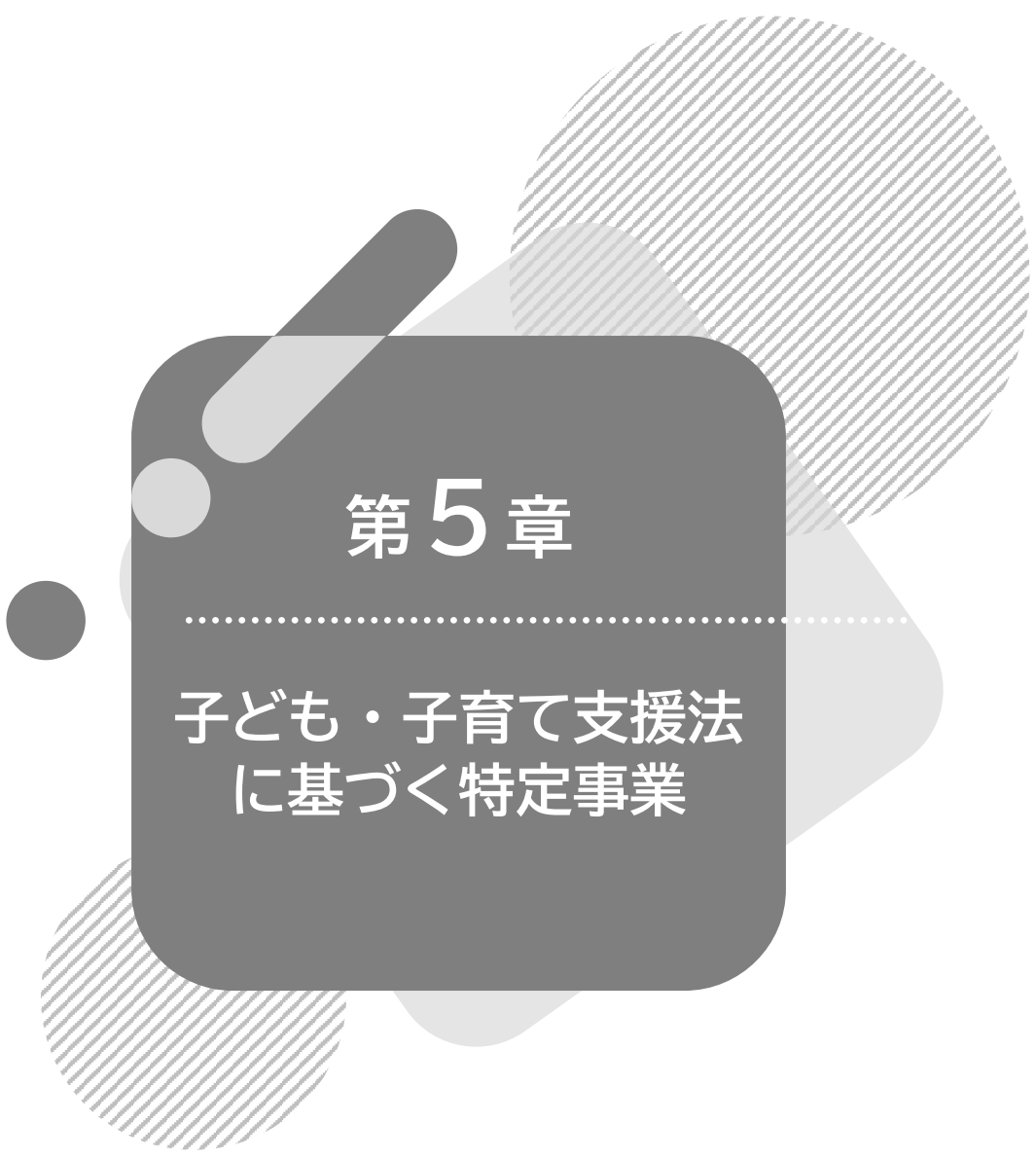
イ 情報発信や広報を改善・強化

4-（4）-イ-1	子育て応援ひろば「すかりぶ」の取り組み
市内在住の結婚・子育て世代を中心に、くらしの応援サービス情報を提供していく“子育て応援ひろば「すかりぶ」”の取り組みを推進します。 ・結婚・子育て世帯向けのくらしの応援サービスの情報提供を実施 ・すかりぶおやこまつりの開催等	
担当課	企画調整課

中柱5 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

ア こどもまんなかアクションの推進

4-（5）-ア-1	こどもまんなかサポーターへの参加
こども家庭庁が推進する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として本市のこども・子育てに関する取り組み等について情報発信を行い、こども・子育て世帯を社会全体で支える機運を醸成します。 ・市「こどもまんなかの取り組み」ホームページの運営 ・こどもや子育て世帯に身近なイベント、SNS等での情報発信	
担当課	子育て支援課



第5章

子ども・子育て支援法
に基づく特定事業

1 子ども・子育て支援法に基づく特定事業について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村が行う教育・保育や子ども・子育て支援事業について、提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」や「認定こども園の普及に係る考え方」等を記載するよう定めています。

また、横須賀市は児童相談所設置市であるため、都道府県事務である児童虐待防止対策の充実や社会的養護体制の充実等についても、同様に記載するよう定めています。

そのため、第4章の具体的な施策に加え、この第5章において同基本指針に基づく各事業について記載します。

2 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業の量の見込み（目標事業量）を把握し、確保方策を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況等を総合的に検討して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めます。

基本指針に基づき、横須賀市において教育・保育提供区域を定める事業は、次に掲げる一覧のとおりです。幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の市内における地域的な利用範囲や、利用頻度等がそれぞれ異なることから、事業ごとに提供区域を設定しました。

教育・保育提供区域

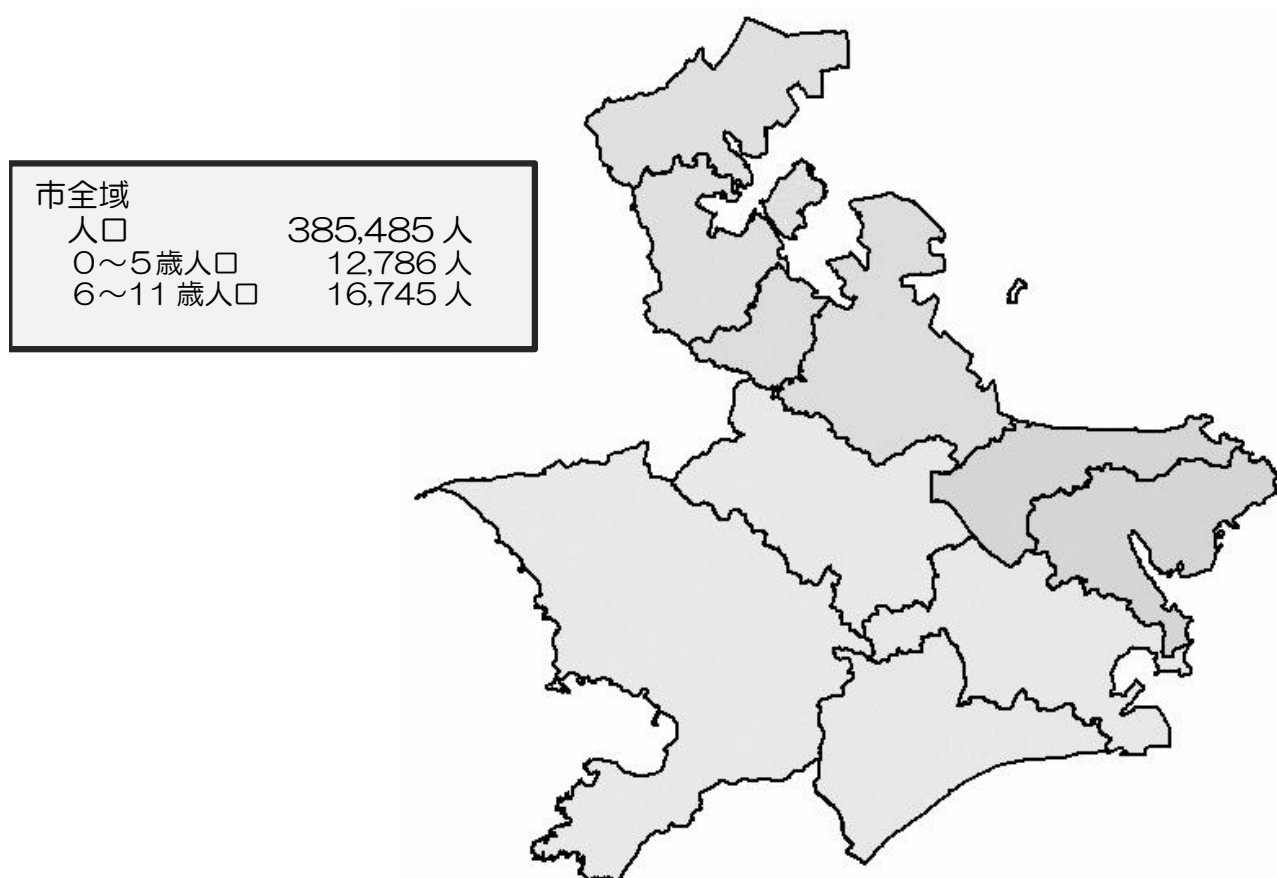
区 分		教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育		5区域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業 妊婦健康診査 こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） 養育支援訪問事業とその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ファミリー・サポート・センター事業（就学後） 病児・病後児保育事業 子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 妊婦等包括相談支援事業 産後ケア事業	全市域 単一区域
	地域子育て支援拠点事業（愛らんど） 一時預かり事業（在園児対象、在園児対象以外） 延長保育事業	5区域
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	行政センター区域 (10区域)

ア 全市域単一区域の事業

全市域単一区域として設定した事業は、事業の利用頻度が日常的ではなく、全市単位で事業の計画・管理・運営を行うことが効果的かつ効率的であると考えられる事業です。

全市域単一区域を設定する事業は、以下の13事業です

- 利用者支援事業
- 妊婦健康診査
- こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- 養育支援訪問事業とその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業



※令和5年4月1日現在

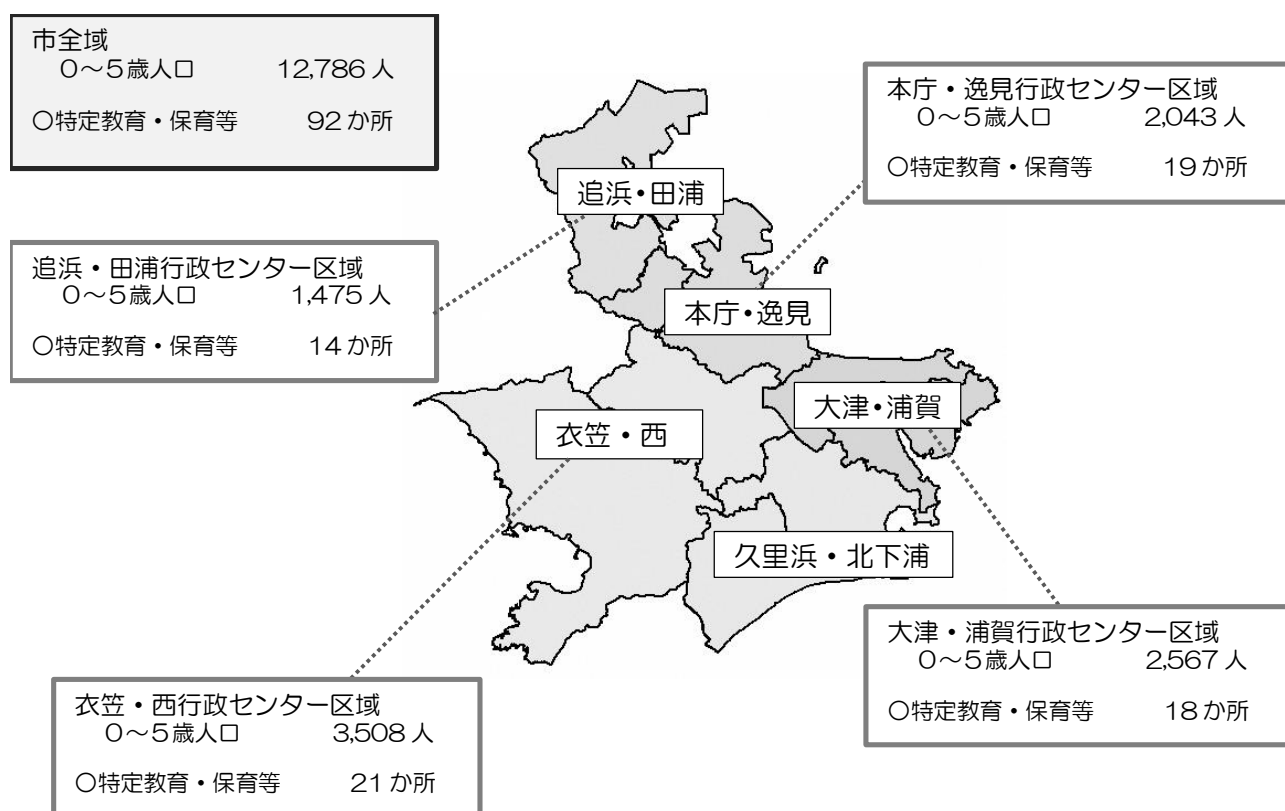
イ 行政センター区域を統合した5区域の事業

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設は日常的に利用するものであることから、利用状況を勘案して、全市よりもきめ細やかな単位で、提供体制を検討する必要があります。

幼児期の学校教育・保育等のニーズを適切に把握し、対応する確保方策を計画することが求められています。幼児期の学校教育・保育と、それに密接に関連する事業については、利用状況等を踏まえて5区域とします。

5区域を設定する事業は、次の4事業です。

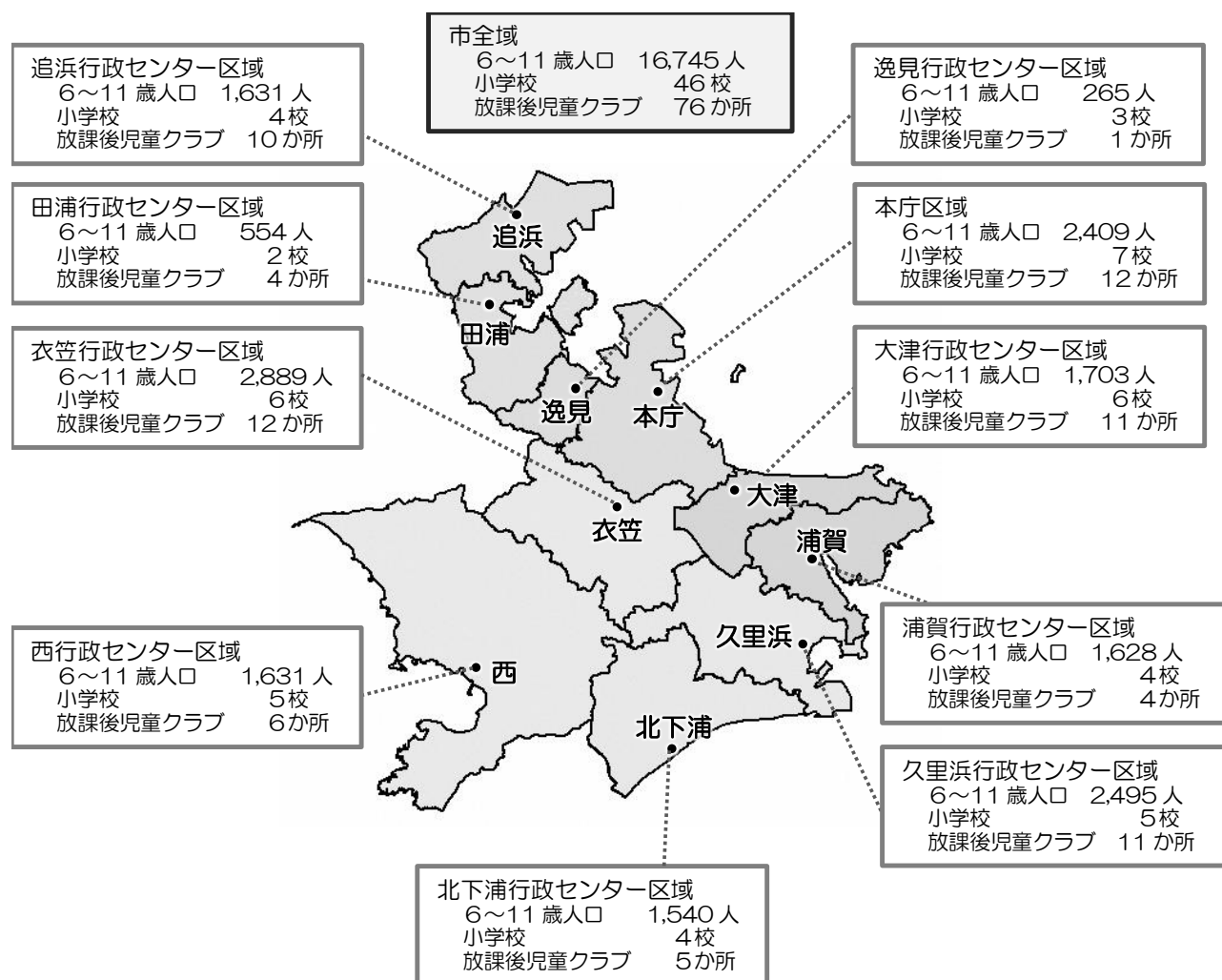
- 幼児期の学校教育・保育
- 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）
- 一時預かり事業
- 延長保育事業



※令和5年4月1日現在

ウ 行政センター区域（10区域）の事業

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校を基本的な単位として運営されていますが、複数の小学校にまたがる事業を運営する放課後児童クラブも存在します。幼児期の学校教育・保育と比較して、放課後児童クラブの利用圏域が狭いため、提供区域は市内10の行政センター区域とします



※令和5年4月1日現在

3 幼児期の学校教育・保育

① 幼児期の学校教育・保育を提供する施設・事業

子ども・子育て支援新制度の枠組みの中で幼児期の学校教育・保育を提供する施設・事業は以下のとおりです。子ども・子育て支援新制度では利用者の認定区分に応じて、利用できる施設・事業が異なります。認定区分は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により3区分に分かれています。

幼児期の学校教育・保育の対象施設・事業

新制度の対象施設・事業		概要	利用者の認定区分
特定教育・保育施設	幼稚園	学校教育法に基づく教育機関で、3歳から5歳の子どもを対象としています。利用時間は「教育標準時間」の4時間を基本とします。	1号
	認定こども園	保護者の就労状況にかかわらず、0歳から5歳の子どもを対象としています。「教育標準時間」の4時間、「保育短時間」の8時間、「保育標準時間」の11時間の利用時間があります。	1号、2号、3号
	保育所	保護者の就労等のため保育が必要な0歳から5歳の子どもを対象としています。保護者の就労時間等に応じて、利用時間が「保育短時間」の8時間、「保育標準時間」の11時間に分かれます。	2号、3号
特定地域型保育事業	小規模保育	保育が必要な0歳から2歳の子どもを対象としています。少人数（6人から19人）を対象に、小規模な施設で保育を行います。	3号
	家庭的保育	保育が必要な0歳から2歳の子どもを対象としています。家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に保育を行います。	3号
	事業所内保育	会社や病院の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育を行います。	3号
	居宅訪問型保育	障害・疾患等で個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅で1対1の保育を行います。	3号
幼稚園（私学助成）		学校教育法に基づく教育機関で、3歳から5歳の子どもを対象としています。利用時間は「教育標準時間」の4時間を基本とします。 （従来の制度に基づく幼稚園）	1号相当
その他	認可外保育施設	認可を受けていない保育施設で、事業所内保育所、病院内保育所等があります。	2号、3号相当
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ型）	幼稚園で、保育認定を受けている2歳の子どもを対象に保育を行います。	3号
	長時間預かり保育事業	認定こども園への移行を目指す幼稚園で、保育認定を受けている子どもを対象に保育を行います。	2号、3号
	企業主導型保育事業（地域枠）	会社が設置する保育施設で、従業員の子どもに合わせて地域の子どもと一緒に保育を行います。 （地域枠利用の場合は保育認定が必要です。）	2号、3号

幼児期の学校教育・保育の利用者認定区分

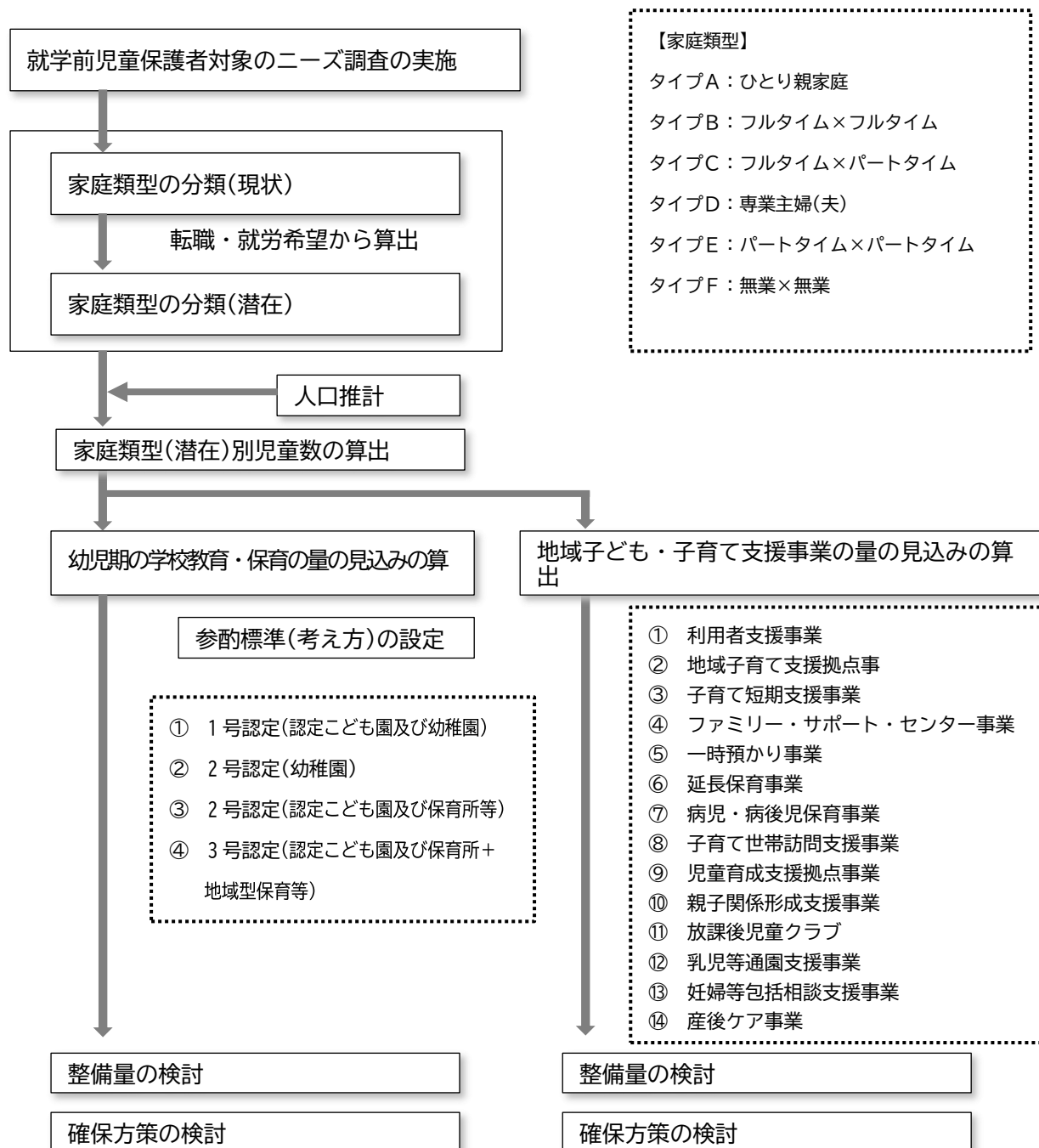
認定区分	子どもの 年齢	保育の 必要性	概 要
1号	3歳から 5歳	なし	子どもが満3歳以上で、新制度の教育施設の利用を希望
2号	3歳から 5歳	あり	子どもが満3歳以上で、市から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望
3号	0歳から 2歳	あり	子どもが満3歳未満で、市から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望

4 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前児童を持つ世帯を対象とする「次期横須賀子ども未来プランに向けたニーズ調査」で、保護者の就労状況や就労意向と、各施設への利用希望から量の見込み（施設・事業の必要利用定員総数）を推計し、計画期間の量の見込み（目標事業量）として設定しました。

市内5つの提供区域ごとに、量の見込み（目標事業量）に対応できるよう、計画期間における必要利用定員総数を確保するための方策と実施時期を設定します。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込量算出の手順



状況	●令和5年度（2023年度）実績				
	（単位：人）				
		1号	2号	3号	
				1-2歳	0歳
	量の見込み（a）	3,907	2,891	1,752	331
量の見込み （目標事業量）	確保方策（b）	5,058	2,946	1,662	400
	過不足(c=b-a)	1,151	55	△90	69
	※2号（教育利用）は1号に含めています。				
量の見込み （目標事業量）	●計画最終年度で、認定区分別の目標事業量は、				
	・1号認定が3,317人（2号（教育利用）含む）				
	・2号認定が2,994人				
	・3号認定が1,395人 と設定しました。				

ア 全市域

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳
量の見込み ①（人）	3,075	715	2,912	838	794	313	2,949	724	2,933	783	729	295
確保方策 合計 ②（人）		4,371	3,042	941	769	400		4,220	3,028	914	771	422
過不足 ②-①（人）		581	130	103	△25	87		547	95	131	42	127

イ 追浜・田浦行政センター区域

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳
量の見込み ①（人）	343	85	398	109	100	34	336	86	390	98	90	31
確保方策 合計 ②（人）		459	444	147	125	68		459	418	146	125	65
過不足 ②-①（人）		31	46	38	25	34		37	28	48	35	34

事業の方向性 (確保方策 の考え方)	●少子化が進み、全体としては量の見込みは減少傾向となる見込みですが、依然として年齢や地域によって不足が見込まれるため、既存施設の定員適正化により、待機児童の解消などを図ります。
	●大規模開発等により一時的に急激な量の見込みの増加がある場合や、他区域への流入が大きく見込まれる場合には、区域を越えた確保方策などを講じて、既存施設の効果的・効率的な運用を図ります。
	●保育所や認定こども園等だけでなく、企業主導型保育事業の地域枠や幼稚園で行う一時預かり事業(幼稚園Ⅱ型)、長時間預かり保育等様々な保育資源を活用します。
	●児童の処遇や施設運営の安定化を図ります。また、教育・保育を支える職員の待遇改善や資質向上に努めます。
	●国の補助金等を活用した施設整備を行い、安全確保に努めます。

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
2,823	733	2,954	728	664	277	2,697	742	2,975	673	599	259	2,569	748	2,994	619	535	241
	4,164	3,019	921	773	421		4,120	3,010	918	770	420		4,076	3,014	927	779	423
	608	65	193	109	144		681	35	245	171	161		759	20	308	244	182

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
329	87	382	87	80	28	322	88	374	76	70	25	313	91	365	67	60	24
	444	405	143	122	64		444	405	143	122	64		444	405	143	122	64
	28	23	56	42	36		34	31	67	52	39		40	40	76	62	40

ウ 本庁・逸見行政センター区域

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み ① （人）	445	108	451	128	117	52	419	106	438	113	102	47
確保方策 合計 ② （人）		751	411	124	105	73		691	438	131	115	83
過不足 ②－① （人）		198	△40	△4	△12	21		166	0	18	13	36

エ 衣笠・西行政センター区域

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み ① （人）	840	188	815	225	210	83	812	194	823	209	192	80
確保方策 合計 ② （人）		920	818	233	194	100		829	858	218	201	120
過不足 ②－① （人）		△108	3	8	△16	17		△177	35	9	9	40

オ 大津・浦賀行政センター区域

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み ① （人）	639	138	608	161	168	56	609	141	608	151	154	54
確保方策 合計 ② （人）		804	629	172	138	64		804	629	170	136	64
過不足 ②－① （人）		27	21	11	△30	8		53	21	19	△18	10

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み ① （人）	808	196	640	215	199	88	773	196	674	212	191	83
確保方策 合計 ② （人）		1,437	740	265	207	95		1,437	685	249	194	90
過不足 ②－① （人）		433	100	50	8	7		468	11	37	3	7

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
393	104	425	98	87	42	367	102	412	83	72	37	341	99	397	69	59	30
	691	436	136	122	85		691	433	141	128	86		691	430	146	134	86
	194	11	38	35	43		222	21	58	56	48		251	33	77	75	56

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
784	200	831	193	174	77	756	206	839	177	156	74	727	212	848	159	138	71
	829	859	215	198	119		829	847	209	191	118		829	848	206	188	118
	△155	28	22	24	42		△133	8	32	35	44		△110	0	47	50	47

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
579	146	608	141	140	52	549	150	608	131	126	50	521	152	607	120	110	47
	789	629	178	138	64		774	629	176	136	63		759	629	183	142	66
	64	21	37	△2	12		75	21	45	10	14		86	22	63	32	19

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
738	196	708	209	183	78	703	196	742	206	175	73	667	194	777	204	168	69
	1,411	690	249	193	89		1,382	696	249	193	89		1,353	702	249	193	89
	477	△18	40	10	11		483	△46	43	18	16		492	△75	45	25	20

5 地域子ども・子育て支援事業

①ー 1 利用者支援事業（基本型・特定型）

事業の概要	こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援を実施します。 また、待機児童の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるような支援を実施します。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 2か所（基本型1か所、特定型1か所）
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●地域子育て相談機関の設置とあわせ、新たに愛らんど追浜以外の愛らんどや公立保育園・こども園でも実施することとし、子ども・子育て支援に関する情報提供や相談支援等を行います。

単位：か所

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	量の見込み	2	15	14	14	14	14
	確保方策	2	15	14	14	14	14

①ー 2 利用者支援事業（こども家庭センター型）

事業の概要	母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 母子保健型1か所 ※母子保健型は、令和6年度（2024年度）以降にこども家庭センター型に移行
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない対応など相談支援体制を構築するとともに、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できる体制整備を行います。

単位：か所

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	量の見込み	母子保健型 1	1	1	1	1	1
	確保方策	母子保健型 1	1	1	1	1	1

①－3 利用者支援事業（地域子育て相談機関）

単位：か所

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	量の見込み		15	14	14	14	14
	確保方策		15	14	14	14	14

② 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）

事業の概要	子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みを相談し、情報の提供を受けることのできる場を提供します。
現状	●令和5年度（2023年度）実績6か所 ●愛らんど追浜、愛らんど田浦、愛らんどウェルシティ、愛らんどよこすか、愛らんど西、愛らんど大津（令和6年度開設）、愛らんど久里浜で実施。
提供区域	5区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●衣笠・西区域に子育てアドバイザーを配置するセンター型機能を持つ事業所の設置を目指します。 ●事業の担い手となる人材を確保・育成し、相談・助言体制の充実を図ります。

単位：人日(上段)／か所(下段)

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 (合計)	量の見込み	21,557	22,229	25,317	25,267	25,225	27,470
	確保方策	6	7	7	7	7	8
追浜 田浦	量の見込み	5,957	5,408	6,300	6,928	6,928	6,297
	確保方策	2	2	2	2	2	2
本庁 逸見	量の見込み	6,986	6,343	7,389	7,387	7,387	7,385
	確保方策	2	2	2	2	2	2
衣笠 西	量の見込み	2,424	1,969	2,293	2,292	2,292	4,584
	確保方策	1	1	1	1	1	2
大津 浦賀	量の見込み	304	3,242	3,200	3,157	3,115	3,072
	確保方策	0	1	1	1	1	1
久里浜 北下浦	量の見込み	5,886	5,267	6,135	6,133	6,133	6,132
	確保方策	1	1	1	1	1	1

③ 妊婦健康診査

事業の概要	妊婦と乳児の健康を守るために、医療機関・助産所で行う健康診査費用の一部を助成する事業です。本市では、平成 21 年度から妊婦一人当たり最大で 16 回の妊婦健康診査の助成を行っています、
現状	●妊婦 1 人当たり 16 回の助成 ●令和 5 年度（2023 年度）実績 対象者 1,790 人 健診延べ回数 21,209 回
提供区域	全市 1 区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き、妊婦健康診査の助成を行い、妊婦の健康管理の向上と経済的負担の軽減を図ります。 ●支援を要する妊婦を早期に発見して、医療機関等と連携し、必要時に保健師等による継続支援を行うことで、安心して子育てができる環境を整えます。

単位：人／回

区 域	項 目	令和5年度 (2023 年度) 実 績	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
市全域	量の見込み 対象者数	1,790	1,742	1,707	1,623	1,593	1,570
	①健診延べ 回数	21,209	20,270	19,816	19,372	18,938	18,514
	②確保方策 延べ回数	21,209	20,270	19,816	19,372	18,938	18,514
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0

④ こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

事業の概要	安心して子育てができるよう、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、養育環境等の把握を行うとともに、子育ての支援を行います。
現状	●令和 5 年度（2023 年度）実績 家庭訪問数 1,711 人
提供区域	全市 1 区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き、助産師や保健師等の専門職が、乳児家庭への家庭訪問を行い、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や育児不安の軽減を図ります。

単位：人

区 域	項 目	令和5年度 (2023 年度) 実 績	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
市全域	①量の見込み	1,711	1,681	1,635	1,597	1,567	1,544
	②確保方策	1,711	1,681	1,635	1,597	1,567	1,544
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業の概要	様々な要因で子育てが困難になっている家庭に助産師を派遣し、育児の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図る事業です。また、要保護児童の適切な保護や支援を行うために、こどもに関連する機関等で構成されるこども家庭地域対策ネットワーク会議を開催しています。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 訪問家庭数 6人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き養育支援が必要な家庭に助産師を派遣し、訪問援助を行うなど、子育ての負担軽減を図ります。 ※令和5年度までは助産師やヘルパーを派遣していましたが、令和6年度からは助産師のみの派遣となりました。

単位：人

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み	6	5	5	5	5	5
	②確保方策	6	5	5	5	5	5
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業の概要	保護者が病気や育児疲れ等により、こどもの養育が一時的に困難になった時に、乳児院・児童養護施設・ショートステイファミリー（里親）宅でこどもを預かります。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 延べ利用日数 79日
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き事業を継続し、子育ての負担軽減を図ります。

単位：人日／箇所（施設）

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み 0歳から5歳 児の延べ利 用日数	79	65	65	65	65	65
	②確保方策 0歳から5 歳児の延べ 利用日数	79	65	65	65	65	65
	実施施設	6	8	9	10	11	12
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学後）

事業の概要	保育施設等への送迎、開始時間前・帰宅後のこどもの預かり等、子育ての援助を受けたい人と、援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 ・会員数 1,546 人 - おまかせ会員 322 人 - よろしく会員 1,101 人 - どっちも会員 123 人 ・年間延べ利用児童数（小学生）760 人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の募集を行い、会員数の拡充を図るとともに、事業内容の周知に努め、より利用しやすい事業を目指します。 ●おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の資質向上を図るための研修会や会員同士の交流会を行い、事業の活性化を図ります。

単位：人日

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み	760	632	618	604	590	576
	②確保方策	20,125	20,375	20,500	20,625	20,750	20,875
	過不足 ②－①	19,365	19,743	19,882	20,021	20,160	20,299

※確保方策の積算方法について、第2期から変更（累積会員数から実会員数による積算等に変更）
そのため、令和5年度実績も進行管理での報告値と異なります。

⑧－１ 一時預かり事業（在園児対象）

事業の概要	幼稚園の在園児を対象として保護者の就労、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、幼稚園の標準的な開園時間外に一時的にこどもの保育を行います。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 公立幼稚園を除く全ての施設等で実施
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●在園児の世帯の様々なニーズに応えられるよう、在園児を対象とした一時預かり事業について、全施設で実施します。

単位：人日

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	91,368	91,596	91,823	92,050	92,277	92,515
	②確保方策	91,368	91,596	91,823	92,050	92,277	92,515
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0
追浜 田浦	①量の見込み	9,474	10,025	10,576	11,127	11,678	12,232
	②確保方策	9,474	10,025	10,576	11,127	11,678	12,232
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0
本庁 逸見	①量の見込み	13,257	13,155	13,053	12,951	12,849	12,751
	②確保方策	13,257	13,155	13,053	12,951	12,849	12,751
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0
衣笠 西	①量の見込み	13,748	15,958	18,167	20,376	22,585	24,796
	②確保方策	13,748	15,958	18,167	20,376	22,585	24,796
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0
大津 浦賀	①量の見込み	22,548	22,037	21,526	21,015	20,504	19,995
	②確保方策	22,548	22,037	21,526	21,015	20,504	19,995
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0
久里浜 北下浦	①量の見込み	32,341	30,421	28,501	26,581	24,661	22,741
	②確保方策	32,341	30,421	28,501	26,581	24,661	22,741
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0

⑧ー2 一時預かり事業（在園児対象以外）

事業の概要	●保護者の断続的、非定型就労や病気等の緊急時、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、教育・保育施設等で一時的にこどもの保育を行います。 ●ファミリー・サポート・センター事業は、未就学児の一時預かりも実施しています。子育ての援助を受けたい人と援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。
現状	●一時預かり事業 令和5年度（2023年度）実績 市内10か所で実施 延べ利用児童数 8,226人 ●ファミリー・サポート・センター事業 令和5年度（2023年度）実績 ・会員数 1,546人 おまかせ会員 322人 よろしく会員 1,101人 どっちも会員 123人 ・年間延べ利用児童数（就学前児童） 2,266人
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●教育・保育施設等と連携して各提供区域において、最低1か所以上の設置を目指します。 令和6年度 11か所 → 令和11年度 17か所 ●ファミリー・サポート・センター事業において、おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の募集を行い、会員数の拡充を図るとともに、事業内容の周知に努め、より利用しやすい事業を目指します。また、おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の資質向上を図るための研修会や会員同士の交流会を行い、事業の活性化を図ります。

単位：人日

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	8,226	9,774	10,655	11,613	12,658	13,798
	②確保方策	86,375	97,125	100,000	100,375	103,250	106,125
	一時預かり	26,000	36,000	38,500	38,500	41,000	43,500
	ファミリー・サポート・センター	60,375	61,125	61,500	61,875	62,250	62,625
	過不足 ②ー①	78,149	87,351	89,345	88,762	90,592	92,327

※確保方策(ファミリー・サポート・センター)の積算方法について、第2期から変更(累積会員数から実会員数による積算等に変更)そのため、令和5年度実績も進行管理での報告値と異なります。

第5章 子ども・子育て支援法に基づく特定事業

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
追浜 田浦	①量の見込み	922	1,095	1,194	1,301	1,418	1,546
	②確保方策	7,934	8,001	8,035	8,069	8,102	8,136
	一時預かり	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	ファミリー サポートセンター	5,434	5,501	5,535	5,569	5,602	5,636
	過不足 ②－①	7,012	6,906	6,841	6,768	6,684	6,590
本庁 逸見	①量の見込み	2,888	2,145	2,338	2,548	2,777	3,027
	②確保方策	36,238	39,073	41,740	41,908	42,076	42,244
	一時預かり	9,250	11,750	14,250	14,250	14,250	14,250
	ファミリー サポートセンター	26,988	27,323	27,490	27,658	27,826	27,994
	過不足 ②－①	33,350	36,928	39,402	39,360	39,299	39,217
衣笠 西	①量の見込み	409	486	530	578	630	687
	②確保方策	8,650	8,729	8,769	8,809	8,849	11,388
	一時預かり	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	4,750
	ファミリー サポートセンター	6,400	6,479	6,519	6,559	6,599	6,638
	過不足 ②－①	8,241	8,243	8,239	8,231	8,219	10,701
大津 浦賀	①量の見込み	0	2,695	2,938	3,202	3,490	3,804
	②確保方策	9,539	14,658	14,717	14,776	14,835	14,895
	一時預かり	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	ファミリー サポートセンター	9,539	9,658	9,717	9,776	9,835	9,895
	過不足 ②－①	9,539	11,963	11,779	11,574	11,345	11,091
久里浜 北下浦	①量の見込み	4,007	3,353	3,655	3,984	4,343	4,734
	②確保方策	24,015	26,664	26,739	26,813	29,388	29,462
	一時預かり	12,000	14,500	14,500	14,500	17,000	17,000
	ファミリー サポートセンター	12,015	12,164	12,239	12,313	12,388	12,462
	過不足 ②－①	20,008	23,311	23,084	22,829	25,045	24,728

⑨ 延長保育事業

事業の概要	就労時間の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所等を利用して いるこどもについて、通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 全ての施設等で実施 年間利用児童数 2,007人
提供区域	5区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●認定こども園、保育所、地域型保育事業所全施設において、延長保育事 業を実施します。

単位:人

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	2,007	2,022	2,037	2,052	2,067	2,081
	②確保方策	2,007	2,022	2,037	2,052	2,067	2,081
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
追浜 田浦	①量の見込み	320	306	292	278	264	252
	②確保方策	320	306	292	278	264	252
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
本庁 逸見	①量の見込み	458	419	380	341	302	262
	②確保方策	458	419	380	341	302	262
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
衣笠 西	①量の見込み	506	515	524	533	542	550
	②確保方策	506	515	524	533	542	550
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
大津 浦賀	①量の見込み	335	355	375	395	415	434
	②確保方策	335	355	375	395	415	434
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
久里浜 北下浦	①量の見込み	388	427	466	505	544	583
	②確保方策	388	427	466	505	544	583
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑩ 病児・病後児保育事業

事業の概要	保護者の都合により一時的に家庭で保育できない病気や病気回復期の子どもを預かる事業です。病児・病後児保育センター2か所（横須賀市立うわまち病院内（令和7年3月から横須賀市立総合医療センター内）及びすくすくかん内）で実施しています。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 横須賀市立うわまち病院内及びすくすくかん内で実施 年間延べ利用児童数 530人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●新たに1か所を設置し、送迎等にかかる負担が少ない住まいの近くで利用できるよう市内3か所の実施を目指します。 ●稼働率の向上等、利用しやすい環境づくりを目指します。

単位：人日

区 域	項 目	令和5年度 （2023年度） 実 績	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
市全域	①量の見込み	530	3,581	3,525	3,470	3,414	3,358
	②確保方策	2,900	2,900	2,900	4,350	4,350	4,350
	過不足 ②－①	2,370	△681	△625	880	936	992

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業の概要	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。						
現状	●令和5年度（2023年度）実績 利用希望児童数 2,600人 利用定員 76か所 2,648人 （うち放課後子ども教室との校内交流型 12クラブ） ※「校内交流型」は、「新・放課後子ども総合プラン」における「一体型」のことです。 放課後児童クラブが学校内にある小学校数 30校 放課後子ども教室の開設校数 17校 【参考】市立小学校数 46校						
提供区域	10区域（行政センター）						
事業の方向性 （確保方策の考え方）	①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量ならびに、待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策 ●年度ごとの量の見込み及び目標整備量は、表を参照 ●待機児童が発生している小学校区において、公設民営の放課後児童クラブの設置又は民設民営の放課後児童クラブ運営事業者の募集を行います。 ●夏季休業期間中の利用ニーズへの対応策などについて積極的に検討します。 ●運営上課題のある民設クラブから相談があった場合には、公設化について検討・協議を行います。 ②放課後子ども教室の年度ごとの実施計画 <table><tr><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7～11年度</td></tr><tr><td>17校</td><td>37校</td><td>44校</td></tr></table> ③連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量 ●令和11年度 90クラブ （※全校で子ども教室を開設するので全クラブ数） ④校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量 ●令和11年度 36クラブ （※全校で子ども教室を開設するので、小学校内にあるクラブ数。クラブがある小学校数は、1小学校に2クラブある学校があることから35校） ⑤連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策 ●放課後子ども教室を令和7年度中に市立小学校全校に開設し、すべてのクラブで連携型、小学校内に開設しているクラブで校内交流型を実施する。 また、放課後子ども教室の開設にあたっては、放課後児童クラブあてに、放課後児童クラブの利用児童の放課後子ども教室の利用等の情報共有を行う。 ⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策 ●放課後子ども教室の実施場所について、特別教室等のタイムシェアにより確保します。	令和5年度	令和6年度	令和7～11年度	17校	37校	44校
令和5年度	令和6年度	令和7～11年度					
17校	37校	44校					

- 小学校内への放課後児童クラブの設置や小学校内放課後児童クラブの課題、放課後子ども教室の設置・運営については、各小学校の現状を踏まえて、福祉こども部が教育委員会、小学校長に十分な協議を行い、対応策を検討します。
- 小学校内への放課後児童クラブの整備については、今後の児童・学級数の推計を踏まえて、計画的に協議を行います。
- 小学校内に放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を設置する際は、福祉こども部主導のもと、設置小学校ごとに、小学校と運営者又は市の間における運用ルール等を策定します。

⑦放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

- 毎年、福祉こども部と教育委員会において放課後児童対策の状況・課題を共有し、学校施設の活用を含め連携が必要な事項について協議を行い、対応を検討します。

⑧その他

- 特別な配慮を必要とするこどもや家庭について、こども家庭支援センター等の関係機関との連携を図ります。
- 放課後児童支援員等の研修を充実し、必要な知識と技術の習得を図ります。
- 放課後児童支援員等を確保するために、国庫補助制度を活用した処遇改善や放課後児童クラブで働くことについての周知に取り組みます。
- クラブが安定的に運営を行えるよう、監査等を通じて指導・助言を行います。
- 利用希望者に向けて、放課後児童クラブに関する情報発信を充実します。

単位：人／か所(クラブ数)

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	2,600	2,672	2,752	2,828	2,898	2,960
	②確保方策	2,648	2,982	3,103	3,133	3,163	3,193
	放課後児童 クラブ数	76	84	87	88	89	90
	過不足 ②－①	48	310	351	305	265	233
追浜	①量の見込み	315	309	316	323	328	334
	②確保方策	360	393	393	393	393	393
	放課後児童 クラブ数	10	11	11	11	11	11
	過不足 ②－①	45	84	77	70	65	59
田浦	①量の見込み	112	123	125	127	130	131
	②確保方策	154	155	155	155	155	155
	放課後児童 クラブ数	4	4	4	4	4	4
	過不足 ②－①	42	32	30	28	25	24

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
逸見	①量の見込み	40	48	52	55	59	62
	②確保方策	35	35	35	35	35	65
	放課後児童 クラブ数	1	1	1	1	1	2
	過不足 ②－①	△ 5	△ 13	△ 17	△ 20	△ 24	3
本庁	①量の見込み	387	388	401	414	425	435
	②確保方策	380	435	435	435	435	435
	放課後児童 クラブ数	12	13	13	13	13	13
	過不足 ②－①	△ 7	47	34	21	10	0
衣笠	①量の見込み	297	298	304	310	316	320
	②確保方策	331	381	381	381	381	381
	放課後児童 クラブ数	10	11	11	11	11	11
	過不足 ②－①	34	83	77	71	65	61
西	①量の見込み	231	232	238	243	248	253
	②確保方策	202	207	238	268	268	268
	放課後児童 クラブ数	6	6	6	7	7	7
	過不足 ②－①	△ 29	△ 25	0	25	20	15
大津	①量の見込み	442	457	473	488	502	515
	②確保方策	468	542	542	542	542	542
	放課後児童 クラブ数	13	15	15	15	15	15
	過不足 ②－①	26	85	69	54	40	27
浦賀	①量の見込み	122	131	133	135	136	137
	②確保方策	143	173	173	173	173	173
	放課後児童 クラブ数	4	5	5	5	5	5
	過不足 ②－①	21	42	40	38	37	36
久里浜	①量の見込み	440	463	479	495	510	523
	②確保方策	390	436	496	496	526	526
	放課後児童 クラブ数	11	12	14	14	15	15
	過不足 ②－①	△ 50	△ 27	17	1	16	3
北下浦	①量の見込み	214	223	231	238	244	250
	②確保方策	185	225	255	255	255	255
	放課後児童 クラブ数	5	6	7	7	7	7
	過不足 ②－①	△ 29	2	24	17	11	5

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要	妊娠中及び出産後で、家事の支援等を必要とする家庭に、家事及び保育経験のある子育て支援ヘルパーを派遣し、当該家庭が安心して日常生活を営むことができるよう援助することを目的とします。また、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 ヘルパー派遣数 481回
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、援助を行うなど、子育ての負担軽減を図ります。

単位：人日

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み		642	642	642	642	642
	②確保方策		642	642	642	642	642
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0

⑬ 児童育成支援拠点事業

事業の概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に対して、当該こどもの居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供します。
現状	※新規事業
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●定員20人の支援拠点を開設し、個別ニーズに応じた包括的な支援を提供します。

単位：人

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み		20	20	20	20	20
	②確保方策		20	20	20	20	20
	過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0

⑭ 親子関係形成支援事業

事業の概要	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施することにより、適切な親子の関係の形成に向けた支援を行います。
現状	※新規事業
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●児童の心身の発達の状況に応じたペアレント・トレーニングに取り組み、親子間における適切な関係性の構築を図ります。また、今後職員の研修受講により、相談対応等のスキルアップに努めます。

単位:人

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み		175	175	175	175	175
	②確保方策		175	175	175	175	175
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑮ 妊婦等包括相談支援事業

事業の概要	主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う。
現状	※新規事業
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●安心して子育てができるように、妊娠から出産まできめ細かな相談に対応します。

単位:回

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み		3,344	3,260	3,191	3,137	3,095
	妊婦届出数		1,566	1,530	1,501	1,478	1,460
	1組当たり 面談回数		3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数		3,344	3,260	3,191	3,137	3,095
	②確保方策		3,344	3,260	3,191	3,137	3,095
	こども家庭 センター		3,344	3,260	3,191	3,137	3,095
	業務委託		0	0	0	0	0
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑩ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の概要	乳児又は満3歳未満の保育所等に通っていない幼児に適切な遊び生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況、養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う。
現状	※新規事業
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施します。

単位:人日

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 (合計)	①量の見込み		12	12	11	24	32
	②確保方策		12	12	11	24	32
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
0歳児	①量の見込み		3	3	3	5	7
	②確保方策		3	3	3	5	7
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み		4	4	4	9	12
	②確保方策		4	4	4	9	12
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み		5	5	4	10	13
	②確保方策		5	5	4	10	13
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑪ 産後ケア事業

事業の概要	出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行うとともに、関係機関との連携を図り、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。
現状	※新規事業
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●妊娠期から出産・子育て期にかけて切れ目のないサポートを行うことで、健やかな子育てを推進するとともに、児童虐待の予防に寄与します。

単位:人日

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み		590	583	575	567	559
	②確保方策		590	583	575	567	559
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

6 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟なこどもの受け入れが可能であるだけでなく、一時預かり事業、相談、情報提供等地域の子育て支援のニーズを汲み取っていく施設であり、子育てに対する様々な不安や負担を軽減することが可能です。

認定こども園は、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度に幼保連携型認定こども園が創設され、横須賀市では、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供と、地域の子育て支援の充実を推進するための重要施策として、その普及に関して支援を進めてきました。

認定こども園の移行状況

区 分	平成26年度 (2014年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
幼稚園型	0 か所	9 か所	10 か所	10 か所	10 か所	11 か所
幼保連携型	0 か所	12 か所	12 か所	16 か所	19 か所	19 か所
計	0 か所	21 か所	22 か所	26 か所	29 か所	30 か所

これまでの取り組みの結果、令和5年度の時点で幼稚園型及び幼保連携型認定こども園あわせて30か所とおおむね計画どおりの普及が進んだこと、また今後待機児童の解消も見込まれることから、本プランでは認定こども園の設置数に関する目標は設定しないこととします。

なお、保育所や幼稚園等の既存施設が認定こども園への移行を希望する場合は園児等の保護者や地域のニーズ、状況等を踏まえながら、引き続き情報提供や相談などの支援を行います。

7 学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割及びその推進方策

乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、このような時期に、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業がこどもやその家庭に与える影響は決して小さくありません。

そのため、横須賀市において、質の高い教育・保育等の提供を目指す子ども・子育て支援新制度の総合的かつ効率的な推進を図るための取り組みを継続していくとともに、更なる事業の充実に向けた取り組みの検討を行います。

また、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が、これまで以上にこどもや子育て世帯から快適に利用してもらえるためには、市と事業者との連携及び協力が不可欠です。

こどもの処遇改善、職員の資質向上及び待遇改善等については、子ども・子育て支援新制度施行前より進めていますが、平成28年度からは神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、

横須賀市の共同事業として「子育て支援員研修」を、平成29年度からは教育・保育施設や放課後児童クラブ等について、新たなリーダー的な役割を担う職員のキャリアアップを図るための研修制度が創設され、リーダー的な役割を担う職員に対しては、国の賃金改善に加え、市独自で賃金改善を行うなど、職員の待遇改善に努めています。

今後も引き続き、こどもの処遇改善や職員の資質向上、待遇改善を行い、より使いやすい事業の提供を図ってまいります。その際には、市と事業者や従事職員等と情報交換などを行いながら、適切な事業の支援及び運営を図ります。

さらに、幼児期の学校教育・保育のうち教育・保育施設と地域型保育事業者との連携・接続については、こどもの連続した育ちを保障し、子育て世帯が不安なく教育・保育を受けることができるよう、公立保育園・こども園等を活用するなど、地域型保育事業の連携施設の確保を積極的に支援します。

8 学校教育・保育と小学校等との連携の推進方策

こどもは、成長過程において、多くの人や環境との出会いを通して人格形成を築いていくため、様々な環境における遊びや学びなどの連続性と発達への継続した支援が確保されなければなりません。

そのため、こども一人一人の個性や育ちを大切にして、小学校生活を送ることができるよう、こどもに関わる大人が立場の違いを超えて連携協働し、幼保小の架け橋プログラムの推進を図ります。

そのために幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との交流事業や情報交換会、カリキュラム検討会等を実施するとともに、幼稚園幼児指導要録や保育所児童要録などによりこどもが培ってきた生活実態を共有します。

また、それぞれの理解を深めるための研修会や講演会等を開催し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、こどもの姿を起点に話し合いを深めます。

9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の考え方

子ども・子育て支援法の改正により、施設等利用給付制度が創設され、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に関して、対象者や対象事業が大幅に広がりました。

施設等利用給付費の支給（保育料の無償化）については、様々な給付方法が考えられますが、できる限り効率的・効果的な方法により、子育て世帯及び事業者が、無償化の効果を実感できるよう進めます。

10 児童虐待対策及び社会的養護体制の充実

令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「横須賀市社会的養育推進計画」により、社会的養育の体制整備に関する全体的な視点を持ちつつ、横須賀市の実情に即した効果的な取り組みを推進していきます。

① 横須賀市社会的養育推進計画の目標値

「家庭養育優先原則」に基づき、里親・ファミリーホームへの委託を推進します。改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、計画期間終了となる令和11年度の里親等委託率の目標を、中期計画の45%から50%に引き上げました。

この目標達成に向けて、里親制度の充実を図ります。里親の専門性向上や支援体制の強化に取り組むとともに、里親登録数を増やすための取り組みにも引き続き注力します。あわせて、ファミリーホームの設置促進を進め、家庭的養護の受け皿を拡充します。

一方で、こども一人ひとりの特性を十分に見極め、最適な養育環境を提供することも重要です。社会的養護の中心を担ってきた施設については、特別な支援を要するこどもを養育するニーズがある現状も踏まえ、小規模化を図りつつ、これまで培ってきた組織力と専門性をさらに高め、維持・発展させていきます。施設の特性や強みを活かしながら、段階的に体制の再構築を進めるとともに、地域における家庭支援の役割を担うことも検討し、その機能の拡充を図ります。

計画に基づく各種施策の推進にあたっては、施設、里親、ファミリーホーム、行政の各部門等の関係者間の緊密な連携が不可欠です。「こどもの最善の利益の実現」を常に念頭に置き、バランスの取れた体制づくりを目指します。これらの取り組みを進める中で、社会情勢の変化や新たな課題に対して迅速かつ適切に対応することが求められます。そのため、国や県内の児童相談所設置県市の動向等を踏まえつつ、必要に応じて計画に掲げた目標値等の見直しを含めて柔軟に対応し、こどもたちの最善の利益の実現に向けて取り組みます。

② 社会的養育の方向性

(1) 里親・ファミリーホーム委託の方向性

こどもが安心して育つ環境を提供するために、家庭と同様の養育環境である里親・ファミリーホームの委託を推進します。里親・ファミリーホームと市、施設等が相互に協力し、「こどもの最善の利益」を守るための取り組みを推進します。

また、フォスティング業務の一部委託を進め、新たな支援策の導入を検討し、多層的な啓発活動を展開し、里親登録数の増加と里親支援の強化を目指します。

里親委託中だけでなく解除後の支援も含め、継続的なサポート体制を整え、里親家庭が安定した養育環境を提供できるよう努めていきます。

(2) 施設の方向性

施設においては、行動上・心理的課題を抱えるこどもを養育するニーズがあることから、即時の小規模化は困難です。しかし、「家庭養育優先原則」に基づき、施設での

養育を受けるこどもは減少傾向にあります。今後は、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを推進し、家庭的な環境を提供することを目指します。

家庭的支援とあわせて、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、栄養士等の多職種連携による専門的なケアを提供し、ケアニーズの高いこどもへの支援を強化します。

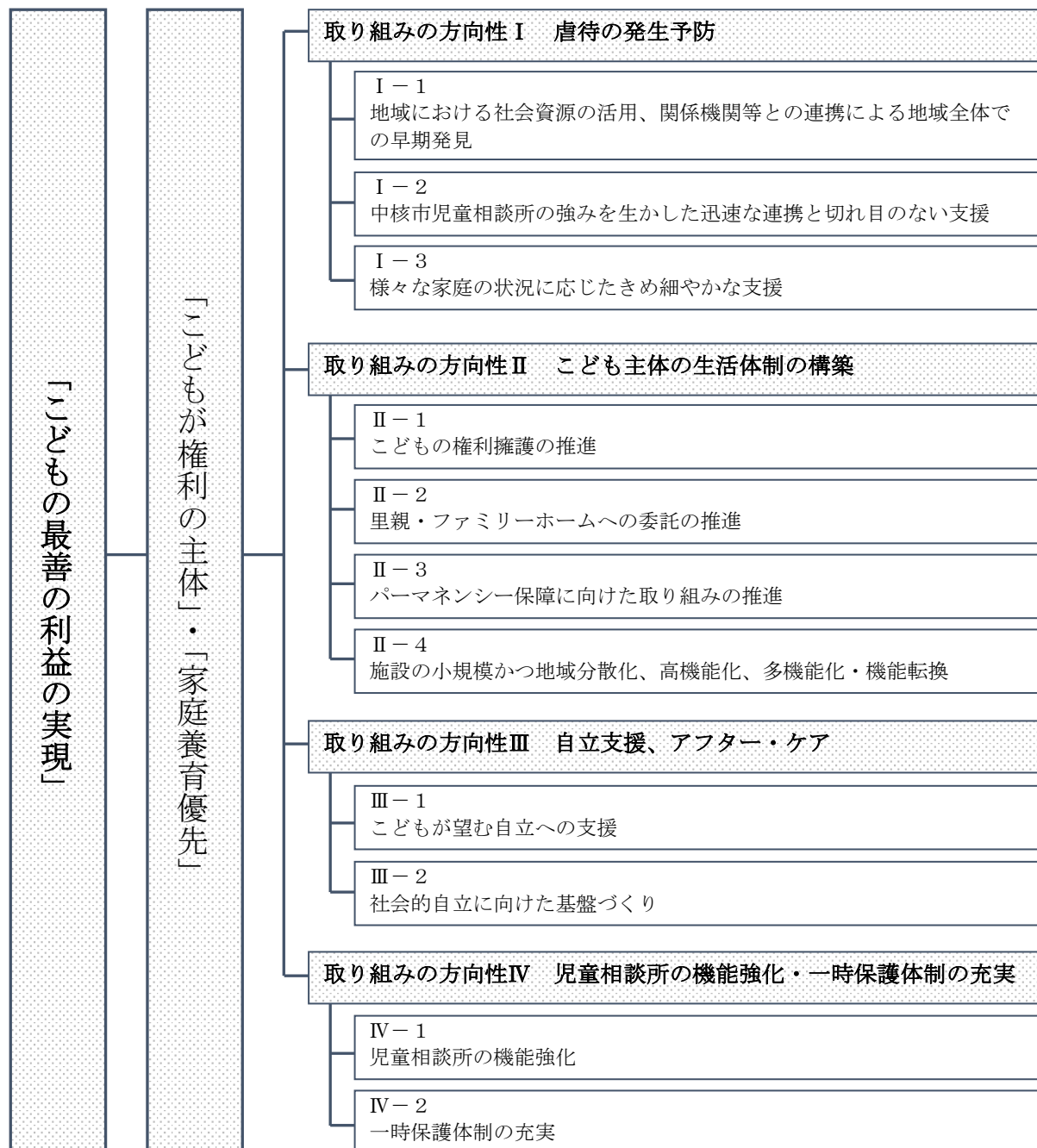
施設の小規模化・地域分散化の推進とともに、施設機能の多機能化・機能転換を目指し、地域の家庭やこどもに対する支援をより包括的に行う体制の検討を進めます。個々のこどものニーズに応じた対応を基盤とし、質の高い養育の提供に努めていきます。

③社会的養育推進に向けた取り組み

「誰も一人にさせないまち」という理念の実現を目指します。この理念のもと、改正児童福祉法の3つの基本原則「こどもの最善の利益の実現」「こどもが権利の主体」

「家庭養育優先」を踏まえ、こどもへの支援の段階ごとに具体的な取り組みを定めて、施策等を着実に実施していくこととします。

社会的養育推進に向けた取り組み





第6章

プランの達成状況の 点検及び評価

1 プランの実施体制

本プランを実施していくためには、家庭、地域、学校、事業者、行政がそれぞれの立場で、必要に応じて連携し、支援し合いながら、それぞれの期待されている役割を主体的に果たしていくことが必要です。こども・若者もそれぞれの成長や発達に応じた役割を担うことが期待されています。

こども・若者の育成、子育て家庭の支援に関して様々な市民、公益活動団体が幅広く活動しています。それらの活動を支援し、促進するとともに、保育所、幼稚園、学校施設等の地域資源を活用し、社会全体で取り組みを進めていく必要があります。

以上を踏まえ、市では民生局福祉こども部を中心に関係部局からなる推進体制を整え、全庁的に計画を推進します。

2 プランの進捗状況の把握

プランの進捗状況については、民生局福祉こども部を中心に事業を評価する体制を確立し、児童福祉審議会に評価結果を報告して、着実な進行管理を行います。

進行管理にあたっては、基本理念や求める姿の実現を常に意識し、事業の実施状況を把握します。また、こども・若者の意見を聴取し、毎年の評価結果をホームページで公表するなど市民への情報提供を定期的に行います。

プランに定めた量の見込み（目標事業量）と、実際の状況に乖離がある場合は、児童福祉審議会における審議を通じて対応策を検討し、柔軟に見直しを行います。